

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 4 (2022) 年 6 月

広島国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1. 使命・目的等	10
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 社会連携・社会貢献	85
V. 特記事項	91
VI. 法令等の遵守状況一覧	92
VII. エビデンス集一覧	106
エビデンス集（データ編）一覧	106
エビデンス集（資料編）一覧	107

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

広島国際大学は平成 10(1998)年に、学校法人常翔学園（平成 20(2008)年 4 月に学校法人大阪工大摂南大学から改称）が設置する 3 番目の大学として開学した。本学園は、本学に加え大阪工業大学、摂南大学、常翔学園中学校・高等学校、常翔啓光学園中学校・高等学校を設置している。

1. 本学園の建学の精神・本学の基本理念、使命・目的

【建学の精神】

世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。

本学園は、大正 11(1922)年に創設した関西工学専修学校がはじまりである。この関西工学専修学校は、本庄京三郎（甲陽土地株式会社社長・大正信託株式会社代表取締役）を校主とし、校長・工学博士の片岡安（大阪工業会理事長）をはじめ 12 人の協力を得て創設された。急速な都市化が進む大阪において、都市基盤を支える技術者が不足し、これに対応できる技術者の育成が求められた時代を背景にして、「現場で活躍できる専門職業人」の育成をはじめた創設者たちの使命と情熱を、本学は受け継いでいる。

【広島国際大学の目的】

広島国際大学は、ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。

【広島国際大学大学院の目的】

広島国際大学大学院は、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

【広島国際大学助産学専攻科の目的】

本専攻科は、その専門性が高度に求められる職業を担うための学識および卓越した助産実践能力を培い、高度医療化や国際化にも対応できるリプロダクティブ分野におけるスペシャリストを育成するとともに専門的な学術の理論およびその応用を教授研究することにより、地域の周産期医療や福祉および国際協力に寄与することを目的とする。

【教育の理念】

本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。

本学は建学の精神を基盤に、平成 10(1998)年 4 月、「保健・医療と福祉を軸に世界平和を創造する大学」という理念のもと、保健医療学部と医療福祉学部の 2 学部で平成 10(1998)年 4 月に開学した。総合大学を目指した時期もあったが、平成 25(2013)年度、開学 15 周年の節目に、本学の目的や教育の理念を改めて問い直し、健康・医療・福祉分野の総合大学として本格的な一步を踏み出すことを決め、大規模な改組を行うとともに、教育の理念を改定した。

2. 本学の将来像

【将来像】

ともにしあわせになる学び舎

—健康・医療・福祉の分野で高い専門性と豊かなところを備えたひとを育成し、地域と社会の未来に貢献する。また、生涯にわたり学び続ける人をサポートする。

令和 4(2022)年度に迎える学園創立 100 周年に向けた中長期目標・計画については、平成 18(2006)年度に掲げた「これからの学園」が起源となっている。平成 19(2007)年度には、平成 20(2008)年度から令和 4(2022)年度までの期間を 3 期に分け、段階的に具体的な数値目標を掲げて戦略的に取り組んでいくことを決定した。その後、社会環境が大きく変化していることを踏まえ、第Ⅱ期に当たる平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度にかけて、理事長指針と各学校中長期目標・計画及び学校長方針の整合性を図り、目標に定性評価を入れるなど、発展的に見直した。現在の長期ビジョン「J-Vision22」では、次代の要請に的確に応え、社会から選ばれる教育機関であり続けるために、「透明性の高い経営」を推し進め、「魅力ある教育」を実現する、と掲げている。本学においては、この長期ビジョンにおける本学の将来像を平成 27(2015)年度に見直した。この将来像は、健康・医療・福祉分野の大学として目指す姿を表現しており、健康・医療・福祉のいずれも、「しあわせ」「well-being」と関係が深いこと、また、人々の主観的なしあわせのみならず、健康の維持や予防医療など、3 つの分野全般において、人と人のつながりが重要であることから、交流と連携を重視した取り組みを進めている。

なお、次期長期ビジョン「J-Vision2037」を策定し、令和 4(2022)年度の学園創立記念日(10 月 30 日)に公表予定である。

3. 本学の個性・特色

本学は、本学園の建学の精神及び本学の目的等に基づいて、健康・医療・福祉の分野を主力とした教育を展開し、専門職業人を輩出することで社会へ貢献している。特に、80% 程度の学生が医療・福祉分野の国家資格取得へ向けて学んでおり、卒業生の多くが医療・福祉分野の専門職業人として活躍している。

現代社会では、医師、看護師、薬剤師などにより行われる「チーム医療」のように、多様な価値観・背景を持った人々と連携して課題解決を図る能力が必須である。そのため本学では、平成 27(2015)年度から学部・学科の垣根を越えて学ぶ「専門職連携教育(IPE: InterProfessional Education)」を開始しているが、将来像に込めた連携を重視し、それまで必修科目 2 科目及び選択科目 2 科目からなっていた教育プログラムを改定し、令和

2(2020)年度からは、全 4 科目を全学生が必修科目として学ぶ教育課程としている。

また、学生が地域団体や自治体などとの連携を通して深める学びを後押しする制度「広島国際大学チャレンジプロジェクト」「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」では、大学が認定した企画に対して奨励金を支給するなど支援している。

さらに、地域や社会の誰もが一緒に学びあったり、教えあったり、集ったりしながら、健康で楽しい毎日を過ごすための活動の場として「広国市民大学」を開学し、子育てや IT 活用、終活を学ぶコースや公開講座等を開講している。

令和 2(2020)年度までは、都市部で学修する利便性を考慮して広島キャンパスに医療経営学部を設置し、広島・東広島・呉の 3 キャンパス体制としていたが、学部・学科を横断した学びや学部・学科間の交流の機会を充実するため、令和 2(2020)年 4 月からは、東広島・呉キャンパスに統合し 2 キャンパス体制とした。加えて呉キャンパスには、地域住民と交流できるカフェ及びグループ学修や個別学修など多様なニーズに応じた学修環境を備えた建物の新築、「呉ローズガーデン」の設置、東広島キャンパスには、地域住民の健康を支える機能を持つ「Active Wellness Center」の新築など、大規模なキャンパス整備を行ったことにより、学内外でのさまざまな交流・連携が進んでいる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 10(1998)年	広島国際大学を開学 保健医療学部（看護学科、診療放射線学科、臨床工学科）と医療福祉学部（医療福祉学科、医療経営学科）を設置
平成 13(2001)年	人間環境学部（臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科）を増設
平成 14(2002)年	呉キャンパスを開設 社会環境科学部（建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科）を増設
平成 15(2003)年	保健医療学部の看護学科を看護学部看護学科に改組 大学院を開設し、看護学研究科に看護学専攻（修士課程）、総合人間科学研究科に臨床心理学専攻（博士課程）、医療工学専攻（修士課程）、医療経営学専攻（修士課程）を設置
平成 16(2004)年	薬学部（薬学科）を増設 大学院総合人間科学研究科に医療福祉学専攻（修士課程）を増設
平成 17(2005)年	大学院総合人間科学研究科に医療工学専攻（博士課程）を増設
平成 18(2006)年	保健医療学部に理学療法学科を増設 人間環境学部（臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科）を心理科学部（臨床心理学科、コミュニケーション学科、感性デザイン学科）に改称 薬学部（薬学科）を6年制に移行 大学院に社会環境科学研究科を増設し、建築・環境学専攻（修士課程）と情報通信学専攻（修士課程）を設置
平成 19(2007)年	社会環境科学部（建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科）を工学部（建築学科、住環境デザイン学科、情報通信学科、機械ロボティクス学科）に改組 大学院総合人間科学研究科にコミュニケーション学専攻（修士課程）と実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）を増設し、臨床心理学専攻を博士課程から博士後期課程に改組
平成 20(2008)年	大学院総合人間科学研究科に感性デザイン学専攻（修士課程）を増設 学校法人大阪工大摂南大学を学校法人常翔学園と改称
平成 21(2009)年	大学院総合人間科学研究科を医療・福祉科学研究科（医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻）と心理科学研究科（臨床心理学専攻、コミュニケーション学専攻、感性デザイン学専攻、実践臨床心理学専攻）に改組 大学院社会環境科学研究科を工学研究科へ改称

広島国際大学

平成 23(2011)年	広島キャンパスを開設し、医療福祉学部の医療経営学科を医療経営学部医療経営学科に改組 保健医療学部の理学療法学科を総合リハビリテーション学科、心理科学部のコミュニケーション学科をコミュニケーション心理学科に改組 助産学専攻科を設置 心理科学部の感性デザイン学科及び工学部の建築学科と機械ロボティクス学科の学生募集を停止
平成 24(2012)年	大学院に薬学研究科医療薬学専攻（博士課程）を設置 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を博士課程に課程変更
平成 25(2013)年	保健医療学部の総合リハビリテーション学科を総合リハビリテーション学部（リハビリテーション学科、リハビリテーション支援学科）、保健医療学部の臨床工学科を医療技術学科に改組 工学部の住環境デザイン学科と情報通信学科の学生募集を停止
平成 26(2014)年	医療栄養学部医療栄養学科を増設
平成 27(2015)年	心理科学部（臨床心理学科、コミュニケーション心理学科）を心理学部心理学科に改組 大学院心理科学研究科の感性デザイン学専攻の学生募集を停止
平成 29(2017)年	大学院工学研究科の学生募集を停止
平成 31(2019)年	大学院心理科学研究科のコミュニケーション学専攻の学生募集を停止
令和 2(2020)年	広島キャンパスを移転し、東広島・呉キャンパスに統合 健康スポーツ学部健康スポーツ学科を増設 心理学部心理学科、医療栄養学部医療栄養学科、医療経営学部医療経営学科、医療福祉学部医療福祉学科を健康科学部（心理学科、医療栄養学科、医療経営学科、医療福祉学科）に改組 保健医療学部の医療技術学科救急救命学専攻を保健医療学部救急救命学科に改組 総合リハビリテーション学部のリハビリテーション支援学科義肢装具学専攻を総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻に改組

2. 大学の現況【令和 4(2022)年 5 月 1 日現在】

(1)大学名

広島国際大学

(2)所在地

東広島キャンパス：広島県東広島市黒瀬学園台 555 番地 36

呉キャンパス：広島県呉市広古新開 5 丁目 1 番 1 号

(3)学部構成

学部

保健医療学部	診療放射線学科、 医療技術学科（臨床工学専攻、臨床検査学専攻）、 救急救命学科
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療 法学専攻、言語聴覚療法学専攻、義肢装具学専攻）
看護学部	看護学科
薬学部	薬学科
健康科学部	心理学科、医療栄養学科、医療経営学科、 医療福祉学科
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科

大学院

看護学研究科	看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻（博士前期課程・博士後期課程） 医療福祉学専攻（修士課程） 医療経営学専攻（修士課程）
心理科学研究科	臨床心理学専攻（博士後期課程） 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）
薬学研究科	医療薬学専攻（博士課程）

専攻科

助産学専攻科

※助産学専攻科は、看護師資格を有する女子を対象とした1年課程

(4)学生数、教員数、職員数

学部・学科の定員及び在籍学生数

(単位：人)

学部	学科	入学定員 (収容定員)	在籍 学生数
保健医療学部	診療放射線学科	70(280)	333
	医療技術学科(*)	100(400)	415
	救急救命学科(*)	50(200)	158
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科(*)	180(720)	703
	リハビリテーション支援学科	—	23
看護学部	看護学科	120(500)	487
薬学部	薬学科 [6年制]	120(720)	557
健康科学部	心理学科(*)	100(400)	238
	医療栄養学科(*)	60(240)	166
	医療経営学科(*)	90(360)	250
	医療福祉学科(*)	100(400)	183
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科(*)	70(280)	221
医療福祉学部	医療福祉学科	—	62
医療経営学部	医療経営学科	—	91
心理科学部	臨床心理学科	—	1
心理学部	心理学科	—	98
医療栄養学部	医療栄養学科	—	53
合 計		1,060(4,500)	4,039

(*)：学年進行中

令和 2(2020)年度に、以下の改組を行った。

- ・健康スポーツ学部健康スポーツ学科を増設し、年次進行中。
- ・心理学部、医療栄養学部、医療経営学部、医療福祉学部を健康科学部（心理学科、医療栄養学科、医療経営学科、医療福祉学科）に改組。
- ・保健医療学部医療技術学科救急救命学専攻を保健医療学部救急救命学科に改組。
- ・総合リハビリテーション学部リハビリテーション支援学科義肢装具学専攻を総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻に改組。

なお、編入学定員は看護学部看護学科に3年次10名を設定している。

広島国際大学

研究科・専攻の定員及び在籍学生数

(単位：人)

研究科	専攻	入学定員 (収容定員)	在籍学生数
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	10(20)	2
	看護学専攻 博士後期課程	3(9)	0
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻 博士前期課程	10(20)	17
	医療工学専攻 博士後期課程	2(6)	5
	医療福祉学専攻 修士課程	5(10)	0
	医療経営学専攻 修士課程	5(10)	3
心理科学研究科	臨床心理学専攻 博士後期課程	2(6)	0
	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	20(40)	28
薬学研究科	医療薬学専攻 博士課程	2(8)	1
合 計		59(129)	56

助産学専攻科の定員及び在籍学生数

(単位：人)

専攻科	入学定員 (収容定員)	在籍学生数
助産学専攻科 [1年制]	10(10)	8

学部・学科別教員数

(単位：人)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健医療学部	診療放射線学科	8	3	5	1	0	17(3)
	医療技術学科(*)	8	3	8	0	2	21(2)
	救急救命学科(*)	4	2	3	0	0	9(3)
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科(*)	17	8	11	4	0	40(1)
看護学部	看護学科	9	10	6	7	6	38(1)
薬学部	薬学科	17	12	11	11	0	51(4)
健康科学部	心理学科(*)	5	8	3	0	0	16(2)
	医療栄養学科(*)	8	1	4	2	4	19(3)
	医療経営学科(*)	7	5	2	1	0	15(3)
	医療福祉学科(*)	7	7	3	1	0	18(9)
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科(*)	6	1	3	2	0	12(1)
合計		96	60	59	29	12	256(31)

(*)：学年進行中

合計欄の括弧内は客員教員数（外数）

広島国際大学

研究科・専攻別教員数

(単位：人)

研究科	専攻	教授	准教授	講師	合計
心理科学研究科	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	3	2	2	7(1)

専任教員数のみ記載。実践臨床心理学専攻以外の研究科・専攻は学部・学科教員が兼務
合計欄の括弧内は客員教員数（外数）

専攻科教員数

(単位：人)

専攻科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
助産学専攻科	1	1	0	1	0	3

職員数

(単位：人)

	専任職員	嘱託職員	臨時要員	派遣社員	合計
人数	92	23	8	12	135

臨時要員には、授業補助等は含まない

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人常翔学園の建学の精神を踏まえた広島国際大学の各目的は、「広島国際大学学則」「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学助産学専攻科規定」に定め、具体的に明文化している。また、学部の学科・専攻ごとの教育目的についても同様である【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】。大学の目的に記載している医療という言葉は、地域医療における生活支援や予防医療における健康維持・増進などを含めた広い活動として捉えており、本学ホームページに明示している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-1-1】 広島国際大学学則

【資料 1-1-2】 広島国際大学大学院学則

【資料 1-1-3】 広島国際大学助産学専攻科規定

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の最も大きな個性・特色である、健康・医療・福祉分野の専門職業人を育成することに関して、教育・研究の指針として3つのところ「慈愛のころ」「探求のころ」「調和のころ」の考え方をホームページ等で明示している。3つのころは、教職員の教育・研究・社会貢献活動を行う上での基本姿勢となっている。また、「命の尊厳を理解し、真心を持って他者を尊重できるひと」のような輩出する人材像や求める人材像を示すことで、本学の目的や個性・特色を簡潔に理解できるよう工夫している【資料 1-1-4】。

本学では、大学の使命・目的や教育の理念を端的に表す表現として、「いのちのそばに。ひととともに。」というタグラインを策定し、シンボルマークとともに様々な広報活動の機会に活用しており、大学の個性・特色を明示している（図 1-1-1）【資料 1-1-5】。

さらに、将来像として「ともにしあわせになる学び舎」を定めているが、健康・医療・福祉分野のいずれも「しあわせ」「well-being」と関係が深いこと、また、人々の主観的なしあわせのみならず、健康の維持や予防医療など、健康・医療・福祉分野全般において、人と人のつながりが重要であることから、交流と連携を重視して活動をしていくという本

学の方針を明示している【資料 1-1-6】。

図 1-1-1 タグラインとシンボルマーク

いのちのそばに。ひととともに。



《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-1-4】 広島国際大学ホームページ（教育に関する基本方針）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒教育に関する基本方針）

【資料 1-1-5】 広島国際大学ホームページ（UI（ユニバーシティ・アイデンティティ））

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/ui.html>

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒UI（ユニバーシティ・アイデンティティ））

【資料 1-1-6】 広島国際大学ホームページ（将来像）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/future.html>

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒将来像）

1-1-④ 変化への対応

平成 10(1998)年 4 月に「保健・医療と福祉を軸に世界平和を創造する大学」という理念のもと、保健医療学部と医療福祉学部の 2 学部で開学した本学は、その後、工学部等を設置して、総合大学を目指していた時期もあった。しかし、平成 25(2013)年度、開学 15 周年の節目に、教育の理念を改めて問い直し、開学時の理念に立ち戻り、健康・医療・福祉分野の総合大学として、同分野において広く専門職業人を育成することとした。平成 27(2015)年度に、「専門職連携教育」を教育課程に取り入れ、より医療・福祉系の関連性を高め「医療系総合大学」としてさらなる充実を図るため、健康・医療・福祉分野で活躍するスペシャリストを育成する大学に相応しい内容に大学の目的を見直した【資料 1-1-7】。このように、社会や時代の変化に柔軟に対応し、学部・学科の新設及び改組時などに適宜見直している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-1-7】 2014 年度第 3 回学部長会議議事録

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の目的に記載している医療について、これまで本学ホームページで言葉の定義を説明することで補完してきたが、健康・医療・福祉分野の総合大学であることがより明確になるよう、また、コロナ禍等で大きく変化している社会の状況に応じて、大学の目的等を見直すことを検討する。令和 2(2020)年度からは特に、「健康」や「Well-being」を重視した教育や取り組みを進めており、目的・理念等を見直す際、表現として盛り込むよう合わせて検討する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の教育・研究にかかる基本方針については、「大学・大学院運営会議（旧「学部長会議」「大学院委員会）」「助産学専攻科委員会」において審議している。また、決定した基本方針は教授会、研究科委員会等を通じて学内構成員に周知しており、理解と支持を得ている。なお役員に対しては、理事である学長が大学の目的や将来像、学部設置や改組の内容等を理事会において説明し承認を得ることで、理解と支持を得ている。

現在の大学の目的、教育・研究の指針、求める人材像、輩出する人材像、タグラインについては、平成 23(2011)年度、若手教職員が中心となり改めて大学の根幹を問い直す UI(University Identity)ワーキングが提案したものが基礎となっている【資料 1-2-1】。10 回のワーキングによる議論を重ねた結果、策定した各方針は、「学部長会議」及び「大学院委員会」（現在の「大学・大学院運営会議」）での審議を経ており、ボトムアップの策定プロセスを通じて、広く教職員の理解と支持を得ている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-2-1】 UI ワーキング提案資料

1-2-② 学内外への周知

本学園の建学の精神及び本学の目的、教育の理念及び学部の学科、大学院の専攻の教育目的は学生便覧等に掲載し、本学ホームページを通して、学内外に周知している【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】。

さらに学内には、学生向け自校史冊子「広島国際大学読本」を発刊し、新入生ガイダンス時や学内行事等を通じて新入生へ配付・説明することで本学の目的・教育の理念等を浸

透させているほか、教職員への「広国大 教職員ハンドブック」配付、新任教員に対するオリエンテーション時での説明を通じて、建学の精神、教育の目的等を周知し、理解を得ている【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】。

建学の精神や学園設置各校の教育の理念・将来像等は、学園全体としても構成員への啓発に取り組んでおり、周知用ポスターを作成し、学内に掲示して浸透を図るとともに、全教職員に建学の精神を記載した「コンプライアンスハンドブック」「COMPLIANCE CARD」を配付している【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-2-2】 広島国際大学ホームページ（学生便覧 10 ページ 教育に関する基本方針）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）

【資料 1-2-3】 広島国際大学ホームページ（教育に関する基本方針）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒教育に関する基本方針）

【資料 1-2-4】 広島国際大学ホームページ（建学の精神）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/soul.html>

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒建学の精神）

【資料 1-2-5】 常翔学園ホームページ（学園案内 2021）

<https://www.josho.ac.jp/guide/html5.html#page=1>

（ホーム⇒学園紹介⇒学園案内（デジタルパンフレット））

【資料 1-2-6】 2022 年度広島国際大学読本

【資料 1-2-7】 広国大 教職員ハンドブック 2022

【資料 1-2-8】 建学の精神、教育の理念の周知用ポスター

【資料 1-2-9】 コンプライアンスハンドブック

【資料 1-2-10】 COMPLIANCE CARD 改訂版

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中長期目標・計画は、学園の 100 周年に向けた長期ビジョン「J-Vision22」に基づき定めている（図 1-2-1）。この「J-Vision22」における本学の将来像を平成 27(2015)年度に見直し、それに基づいた長期目標・計画及び、基本 10 項目「学生・生徒募集」「教育・研究」「学生・生徒支援」「進路・就職」「人事」「財務」「学校間連携」「ブランディング」「社会貢献」「グローバル化」、大学独自の差別化項目における中期目標・計画（5 年単位）を策定している【資料 1-2-11】。

将来像である「ともにしあわせになる学び舎」の実現を目指して、本学に関わるあらゆる人がともに学び合える「ユニバーサルキャンパス構想」に基づくキャンパス整備など、具体化に向けた取り組みを行っている。

なお現在、学園の次期長期ビジョン「J-Vision2037」に基づき、中長期目標・計画の策定を進めている。

図 1-2-1 J-Vision22ー常翔学園創立 100 周年に向けて

学校法人常翔学園

J-Vision22 — 常翔学園 創立100周年に向けて

学園は創立100周年(2022年)に向けた基本構想「J-Vision」のもと、
「連携」「戦略」をキーワードに、より透明性の高い経営を推し進め、
「質」「量」とともにバランスのとれた魅力ある教育の実現に取り組んでまいります。



●「連携」「戦略」をキーワードにした部署間(法人本部と設置各機関、各学部と各事務室等)の緊密な連絡・調整、一致協力の下、透明性のある合意形成を目指す組織体制
▲「質」「量」とともにバランスのとれた一定規模・レベルを有する設置各機関の「強みと特色(オンリーワン、ナンバーワン)」を生かした教育改革の実践

(2017年2月一部見直し)

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-2-11】 第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022 年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学の目的や教育の理念に基づき、輩出する人材像に合わせてディプロマ・ポリシーを策定し、その内容をカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに連動させている【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】。具体的には、大学の目的にある「ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成」するために、「ひとを思いやる豊かな人間性を持つ」ことをはじめとした 5 項目からなる全学のディプロマ・ポリシーを定め、これに基づいて全学のカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。この方針を実現するための教育をカリキュラム・ポリシーに基づいて実施している。

なお現在のポリシーは、令和 2(2020)年度の改組に合わせて見直したものである。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-2-12】 広島国際大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒アドミッション・ポリシー）

【資料 1-2-13】 広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー [学部]）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p/curriculum_p_2020.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー [2020 年度入学生]）

【資料 1-2-14】 広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー [大学院]）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p/curriculum_p_in.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー）

【資料 1-2-15】 広島国際大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー [学部]）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/diploma_p/diploma_p_2020.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒ディプロマ・ポリシー [2020 年度入学生]）

【資料 1-2-16】 広島国際大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー [大学院]）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/diploma_p/diploma_g_2021.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒ディプロマ・ポリシー [2021 年度入学生]）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の精神のもと、健康・医療・福祉分野の専門職業人を育成するため、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、看護学部、薬学部、健康科学部、健康スポーツ学部及び大学院の看護学研究科、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科、薬学研究科並びに専攻科の助産学専攻科を設置しており、大学の目的等との整合性が取れている。なお助産学専攻科は、看護師資格を有する女子を対象とした 1 年課程である。

また、附属施設として、大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻の教育施設である心理臨床センター、教員が主体となって事務職員と協働している教育研究関連の組織として、情報メディアラーニングセンター、基盤教育センター、専門職連携教育センター、教職教

室などを整備している【資料 1-2-17】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 1-2-17】 組織規定の抜粋＜広島国際大学該当部分＞

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育の理念や目的について、大学ホームページ、「広国大 教職員ハンドブック」、各種会議等を通じて教職員に周知しているが、今後も継続して浸透を図る。

また、次期長期ビジョン「J-Vision2037」策定に合わせて、将来像を策定した。この将来像の実現に向けて、中長期目標・計画を策定し、人と人とのつながりを重視した交流・連携をさらに加速化させていく。

なお、大学院については、令和 2(2020)年度の改組に伴い、研究科・専攻の構成と基礎となる学部との不整合が生じているため、令和 6(2024)年度に迎える基礎となる学部の完成年度を機に研究科及び専攻を再編する改組を検討中である。

【基準 1 の自己評価】

目的、教育の理念及び教育目的は明確に定められ、簡潔に文章化されているとともに、教育・研究の指針やタグラインの策定により具体化されており、本学の中長期目標・計画や三つのポリシーに反映させている。また、健康・医療・福祉分野の大学であるという本学の個性・特色を、大学の目的や教育の理念に反映させ、学内外に周知している。

目的等を策定するプロセスは、役員及び教職員の理解と支持を十分に得られるものとなっている。さらに、目的等を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

以上のことから、本学は基準 1 に適合している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

広島国際大学のアドミSSION・ポリシーは、建学の精神、教育の理念に基づき、明確に定められている。

また、アドミSSION・ポリシーについては、本学のアドミSSION・ポリシーに基づき、学部の学科・専攻単位で定めるとともに、本学の入学者選抜要項等印刷物及び本学ホームページ上に明示し、広く学内外に周知している【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】。

【アドミSSION・ポリシー（全学）】

我々は、ひとと共にあゆみ、こころに届く医療を実践し、健康・医療・福祉分野で活躍しうる専門職業人を育成することを使命としています。

思いやりのこころや勉学意欲・探求心を持って、ひとや社会に役に立ちたいと思う人を歓迎します。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-1-1】2022 年度入学者選抜要項（各入試方式）

【資料 2-1-2】2022 年度社会人入学選抜要項、編入学選抜要項

【資料 2-1-3】2022 年度外国人留学生入学選抜要項、帰国生徒入学選抜要項

【資料 2-1-4】2023 年度大学院入学試験要項

【資料 2-1-5】2023 年度助産学専攻科入学試験要項

【資料 2-1-6】2023 年度広島国際大学入試ガイド

【資料 2-1-7】広島国際大学ホームページ（アドミSSION・ポリシー）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒アドミSSION・ポリシー）

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜は、本学の「広島国際大学学則」、「広島国際大学大学院学則」、「広島国際大学助産学専攻科規定」に則り、適切な方法及び体制の下で実施し、多様な学生を受け入れている。また、入試センターと IR センター(IR : Institutional Research)が協働で、入試区分と高校の成績、大学の成績等の関係性を分析することで、入学者選抜方法の検証を行っている。直近では令和元(2019)年度に分析を行った。令和 4(2022)年度においても同様

に、分析及び検証を実施する予定である。

①入学者選抜方法

入学者選抜の制度等は、「入試委員会」において毎年検討の上、見直しを図っている【資料 2-1-8】。

また、アドミッション・ポリシーは入試ガイド、入学者選抜要項等で学外に周知するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れている【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】。

総合型選抜（前期）では、学科ごとに設定しているアドミッション・ポリシーに則った、独自の入試方式を実施している。例えば、総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻のアドミッション・ポリシーにある「作業を通じてひとを元気にしたいという情熱」、薬学部薬学科のアドミッション・ポリシーにある「専門的知識・技能を兼備した「ひとに寄りそえる薬剤師」として、新しい時代の医療に貢献するという強い志」を測る内容として、実技検査を実施している。また、複数学科で実施している小論文のテーマは、各学科がアドミッション・ポリシーで求めている専門分野への関心・意欲の高さを測るため、例えば保健医療学部救急救命学科であれば、「自然災害時に自分ができること」、健康科学部医療栄養学科であれば、「コロナ禍における食生活の変化と考え」など、内容を設定している。

学校推薦型選抜（専願型）においては、基礎的な学力試験に加えて推薦書や面接の実施により、各学科がアドミッション・ポリシーで求めている専門分野への関心・意欲の高さを測っている。

一般選抜においては学力試験を課すことにより、アドミッション・ポリシーで求めている「入学前に修得が望まれる知識・力」を測っている。

②入学者選抜に関する体制

本学の入学者選抜に関する業務及び学生募集活動に関する業務は入試センターが担当している。入学者選抜の実施については、担当者に対して入学者選抜実施に係る説明会を開催し、入試実施要項・注意事項等を周知徹底することで、厳正な入学者選抜の実施に努めている【資料 2-1-9】。

また、すべての入試種別及び入試科目において、入試問題は学長が委嘱した教員が作成している。作成した入試問題は、作題責任者及び入試センター職員により内容をチェックした後、「入試問題等（原稿・初校・再校・最終校）受付簿」を入試委員長に提出することで受け渡しに誤りが生じないように対処し、最終的に入試センターで厳重に管理する体制を取っている【資料 2-1-10】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-1-1】2022 年度大学入学者選抜要項

【資料 2-1-2】2022 年度社会人入学選抜要項、編入学選抜要項

【資料 2-1-3】2022 年度外国人留学生入学選抜要項、帰国生徒入学選抜要項

【資料 2-1-4】2023 年度大学院入学試験要項

【資料 2-1-5】2023 年度助産学専攻科入学試験要項

【資料 2-1-6】2023 年度広島国際大学入試ガイド

【資料 2-1-8】広島国際大学入試委員会規定

【資料 2-1-9】2022 年度入試実施に係る担務について（連絡）

【資料 2-1-10】2022 年度入試問題等（原稿・初校・再校・最終校）受付簿

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 4(2022)年度は、収容定員である 4,330 人に対する在籍学生数比率は 93%であり、学生数は適正である。また、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度の入学定員充足率平均は 95%であり、適切な学生受入れ数を維持している。

なお、収容定員超過においては、最大で令和 2(2020)年度における救急救命学科の 1.22 倍であり、大きく収容定員を超過している学科はない。全学の入学定員充足率は、平成 30(2018)年度に発生した西日本豪雨災害による影響を受けた令和元(2019)年度及び、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和 4(2022)年度において、低くなっている。これは、オープンキャンパスなどの学生募集活動を実施できなかったことが、充足率悪化の主な原因と考えている。

学部・学科ごとに入学者数をみると、令和 3(2021)年度の保健医療学部診療放射線学科では入学定員 70 名に対し 102 名の入学者となっており、入学定員超過が 1.46 倍となった。本学科は過年度に 90 名定員だった経験があること、また、クラス分けで対応可能なため、教育に支障はないが、令和 4(2022)年度以降の入試では大きく入学定員を超過しないように慎重に合否判定を行っていく。一方で、健康科学部医療福祉学科及び薬学部薬学科においては、継続して入学定員の充足率が低い。今後、学部・学科のさらなる認知度向上により適正な学生確保に努めることとする。

大学院及び助産学専攻科においては、心理科学研究科実践臨床心理学専攻、医療・福祉科学研究科医療工学専攻及び助産学専攻科の定員充足率が高いが、それ以外の専攻は低い水準にある。

なお、令和 3(2021)年度より大学院及び学部・学科において、社会人等の多様な学びに対応できるよう、従来の修業年限での授業料合計が増額することなく修業年限を延長し、対象者に応じた履修プログラムを設定できる長期履修制度を導入している【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-1-11】広島国際大学大学院長期履修学生規定

【資料 2-1-12】広島国際大学長期履修学生規定

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍の中での出生数の想定以上の減少、コロナ禍による ICT(Information and Communication Technology)の活用推進、2022 年度からの新しい指導要領に基づいた高等学校教育など、現在、社会が大きく変化している。従って、2024 年度頃を目安に、3 つのポリシーの見直しを検討する計画であり、新たなアドミッション・ポリシーに基づいた

入試制度を設計し、適切な学生の受け入れを行っていく。また、入学者選抜方法についても継続して IR センターと協働で検証を行う。

また、健康科学部医療福祉学科及び薬学部薬学科の定員充足率が継続して低い点については、以下の対策を検討している。

医療福祉学科においては、令和 2(2020)年 4 月に行った 1 学部 4 学科構成の改組に伴って導入した心理学科、医療経営学科、医療栄養学科との分野を横断した幅広い学びの特色を周知する。さらに、福祉・介護を取巻く社会環境を鑑みると中長期的には、現在の福祉の学びの中に社会学や地域の未来を創造できる人材の育成を目的とした学びを取込むことも検討し、募集状況の改善に努める。

薬学部薬学科においては、教職協働による検討ワーキングにおいて、低年次からの学力や国家試験合格率の向上等を見据えた教育力向上の検討を進めている。

上記学科以外においても、18 歳人口の減少に対応するため、教職協働による検討ワーキングにおいて、社会の変化を見据えた教育課程の見直しや人材育成の方向性も含めた魅力ある特色を検討している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の教育・学生支援全般について、一貫した教育・学生支援を実現できる組織を運営することを目的として、「教育・学生支援推進委員会」を設置している。委員長を教育・学生支援機構長（教員）、副委員長を教育・学生支援部長（事務職員）が担い、正課・正課外活動を通して学生の成長を促すべく、各種施策を審議している【資料 2-2-1】。本委員会の庶務を行う教育・学生支援機構は、教育・学生支援全般について、入学前から卒業まで一貫したエンロールメント・マネジメントを実現するため、「教務部」「学生部」「国際交流センター」「キャリアセンター」に独立していた組織を統合したもので、学修・学生生活・就職支援等にかかる各種委員会を設置している。各委員会に教員と機構の事務職員が委員として参加することで、教職協働体制を確立している【資料 2-2-2】。教育・学生支援機構の教務係は東広島キャンパス、呉キャンパスに設置されており、学部の各学科・専攻の教務委員及び教務担当教員と協働して学修支援に当たっている。

また、いわゆる初年次教育として、少人数グループでの学修を通じて大学生活への適応を支援する授業「チュートリアル」、実践的なスキルを修得することで自律的な学修スタイルを身に付けさせる授業「アカデミックリテラシー」を配置しており、大学教育への導入支援を行っている。なお、毎年度前・後期のはじめに、各学科及び教育・学生支援機構によるガイダンスを実施し、履修指導、修学上の指導・説明、生活指導を行っている。

個々の学生に対する学修支援では、アカデミック・アドバイザーが中心的な役割を担っ

ている。アカデミック・アドバイザーとは、学生の履修指導・履修相談をはじめ、学業外の生活指導や心理的な支援などを行う教員のことで、多くの学科で「チュートリアル」や卒業研究のような少人数制の授業科目を担当する教員が担っている。令和 4(2022)年度より副担当となる教員を設定し、主担当教員と相互に協働する形でアカデミック・アドバイザーとしての役割を担う体制を開始している。アカデミック・アドバイザーは必要に応じて学科長・教務委員など他教員や事務部署などと連携しながら、学修のみならず学生生活全般についてきめ細かな学生サポートを行っている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-2-1】 広島国際大学教育・学生支援推進委員会規定

【資料 2-2-2】 広島国際大学教育・学生支援機構関連委員会構成図

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学の学修支援は、入学前に実施する「入学前教育」から始まる。入学後の大学生活を円滑にスタートするために全学部・学科において行っており、e ラーニング教材を用いた学習機会や教職員及び学生との交流機会などを提供している【資料 2-2-3】。また、本学の入学前学習教材である「広国ドリル」は、国語と数学を原則必修の形で提供し、その内容を 1 年次共通教育科目である「アカデミックリテラシー」の内容と連動させることで、入学後に同科目の学修が円滑に進められるように工夫している。

日常的な学修支援として、全教員が授業時間外に学生の質問や相談を受け付けるためにオフィスアワー制度を設け、掲示板などで曜日及び時間帯を周知している【資料 2-2-4】。また、教員研究室に近接してゼミ室を配置しており、学生が日常的に教員に質問や相談を行うことができる環境にある。東広島キャンパスでは、教員研究室の前室としてゼミ室を配置しており、卒業研究を行っている学生が在室のことも多く、教員が不在の場合など、下級生が上級生に教えてもらう機会もある。

大学院生及び学部生を活用した学修支援制度としては、TA(Teaching Assistant)制度及び SA(Student Assistant)制度がある。TA においては、本学の特色として社会人大学院生あるいは学外でのアルバイト等をしながら在籍している学生が多いことにより十分な数の確保が難しい状況にあるため、年度によっては学部学生の上級生を臨時要員として採用し、教育の質が低下しないように配慮している。SA においては実習・演習科目の補助を行うほか、大学生活、授業や単位取得、進路や就職活動等の疑問や悩みについて、学生同士が相互に助け合う学生ピアサポーターによる相談支援を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2(2020)年度以降は、Microsoft Teams を利用したオンライン相談にも応じている【資料 2-2-5】。

さらに、退学・除籍率の低減の課題への対応においても、上述のアカデミック・アドバイザーが重要な役割を担う。半期ごとに全学年を対象として面談を行っており、面談記録は学内ポータルサイト「Campusmate」へ入力することとしている。学科所属教員全員がその記録を閲覧することで学生情報を共有し、継続して全教員がサポートできるようにしている。令和 4(2022)年度より、データに基づいて、教職員のみならず学生一人一人が学修目標の達成状態や身につけた資質・能力を記録したり、把握・測定できる学修成果可視

化システム「アセスメンター」を活用し面談記録を蓄積することで、学科所属教員全員がデータを共有し学生をサポートできる体制を整備しており、体制を整備したことで終わることなく、機能するようにしていく【資料 2-2-6】。また、アカデミック・アドバイザーが保護者と直接面談し、学生の学修・生活状況を共有する機会として、西日本各地で「HIU 保護者ミーティング」を開催している。この「HIU 保護者ミーティング」は、在学生の父母等で構成する後援会が保護者との連携を密に行っている。令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度は、コロナ禍の影響によりオンラインや電話による相談を行った。

また、ミスマッチが原因となる退学を防ぐため、本学の他学部・他学科への転学部・転学科制度を設けている。なお、転学部・転学科については志望先に欠員のある場合に限り、1～3 年次において許可している。単位の読み替えについては教務委員及び学科長による調査後、教授会で審議され適切に行われている。

さらに、退学者や除籍者の低減を目的に、より具体的な理由を確認し分析するため、令和 2(2020)年度より退学者と面談を行った教員が退学学生の学修状況や日常生活等の情報を記載する「所見シート」を導入した【資料 2-2-7】。

卒業生に対する学修支援としては、卒業生支援システムを導入している。国家試験に不合格となったために就職も進学もしなかった学生が年額 40,000 円を支払うことで、在学中と同様な施設利用、模擬試験の受験や国家試験対策授業などの学修支援、就職支援が受けられる制度となっている【資料 2-2-8】。

障がい学生に対する様々な支援については、「障がい学生修学支援に関するガイドライン」を策定して、教育・学生支援機構に設置した「障がい学生支援室」が中心となり、教職員と連携して行っている【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】。障がいのある学生からの要望により定めた学修支援を授業担当者等に依頼して行っており、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により求められている合理的配慮の提供に対応している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-2-3】 広島国際大学ホームページ (入学前教育) 昨年度写し※現在は期間外のため非公開

【資料 2-2-4】 オフィスアワー一覧表

【資料 2-2-5】 ピアサポート相談会案内

【資料 2-2-6】 学修計画と振り返りについて『目的/ログイン編』

～学修成果可視化システム「Assessmentor (アセスメンター)」の活用～

【資料 2-2-7】 除籍・退学にかかる所見シート

【資料 2-2-8】 卒業生支援システム利用申請要項

【資料 2-2-9】 広島国際大学 障がい学生修学支援に関するガイドライン

【資料 2-2-10】 広島国際大学ホームページ (障がい学生支援室)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/support/handicap.html>

(ホーム⇒在学生の方へ⇒学生生活支援⇒障がい学生支援室)

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

低年次の学生のうち、GPA(Grade Point Average)の低い成績不振及び単位修得不良者に、退学・除籍者が多い現状を受けて、特に GPA2.0 未満の学生、または学科で定める基準未

満の学生に対し、教育・学生支援機構長から全学科長への指示によってアカデミック・アドバイザーによる1年次生との面談を義務化している。この施策を継続・徹底することで、退学・除籍率の低減につなげていく。また、退学者については、「所見シート」の情報に基づき、IRセンターが退学に至った理由を検証中であり、得られた検証結果をエビデンスとして、個々のケースに沿った対策を立案していく。

また、学修成果可視化システム「アセスメンター」では、自己評価や目標など学生自身が入力できる項目もあり、説明会などを通じて学生及び教職員に周知して入力率を上げることで、学生自身の学修行動の振り返りと改善を促す。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア支援は「教育・学生支援推進委員会」のもと、「キャリア支援委員会」が担っている。本委員会が定めた方針に基づいて、教育・学生支援機構のキャリア支援係が中心となって、社会的・職業的自立に関する支援全般を行っている。キャリア支援係は東広島キャンパス、呉キャンパスに設置されており、学部の学科・専攻のキャリア支援委員をはじめ全教員と協働している。また、本学園3大学の就職担当部門で情報交換会を毎年開催し、支援の充実を図っている。

平成23(2011)年度の大学設置基準において、社会的・職業的自立にかかる取り組みが明文化されたことを機に、社会のニーズに対応し、能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一体的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理やその社会的責任を有した人材を育成している（図2-3-1）。

プログラムの内容は、育成する能力に応じて13項目を設定しており、各学科の教育課程内やキャリア支援活動として取り入れている。プログラムの効果測定としては、一部の学部の学科・専攻を対象に学生のジェネリックスキル（社会的汎用能力）を測定するPROG(Progress Report On Generic skills)テスト及び4年次生（薬学部は6年次生）を対象に就業力育成プログラム評価アンケートを実施しており、その結果を検証・分析して次年度のプログラム及びキャリア支援につなげている【資料2-3-1】【資料2-3-2】。

図 2-3-1 就業力育成プログラムの全体像

学生の自立性を育む「就業力育成プログラム」を一部紹介



※ 就業力育成プログラムの実施年次は学科によって異なります。

本学が実施するキャリア支援は以下のとおりである。

①キャリア教育

教育課程内でのキャリア教育として、見学実習等の授業で早期に職場を見学することで、自身の将来像をイメージし、修学意欲を向上させるとともに、協同と連携、文章力、一般教養、社会人マナーといった知識を、授業科目を通じて修得させている。全学必修科目である「卒業研究」では、学生が希望する進路を見据えた研究を選択することにより、意欲的な進路選択を奨励している。

さらに学生のスキルアップ及びキャリアアップを支援する目的で、公務員講座や秘書技能検定講座などを大学で受講できるエクステンション講座や、資格試験に対して合格、あるいは一定の基準点に達した場合に奨励金を支給する資格取得奨励金制度を設けている【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】。令和 4(2022)年度は 73 の資格試験を対象としている。

また、低年次からキャリア意識を醸成するためのツールとして、令和 4(2022)年度より学修成果可視化システム「アセスメンター」を活用している。学生は 1 年次から「アセスメンター」を用いることで、自身の達成状態や身につけた資質・能力を把握しながら就職活動を進めることができる。まず将来を見据えた目標を設定し、年次を追うごとに自己分析を通じて自身の適性や改善点を認識できるとともに、進路先の研

究を行うことで、適正な進路選択につなげている【資料 2-3-5】。

②専門に応じた職業理解

学部の各学科・専攻において、病院や福祉施設などでの学外実習の機会が豊富であり、現場で専門職の働く姿や患者・利用者の様子を目の当たりにすることで、職業への理解が深まり、自分の将来像を具体的に思い描くきっかけとなっている。

一般企業への就職をめざす学部では、インターンシップを実施している。インターンシップ参加後には報告会を実施することで、視野の広がりや自身の能力向上の必要性等について改めて考える機会としている。

③進路支援

両キャンパスのキャリア支援係において、各種説明会・講演会の開催、求人の拡大に向けた取り組み及び就職活動支援を行っている。

各種説明会・講演会の開催においては、学部の各学科・専攻に対応した合同企業説明会、合同病院説明会、合同施設説明会等、採用担当者を招いた説明会を実施している。さらに、4 年次生（薬学部は 6 年次生）による就職活動体験報告会や就職内定者による講演を通じて、就職活動や就職後のあり方を具体的にイメージする一助としている。

求人の拡大に向けた取り組みにおいては、本学の特色ある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問先や来訪者があった際に配付しているほか、学生の出身県及び実績等から就職を希望する地域の求人確保に向けて、年間 8,000 件の求人依頼 DM を発送し、新規開拓に努めている【資料 2-3-6】。また、学生に向けた就職活動情報誌「キャリアガイドブック」の作成・配付、求人情報や説明会情報等のメール配信及び学内専用の情報配信システム（学内ポータルサイト）による求人情報の開示を通じて、情報発信を行っている【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】。

就職活動支援においては、学部の各学科・専攻の特性に合わせ、就職ガイダンス、筆記試験対策講座、エントリーシート対策講座、履歴書作成指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、就職情報サイト説明会を実施し、学生のスムーズな就職活動を後押ししている【資料 2-3-9】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-3-1】2022 年度 就業力育成プログラム実施手引き

【資料 2-3-2】就業力育成プログラム評価アンケート

【資料 2-3-3】2022 年度 エクステンション講座のご案内

【資料 2-3-4】2022 年度広島国際大学資格取得奨励金対象資格一覧

【資料 2-3-5】学修計画と振り返りについて『目的/ログイン編』

～学修成果可視化システム「Assessmentor（アセスメンター）」の活用～

【資料 2-3-6】2022 求人にかかるご案内

【資料 2-3-7】CAREER GUIDE BOOK キャリアガイドブック 2022

【資料 2-3-8】学内ポータルサイト(求人企業情報検索画面)

【資料 2-3-9】2022 年度 キャリア支援事業年間スケジュール

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

入学直後、低年次からの就業力育成プログラムやキャリア意識を醸成する取り組みを通じて、ミスマッチによる退学・除籍率の低減を図るとともに、就職・進学率及び進路満足度の向上を目指す。また、令和 2(2020)年度に設置し年次進行中である健康スポーツ学部について、インターンシップ先及び就職先の開拓を行っていく。

さらに、令和 4(2022)年度より導入した学修成果可視化システム「アセスメンター」を本格活用することで、キャリア教育を推進する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学の学生サービスは「教育・学生支援推進委員会」のもと、「学生委員会」が担っており、本委員会が定めた方針に基づいて、東広島キャンパス、呉キャンパスそれぞれに設置した教育・学生支援機構の学生係が、各学科の学生委員と協働しながら、学生の課外活動、厚生指導などの学生生活全般を支援している。なかでも、障がい学生支援及びボランティア活動支援においては、「学生委員会」のもとに「障がい学生支援室運営委員会」と「ボランティア活動推進委員会」を設置し、それぞれの実働組織である障がい学生支援室及びボランティアセンターが中心に支援を行っている。また、学生の健康・生活相談、心的支援に際しては、同じく「学生委員会」のもとに「学生相談室運営委員会」があり、保健室及び学生相談室を運営している。加えて、教職員に配付している「広国大 教職員ハンドブック」に学生との接し方等も記載しており、学生支援や学生サービスの質の向上に努めている【資料 2-4-1】。

以下に、本学が行っている学生生活支援をまとめる。

①経済的支援

1)奨学金

- ・広島国際大学学内奨学金

学業成就と成績向上の助成を目的として、本学の 2 年次以上に在学し、学業・人物ともに優秀で経済的理由により就学が困難と認められる学生に給付している。

- ・広島国際大学学園創立 90 周年記念奨学金、広島国際大学大学院学園創立 90 周年記念奨学金

平成 24(2012)年度の学園創立 90 周年に際して、平成 19(2007)年度から平成 24(2012)年度にかけて、学園の教職員をはじめとし、企業、在学生の保護者、卒業生から「学園創立 90 周年記念事業募金」を募り、平成 22(2010)年度から学生に給付している。

- ・広島国際大学教育ローン金利助成奨学金

本学の指定金融機関の教育ローンにより借り入れをした学生へ、金利の一部を給付することにより学費支弁者の経済的負担の軽減を図り、学業成就を助成している。

- ・健康科学部医療福祉学科への入学を希望する生徒を対象とした、社会福祉法人と連携した奨学金制度を整備している【資料 2-4-2】。

2)学費の減免制度

学費支弁者の死亡、住居の罹災、家業の破産等により経済的に著しく困窮し、学業継続が困難となった学生に対し、事由発生直後の学費の半額を減免する制度がある【資料 2-4-3】。

3)学生寮費補助

平成 28(2016)年度から、兄弟姉妹が同時に学生寮・学生研修棟に入居している場合、部屋料（共益費込み）を 2 人目は通常の前月の月額 20,000 円、3 人目以降は月額 10,000 円とする兄弟姉妹の優遇制度を設けている。また、学生寮・学生研修棟の 1 階部分の部屋料（共益費込み）を月額 20,000 円とし、学生への経済的支援を行っている。

4)学外実習における宿泊費補助

学外実習を行うにあたり、帰省先や現住所から通えない場所へ実習に行く際、実習先の近くの宿泊施設を利用した学生が申請することで、宿泊費補助を受けられる【資料 2-4-4】。

5)広島国際大学大学院研究活動奨励金・広島国際大学学部生研究活動奨励金

大学院生及び学部生が学会において研究発表を行う際、所定の様式を用いて申請することで、大学院生は年間 50,000 円、学部生は 30,000 円を上限として奨励金・奨励金を交付している。使途は、大学院生については参加費、交通費及び宿泊費相当額、学部生については交通費及び参加費を交付している【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】。

6)外国人留学生に対する支援

在留資格が「留学」の外国人留学生を対象として授業料の 30%減免を行っている。また、「外国人留学生学内奨学金制度（月額 20,000 円給付）」と「外国人留学生学生寮、学生研修棟、国際会館部屋料補助制度（月額 20,000 円減額）」があり、どちらか一方を選択できるようにしている。

7)新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援

新型コロナ感染拡大に伴うオンライン授業実施により、学業に支障を来さないよう学生の学修環境整備のための経済支援として「緊急学修支援金」の支給を行った。本学で学ぶ学生に対して、オンライン授業等の学修環境整備を含めた学修支援金として一律 50,000 円の支援を実施し、全学生数の 98%に支給した【資料 2-4-7】。また、令和 3(2021)年 5、9、12 月に、経済状況が悪化し、学費支弁者の収入減により修学が困難な学生の負担を軽減し、学業の継続を支援するため、常翔学園「コロナ対策学生・生徒支援募金」を財源とした「コロナ対策学生修学支援金」制度を実施し、対象学生に 71,000～20 万円の支援を実施した【資料 2-4-8】。さらに令和 2(2020)年度については、前期分学費納入猶予期限を 5 月 20 日から 7 月 20 日まで延期した【資料 2-4-7】。

8)各種保険・補償制度

- ・学生互助会

本学園で学ぶ学生が、学生生活における万一の事故・傷病に際し、互いに助け合

い、できるだけ軽い経済負担で学生生活を送れるよう設立された。入学と同時に全学生が加入し、会費により運営されている。有事の際、医療費・死亡見舞金・災害見舞金・障害見舞金が給付される【資料 2-4-9】。

・学生総合補償制度

本学園の 100%出資事業会社、株式会社常翔ウェルフェアが取り扱い代理店となっている学生任意加入の補償制度で、本人・保護者の災害に対し、各種の補償を行っている【資料 2-4-9】。

・その他保険制度

正課授業・学校主催の学校行事及び課外活動中の事故・不測の事態に備え、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に、また、正課授業、研究活動、学校行事、課外活動としてのインターンシップ、介護等体験活動、学外実習、ボランティア活動等における対人・対物損害賠償を補填する「学生教育研究災害付帯賠償責任保険（学研賠）」に全学生が加入している【資料 2-4-9】。

②正課外における取り組みへの支援

1)課外活動への支援

課外活動団体は体育会、文化会に区分され、さらに活動状況や業績により「部」「同好会」「準備会」に区分されている。令和 4(2022)年度末の時点で部 48 団体、同好会 14 団体、準備会 9 団体が活動している【資料 2-4-10】。費用面での支援は、経常的な活動を支援する「課外活動一般援助金」及び、課外活動強化指定団体の活動を支援する「課外活動強化指定団体への特別援助金」を実施している。また大学主催の取り組みとして、団体間の交流を目的に、各団体のリーダーを対象にした「リーダーズキャンプ」、新入部生を対象にした「フレッシュマンキャンプ」を行っている。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため Microsoft Teams を利用したオンライン開催とした。

課外活動施設は、東広島キャンパスに 2 カ所の体育館をはじめ人工芝を整備した陸上競技場、呉キャンパスにシャワールームを完備したクラブハウスなどを設置している。また、実費（1 泊 1,000 円）で利用できる研修・宿泊施設が東広島・呉キャンパス及び大阪にある学園本部の研修センター・OIT ホールにある。さらに、課外活動に利用できる大学バス（大型バス・マイクロバス）を配備している。

また、学生の積極的なチャレンジ精神に応え、学生を育てていく制度として「広島国際大学チャレンジプロジェクト」を運用している。令和 4(2022)年度には、学生が地域団体や自治体などとの連携を通して深める学びを後押しする制度「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」を新たに立ち上げ、学生の主体的な活動を支援している。いずれも、大学が認定した企画に対して原則 20 万円を上限として奨励金を援助している【資料 2-4-11】。

2)学生への奨励制度

課外活動をはじめとした正課外における取り組み奨励のため、「学長表彰」の制度を設けている（表 2-4-1）。学芸上、社会的に評価された個人または団体を表彰する学芸賞、学内外で善行があったまたは学外で表彰を受けた学生もしくは団体を表彰する善行賞、課外活動で優秀な成績または他大学との交流を深めるなどの功績のあつ

た学生もしくは団体を表彰する課外活動賞があり、広島国際大学賞罰規定に準拠し、表彰している【資料 2-4-12】。また、学長表彰には至らないが、表彰するに値する様々な学生の活動に対して、学部長表彰、学科長表彰として表彰する制度も設けている。

表 2-4-1 学生への奨励制度一覧

種類	内容	基準
優等賞	4 年間（薬学部は 6 年間）学業成績が特に優秀な学生を表彰する。	各学科・専攻から選出
学芸賞	学芸上、社会的に評価された個人または課外活動団体（以下「団体」という）を表彰する。	学会等で論文発表を行い、表彰される等
善行賞	学内外で善行があった学生もしくは団体または学外で表彰を受けた学生もしくは団体を表彰する。	人命救助・犯人逮捕に協力等
課外活動賞	課外活動で優秀な成績を残し、または他大学との交流を深めるなどの功績のあった学生もしくは団体を表彰する。	4 年間（薬学部は 6 年間）課外活動の発展に尽力するとともに課外活動全般の発展に貢献 ※別途、基準表に基づき選出

3) ボランティア活動への支援制度

行政や団体からのボランティアの依頼を集約して、ホームページ及び学内掲示等で周知・募集するボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を推進している【資料 2-4-13】。依頼内容は、地域のイベントやお祭りの補助スタッフ、災害発生時の復旧活動などがあり、令和 3(2021)年度は 31 件の依頼があった。令和 4(2022)年 11 月に広島で開催される、知的障がい者が選手として出場する「2022 年第 8 回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・広島」でも運営ボランティア依頼が届いており、多くの学生が参加する予定である。

4) 海外研修プログラム

海外での学修を希望する学生に対しては、全学を対象にした海外研修プログラムとして、「語学研修（英語：カナダインターナショナルカレッジ）（英語、医療英語：フィリピン語学学校）（英語：スインバン工科大学）（韓国語：韓国大田大学校）」、「オンライン語学研修（英語：スインバン工科大学）（英語：語学学校 NILS）」、「異文化研修（台湾：慈済科技大学）（中国：蘇州大学文正学院、蘇州科技大学）」及び「海外チャレンジプロジェクト」を用意している。「海外チャレンジプロジェクト」は海外での活動に対して交通費や滞在費を支援するものである。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン語学研修のみ募集・実施した。

海外研修を推進するために、海外研修補助金を支給し、パスポートの取得や空港までの交通費等の支援をしている。

③健康・生活・心的支援・相談

1) 健康支援・生活支援・相談

各キャンパスに看護師が 1 人ずつ常駐する保健室を設け、毎年 4 月に定期健康診

断や保健指導、健康相談を行っている。また、健康の自己管理のために体組成計や血圧測定器、血管年齢測定器、アルコールパッチなど設置し、計測した際には必要に応じて結果の説明・指導を行っている。

また、安全で健康的な学生生活を支援するため「交通安全講習会」「薬物乱用防止講演会」「熱中症対策キャンペーン」（毎年 7 月）「食育キャンペーン」（毎年 6 月）「世界エイズデーキャンペーン」（毎年 12 月）「料理教室」（毎年 5・11 月）などを実施している。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会及び講習会は対面や Web 公開などを併用して行っている【資料 2-4-14】。

2) 心的支援・相談

学生相談室を中心として、保健室、学生係が連携して、学生の心的支援・相談を行っている。各キャンパスに設置する学生相談室には、室長（医師）の下に学生相談カウンセラー（常勤／公認心理師・臨床心理士）2 人、医師や看護学、心理学を専門とする教員を中心に相談員を配置し、学生の相談に対応している。カウンセリングが必要な場合は、学生相談カウンセラーが学生相談室で受け付けている。現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止による自粛生活、初めての一人暮らしへの不安、就職活動の遅れ等により、精神的不安を抱える学生に対して、カウンセラーによる遠隔相談として Microsoft Teams の利用を促し相談を行っている。

なお、キャンパスごとの来談学生の問題傾向の共有及び、対応を協議するため、月に一度、学生相談室のスタッフによるカンファレンスに加え、学生相談室長と学生相談カウンセラーでミーティングを行っている。

3) 安全と衛生の体制

本学では、「AED（自動体外式除細動器）」を、東広島キャンパスでは 8 箇所、呉キャンパスでは 8 箇所設置するとともに、全学生が一次救急救命措置の資格取得ができる講習会を正課内で行っている。また、教職員を対象とした救急救命処置及び AED の使い方の講習会は年度初めに開催し緊急時に対応できるようにしている。平成 29(2017)年度は東広島キャンパス、呉キャンパスにおいて各 1 回実施したが、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としている。

また、救急対応が可能な医師や救急救命士の資格を持っている教員が多く在職している東広島キャンパスでは、緊急時に学内で「ハリーコール」をかけ、迅速に対応できる体制をとっている。

さらに、喫煙が学生の身体に及ぼす影響と健康増進法で定められている受動喫煙の防止を目的として、平成 25(2013)年 9 月より大学敷地内を全面禁煙とした。なお、全面禁煙に伴い、たばこの吸殻のポイ捨て等近隣住民への迷惑行為を防止することも含め、当初、学生と教職員が協働で定期的に学内外を巡回し、監視・指導を行っていた。現在は一定の効果が得られたこともあり、事務職員のみが巡回を続けている。

④ 福利厚生・通学支援

東広島・呉キャンパス合わせて食堂が 4 箇所あるほか、東広島キャンパス 1 号館 1 階及び 3 号館南側には、ファミリーマート広島国際大学店、東広島キャンパス 2 号館 2 階及び呉キャンパス 2 号館 1 階には、総合サービスセンター内に売店がある。

キャンパスの敷地内には、東広島に 6 棟、呉に 3 棟の計 9 棟、1,570 室を備えた学生

寮があり、各室には、風呂、トイレ、ベッド、学習机、エアコン、電気コンロ等が完備されている。なお、呉キャンパスの学生寮は学生研修等と呼んでいる。

東広島キャンパスにおいては全学生、呉キャンパスにおいては原則 2 年次以上の学生に対し、自動車通学を認めており、それぞれ約 1,000 台分、344 台分の駐車場を設置している。また、広島市内から東広島キャンパスへ通学している学生の利便性向上のために、JR 矢野駅から各キャンパスへ通学バスを令和 2(2020)年 4 月から運行させているほか、東広島・呉キャンパスの校地間移動、東広島キャンパス近辺の移動用にもバスを運行して学生の通学や生活の利便性向上に努めている。

⑤楽しく大学生活を送る支援

学生が楽しい大学生活を送れるよう、さまざまな取り組みを準備している。

学部の学科・専攻によって実施している新入生オリエンテーションは、レクリエーションを通じて新入生がお互いの親睦を深めるとともに、学生と教職員間の距離を縮めることで、新入生が大学生活にスムーズに入ることを促している。

毎年、秋季に開催する大学祭は、東広島・呉キャンパスでそれぞれ 2 日間、ステージイベントや模擬店などを学生の企画・運営で行っており、大学が費用や運営面でサポートしている。学生及び教職員をはじめ地域住民も多数訪れ、大切な交流の場となっている。令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、東広島キャンパスのみで開催した。

さらに、ソフトボールやソフトバレーボールなどチーム対抗のスポーツ大会「学長杯」を開催している。学部の学科・専攻や学年、学生と教職員の垣根を越えてチームを組むことができ、日常では図れないコミュニケーションの場となっている。そのほか、写真や俳句などを題材に、学生が誰でも気軽に参加できるコンテストを催すなど、楽しい大学生活の一助としている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-4-1】 広国大 教職員ハンドブック 2022

【資料 2-4-2】 2022 年度入学生対象 健康科学部 医療福祉学科
奨学金・就学支援制度のご案内

【資料 2-4-3】 広島国際大学ホームページ (学生便覧 35 ページ 学費について)
<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>
(ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧)

【資料 2-4-4】 広島国際大学ホームページ (学生便覧 20 ページ 学外実習について)
<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>
(ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧)

【資料 2-4-5】 広島国際大学学部生研究活動援助金交付制度

【資料 2-4-6】 広島国際大学大学院研究活動奨励金規定

【資料 2-4-7】 広島国際大学ホームページ (新型コロナウイルス感染症における各種経済的支援等に係る申請方法について)
<https://www.hirokoku-u.ac.jp/information/2020/35686/35953.html>
(ホーム⇒ニュース・トピックス)

【資料 2-4-8】 広島国際大学ホームページ（第 3 回広島国際大学コロナ対策学生修学支援金の募集について）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/important_information/47862/47316.html

（ホーム⇒ニュース・トピックス）

【資料 2-4-9】 広島国際大学ホームページ（学生便覧 67 ページ 「保険等」の案内・加入について）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）

【資料 2-4-10】 広島国際大学ホームページ（課外活動）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/activities/index.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒課外活動）

【資料 2-4-11】 広島国際大学ホームページ（チャレンジプロジェクト）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/hiu-standard/challenge/>

（ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒チャレンジプロジェクト）

【資料 2-4-12】 広島国際大学賞罰規定

【資料 2-4-13】 広島国際大学ホームページ（ボランティアセンター）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/volunteer/index.html>

（ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒ボランティアセンター）

【資料 2-4-14】 各種講演会案内等

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

大学独自の奨学金制度について、対象学生が目的別に選択しやすいよう、令和 6(2024)年度に向けて見直しを予定している。

また、令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としたイベント等は今後の感染状況に応じて、感染予防を考慮しながら実施する。令和 4(2022)年度には、一部の学科に対する新入生オリエンテーションとして、舞台演出法を利用したシアターラーニングを取り入れており、今後も楽しく学べる取り組みを充実させていく。

「海外チャレンジプロジェクト」は近年応募者数が減少しており、学生のヒアリングを含めて継続の有無を検討する。また、留学・海外渡航希望者の選択肢の幅を広げるため、オンライン留学の活用や海外の協定校を増加させたり、異文化研修など、多種多様なプログラムを構築する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、東広島市に東広島キャンパス、呉市に呉キャンパスを設置しており、教育研究活動に必要な教室、実習施設、体育施設や運動場などを有している。また、各キャンパスとも大学設置基準上必要な校地・校舎面積を十分に上回り、ゆとりあるキャンパスとなっている。東広島キャンパスには、健康スポーツ学部実習室のほか、地域向け健康相談施設を備えた「Active Wellness Center」、サッカーや各種陸上競技を行える人工芝の陸上競技場をはじめとした「HIU 総合スポーツフィールド」など、健康・運動に特化した施設が充実している。呉キャンパスには、グループ学修、個別学修等の多様な学修環境と地域に開かれたカフェを併設した 3 号館、地域住民と一緒に憩いの空間を創出する「呉ローズガーデン」、心の悩みを持つ人に対して心理臨床的援助活動を行う「心理臨床センター」など、地域住民とともに集い、学び合える場が多く設置されている。

施設設備の維持・管理等については、専任職員を配置し、専門業者への委託等により、法令を遵守した適切な保守点検、維持修繕、運営管理を行っている。

また、呉キャンパスの 5 号館・体育館は昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準で建築されており、耐震診断の結果、改修が必要とされたため、平成 26(2014)年度に 5 号館、令和元(2019)年度に体育館の耐震補強改修工事を実施した。

【東広島キャンパス】



東広島キャンパスの人工芝の陸上競技場

【呉キャンパス】



呉キャンパス 3 号館のカフェ



東広島キャンパス「Active Wellness Center」内「しあわせ健康センター」



「呉ローズガーデン」

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学では、教育目的達成のために以下の学修環境を整備し、有効に活用している。

①豊富な実習設備

キャンパス	学部等	実習設備
東広島キャンパス	保健医療学部	医療系の大学でも数少ない医療用リニアックや救急車の再現モデルと最新の医療機器を備えた実習室など、医療現場に即した設備を設置。
	総合リハビリテーション学部	動作・動態解析や音声分析など、最先端の機器を使って、幅広いリハビリテーション技術を修得できる設備を設置。
	健康科学部 (心理学科) (医療経営学科) (医療福祉学科)	心理療法や医療・福祉サービスなど、健康にかかわるさまざまなアプローチを学ぶことができる設備を設置。
	健康スポーツ学部	バイオメカニクス及びスポーツ生理学・スポーツ医学系の解析手法や実験方法、アスリートのトレーナー資格のガイドラインに沿った施設・機器を設置。
呉キャンパス	看護学部	基礎、成人、在宅、地域・精神、老年、母性・小児の領域別に実習室を設置。
	薬学部	領域に応じた実験室にそれぞれ必要な専門装置を完備していることに加えて、実践的な学びができる模擬薬局を設置。
	健康科学部 (医療栄養学科)	200 食の大量調理が可能な実習室をはじめ、多様な場面に対応した設備、スポーツ栄養が学べる設備を設置。

②連携した学びを支えるラーニングスペース

東広島・呉キャンパスともに、グループワーク用の机、椅子、大型ディスプレイ、ホワイトボードを設置した多目的室やラーニング・コモンズを整備し、学生の自立的学修を支援する環境を整備している。

さらに、グループワークや体験学習などのアクティブラーニングを可能とし、高度情報化社会に適応できる能力を養う学修を行うため、平成 29(2017)年度に東広島キャンパスの 3 教室及び呉キャンパス 2 教室を固定式机・椅子から可動式へ改修するとともに、壁面をホワイトボード化することで、アクティブラーニング教室として整備した。その内、東広島キャンパスの 122 教室（1 号館 2 階）と呉キャンパスの 2701 教室（2 号館 7 階）、3102 教室（3 号館 1 階）においては、マルチプロジェクター、遠隔講義システムの設置により、遠隔講義も可能なアクティブラーニングスタジオとして稼働している。

③情報施設

1)施設設備

東広島キャンパスに 7 室、呉キャンパスに 6 室の情報施設を設けている。なお、情報施設の設備については、情報処理教育の充実を図るため定期的に更新を行っている。また、学生が自由に利用できるように、授業で使用しないオープン利用専用の教室を設けるとともに、平日（9 時～22 時）及び土曜日（9 時～16 時 30 分）の授業で使用していない時間帯を開放している。なお、各教室の空き状況は「情報演習室利用状況確認システム」を Web にて確認できるようにしている。

2)インターネット環境

学生が学内でインターネットに接続できるように、体育館など一部の施設を除いて、無線 LAN の環境を整備した。これにより、講義室やゼミ室、食堂、ロビー等で、ノートパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って学内ネットワークへの接続を可能としている。なお、インターネット接続の回線速度は、東広島・呉キャンパスにおいて 1Gbps×2 回線となっており、利用者の要求を満たしている。

令和 3(2021)年度入学生から、学生が時間や場所を問わず学べる環境を整えるべくパソコンを必携化とし、学術情報ネットワーク SINET に加入するなど、教育研究における ICT 環境の改善を図っている。

④図書館

本学の図書館は、本館（東広島キャンパス 1 号館、3 号館）と呉分館（呉キャンパス 5 号館）を設置している。本館 1 号館には保健医療学部、健康科学部医療福祉学科、健康スポーツ学部関連の図書を、本館 3 号館には総合リハビリテーション学部、健康科学部心理学科、健康科学部医療経営学科関連の図書を所蔵している。また、呉分館には、看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科、大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻関連の図書を所蔵している。

さらに、本学内ネットワークからのアクセスであれば、電子ブック（6,119 冊）、電子ジャーナル（26 種）、データベース検索（17 種）の閲覧・利用も可能となっている。令和 3(2021)年からは、一部の電子ブック、データベースにおいて、学外からのリモートアクセスの容易化のため、学内ネットワークを経由せず認証が可能な学認及びリファラ認証を導入した。アクセス方法などについて学生向けの利用説明会を実施し、学生の利用率向上につなげている。

また、図書館コンピュータシステムにより、学生は両キャンパス図書館の蔵書検索、利用状況の問い合わせ、図書貸出予約などを行うことができ、他キャンパス図書館にある図書を所属するキャンパスの図書館に取り寄せることができる。令和 2(2020)年 11 月には、教員対象に電子ブック「Maruzen eBook Library」の使用方法、授業等での活用方法の説明会の実施に加え、他教育機関での活用事例の研修会を実施した。

各キャンパスの図書館はいずれも、十分な学術情報資料を有しているが、書架の狭隘が問題となっている。令和 2(2020)年 4 月に広島キャンパスの移転に伴い、広島キャンパス広島分館の図書を本館 3 号館と呉分館に移設したことにより、さらに狭隘化が進んだ。これに対応するため、平成 30(2018)年度に広島国際大学図書廃棄基準を定め、組織的に図書廃棄基準に該当する図書の廃棄を行った【資料 2-5-1】【資料 2-

5-2】。

図書館の開館時間は、平日 9 時～20 時、土曜日 9 時～17 時であるが、試験集中期間中は図書館本館 1 号館・3 号館は 22 時まで、図書館呉分館は 21 時 30 分まで延長している。ただし、令和 2(2020)年度以降コロナ禍の影響により、開館日時・時間を都度変更した。

なお、図書館の運営については、平成 20(2008)年度からサービスの向上と効率化のため外部委託をしている。

⑤附属施設

大学設置基準の定めに基づき、健康スポーツ学部と薬学部には附属施設を設置している。健康スポーツ学部のある東広島キャンパスには、学生のスポーツ実技、スポーツ実技指導演習を行えるとともに、課外活動団体も使用可能な体育館「スポーツ実習室 1」等を備えている。また、呉キャンパスには薬学部の実験・研究に活用できる薬草園を設置している。

さらに、専門職大学院である実践臨床心理学専攻の大学院生の実習施設として、心の悩みを持つ人に対して心理臨床的援助活動を行う「心理臨床センター」を呉キャンパスに設置している。本センターは相談機関として地域社会に貢献するとともに、クライアントへの対応に大学院生が関わることで、実践的な体験学修の効果を高めている【資料 2-5-3】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-5-1】 広島国際大学図書廃棄基準

【資料 2-5-2】 廃棄該当書籍

【資料 2-5-3】 広島国際大学ホームページ（心理臨床センター）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/ps_center.html

（ホーム⇒大学紹介⇒施設案内⇒心理臨床センター）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

両キャンパスとも平成 10(1998)年度以降の新築建物には、車椅子対応エレベーター、バリアフリースイレ、建物入口ヘスロープ、教室及び食堂には車イス席を設置するとともに、思いやり駐車場を用意するなど、車いす利用者などに配慮している【資料 2-5-4】。

旧耐震基準で建築されている建物のうち呉キャンパス体育館は、令和元(2019)年度の耐震補強工事の際、出入口への自動ドア及びオストメイト対応トイレの設置、クラブハウスから体育館への通路の舗装及びスロープの設置といった施設のバリアフリー化を実施した。

また、学生宿舎については、東広島キャンパス学生寮 4 部屋、呉キャンパス学生研修棟 10 部屋は、車椅子の学生が生活できる居室を用意している。また、入居者の障がいに関心して必要により改修工事等を行っている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-5-4】 広島国際大学 教室収容定員等一覧（車いす着席可能場所含）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教育効果の向上のため、原則として、演習、実習及び実験科目については、1つの科目を複数教員が担当したり、クラス分けをすることで、教員1人当たりの学生数が少人数となるよう配慮している【資料2-5-5】。例えば、全学共通必修科目である「スタンダード科目」では「アカデミックリテラシー」「チュートリアル」「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」「英語リーディングⅠ、Ⅱ」等はクラス分けをし、授業を行っている。また、診療放射線学科の「医用工学実験」「放射線計測学演習」、心理学科の「コミュニケーション演習」、医療栄養学科の「食品衛生学実験」「基礎栄養学実験」「応用栄養学実習」等、学部の各学科・専攻の専門科目の実習においてもクラス分けをし、授業を行っている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料2-5-5】2022年度実験・実習・演習科目受講者・担当教員数

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

各学部の実習設備において、学生の実践的な学びを支える高額な医療機器が複数あるため、計画的に更新していく。

現在の教育・研究用情報システムは、令和6(2024)年度に導入して5年が経過するため、最新のハードウェア・ソフトウェア環境を提供する目的で更新を行う予定である。また、学生のパソコン必携化に伴い、学内のパソコン設置台数を見直すことも、合わせて検討する。

また近年、経年劣化等を起因とし、車イス利用者の学内通行の妨げとなる悪路等も発生してきている。経年劣化で生じた段差等については、現場確認の上、必要に応じ補修を行う等の対応を図っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望を汲み上げるために、以下のシステムがある。

①各種アンケート調査

学生の授業に関する意見を汲み上げる「受講生授業アンケート（令和3(2021)年度までは「受講生満足度調査）」を毎年度前期及び後期に実施している。調査結果は教員へフィードバックし、授業の改善に役立てるとともに、改善した内容を掲示することにより学生に回答している【資料2-6-1】。これまで、アンケート結果に基づき改

善した事例としては、「視覚的な資料の提供」や「自分の考えや疑問を発信する機会」に関する設問の点数が比較的低かった事象に対し、パワーポイント等で視覚的に分かりやすい教材の準備や、プリントを他者と交換したり、発表したりといった共有の機会を増やすこととした。

なお、これまで原則として1教員前期・後期各1科目を対象にアンケートを実施していたが、令和3(2021)年度からは、教育の質保証を目的とした教育改善活動の更なる充実を図るため、全科目で実施している。また、令和2(2020)年度に予定していた学生の実態把握及び原因分析、改善方策の検討を行うための「学生意識・動向調査」の実施を延期し、文部科学省による「全国学生調査」と内容が重複していたため見送った。学生対象の各種アンケートについては、それらの各種アンケートの内容との調整・統合を検討した上で、学生の学修成果の把握及び大学生活の目標設定と振り返り等と一体化させた総合的な学生意識・動向調査を、令和4(2022)年度に「アセスメンター」を導入したことに合わせて実施することとしている。

②学生からの意見聴取

個々の学生の日常的な意見・要望聴取には、アカデミック・アドバイザーが重要な役割を果たしている。アカデミック・アドバイザーは聴取した内容を、必要に応じて事務部署などと共有できる体制になっている。

また、学生が直接、意見や要望を訴える制度として、「VOS(Voices of Students)」がある。指定のフォーマットに記名で大学に対する要望等を記述し、学内5箇所（東広島キャンパス3箇所、呉キャンパス2箇所）に設置した回収箱に投函する。学生からの意見や要望について対応し、学生にフィードバックしている【資料2-6-2】。また、学長が学生の要望や意見等を直接聴き、学生のニーズに応じた適切な支援につなげる「学長Café」を各キャンパスで年複数回開催している。毎回10人前後の学生が参加し、活発な意見交換がされている。

さらに、図書館が年2回実施しているブックハンティングでは、学生、教員、図書館スタッフが直接書店に出向き、共同で図書選書を行うことで、図書購入に学生の意見・要望を反映させている。学生が選書を行った図書は貸出し回数も多く好評である。令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる緊急事態宣言の発出などに伴い中止や回数を減らして実施した。

《エビデンス集(資料編)》

【資料2-6-1】受講生満足度調査アンケート質問項目

【資料2-6-2】VOSカード

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

①心身に関する健康相談

東広島キャンパス、呉キャンパスに「学生相談室」を開設し、心身に関する健康相談、学生生活に関する相談を保健室と共同で対応している【資料2-6-3】。定期的に学生相談室カンファレンスを実施し、学生からの意見、要望や気づき等を学生相談員

間で情報共有するとともに相談集計結果を分析し、対応策等を検討している【資料 2-6-4】。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学生から大学における対面での授業等での感染への不安の声や、学生の多くが病院や福祉施設等で学外実習を行う中、学生の受け入れを依頼していた施設から、学生が事前に PCR 検査やワクチン接種を受けることが望ましいとするケースが多くあり、学生や実習施設などから大学で対応してほしいとの声があった。こうした状況を受け、本学では学生の安全・安心を担保しながらワクチン接種を受けられるよう、両キャンパスを拠点として、医療従事者等接種及び職域接種(大学拠点接種)をそれぞれのキャンパスで各 3 回にわたり実施した。また、広島県が実施する無料の PCR 検査の窓口に出向くのが困難な学生のために、キャンパスに受付窓口を設け、摂取した PCR キットを回収し、輸送する取り組みも実施した。さらに、抗原検査キットを事務室等に常備し、学外実習や試験前、課外活動での遠征前等に学生が活用している。

②学生生活に関する学生の意見要望の把握

基準項目 2-6-①にも記載したとおり、アカデミック・アドバイザー、「VOS」及び「学長 Café」等を通じて学生生活に関する学生の要望や意見等を聞き、学生の意見・要望の把握・分析及び改善につなげている。改善につながった具体的事例として、例えば、「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」の設立が挙げられる。学生のボランティア活動を支援する制度はこれまで、「広島国際大学チャレンジプロジェクト」があったが、同一内容または同一団体に対しては支援の限度が 3 年となっている。これに対して当該団体に所属する学生が支援の継続を要望したことを受けて「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」が設立、3 年を超えての支援が実現した。また、学内のスポーツ施設には以前、空調設備を設置していなかったが、学生からの意見・要望を受けて、東広島キャンパス「Active Wellness Center」にある「スポーツ実習室 1」に空調設備を設置した。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 2-6-3】学生相談室来室対応状況一覧

【資料 2-6-4】学生相談室事業報告書 2020 年度

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準項目 2-6-①にも記載したとおり、アカデミック・アドバイザー、「VOS」及び「学長 Café」等を通じて学生の要望や意見等を聞き、学修環境の改善につなげているほか、大規模な施設・設備の更新時に、学生や教職員の意見を取り入れるため、必要に応じてワーキンググループの立ち上げ、もしくはアンケートを実施して、改善を図っている。

具体的な取り組み事例としては平成 27(2015)年度、女子学生が目線を大学運営に活用することを目的に発足した、「女子きらり◇しあわせ応援プロジェクト」による提案の一部を、令和 2(2020)年度のキャンパス整備における東広島・呉キャンパスの空間づくりに採用した。同時期のキャンパス整備については、学生向けポータルサイトを通じたアンケートを実施し、得られた回答をもとに、東広島キャンパス正門ロータリーの改修及び 1 号館 1 階

の空調設置、休憩スペース増設を行った。また「学長 Café」においても、呉キャンパスに静かに勉強できるスペースが欲しいという学生からの意見を取り入れて、新しく建築した3号館に私語禁止の個別学習ブースを設置した。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後はより一層、大学の取り組みに学生の意見を取り入れる機会を増やし、学修者中心の教育改善を行っていく。

また、令和 4(2022)年度に「アセスメンター」を導入したことに合わせて実施することとしている学生・意識動向調査を令和 4(2022)年度には予定通り実施するとともに、今後とも計画的に調査を行い、改善につなげていく。

【基準 2 の自己評価】

アドミッション・ポリシーは大学の目的等を踏まえた内容となっており、ホームページや入学者選抜要項などで周知しているとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもと、実施している。また、大学全体の入学定員及び収容定員に対し、在席学生数は概ね適切である。

教育・学生支援全般については、入学前から卒後まで一貫したエンロールメント・マネジメントを実現するための組織「教育・学生支援機構」が一体的に取り組んでいる。教職協働体制を整えて学生一人一人の学修状況に応じたきめ細かい学修支援、教育課程内外を通じた独自のキャリア支援、様々な経済的支援や取り組みへの支援をしており、学修・学生生活のための施設・設備も適切に整備している。

また、学修支援、学生生活及び施設・設備に対する学生の意見・要望を汲み上げる仕組みが適切に整備され、意見・要望に基づき、各種改善につなげている。

以上のことから、本学は基準 2 に適合している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

広島国際大学の目的及び教育の理念を踏まえて、以下のような 5 項目からなる大学のディプロマ・ポリシーを定め、さらに学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを策定している。平成 27(2015)年度までは学部・学科ごとに定めていたものを、平成 28(2016)年度に学位プログラムごと、すなわち学部の学科・専攻ごとの策定に変更した。令和 2(2020)年度の新カリキュラム導入に合わせて、一部の学部の学科・専攻において見直しを行った。大学院においても研究科ごと及び専攻ごとに定めていたものを、令和 3(2021)年度に専攻ごとの策定に変更するとともに、表現の統一化を図った。なおディプロマ・ポリシーは、学生便覧及びホームページ、「広国大 教職員ハンドブック」等に明示している【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】。

【ディプロマ・ポリシー（全学）】

広島国際大学の学生は、卒業までに以下の 5 項目を身につけることが求められます。

- 1) 命の尊さを理解し、ひとを思いやる豊かな人間性を持つ。
- 2) 地域の多様な価値観を理解し、様々な人々とコミュニケーションを図ることができる。
- 3) 専門的な知識や技術を身につけ、社会で活かすことができる。
- 4) 自ら問題を発見し、他者と協力しながら問題を解決できる。
- 5) 生涯にわたり主体的に学び続け、新しい時代を創造できる。

これらの能力を身につけるために各学部・学科・専攻が定めた教育課程を履修し、所定の単位を修得した学生に学士の学位を授与します。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 3-1-1】 広島国際大学ホームページ（学生便覧 14 ページ ディプロマ・ポリシー）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）

【資料 3-1-2】 広島国際大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/diploma_p.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒ディプロマ・ポリシー）

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、「広島国際大学学則」「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学助産学専攻科規定」及び、各学部履修規定に定められているほか、履修申請要領に記載している【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】。本学では学年を 2 学期に区分し、各学期 16 週の授業実施期間と授業ごとに決められた時間外学修時間を確保することで、単位の実質化を図っている。16 週のなかで期末試験等を行っており、期末試験等により、本学の定める授業時間を下回ることがないように、シラバス作成時にその旨を記載したシラバス作成要領を授業担当教員に配付している【資料 3-1-7】。

各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに掲げている 5 つの項目との関連を割合で示しており、さらに到達目標及び評価基準を明示することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定を実施している【資料 3-1-8】。評価基準にはそれぞれの到達目標に対する評価方法及び評価の比率を定めており、S・A・B・C・D・E・* の 7 種の評語で成績評価している。評価成績を客観的に判断できる指標として、GPA 制度を導入している。大学院においても同様に、到達目標及び評価基準を明示し、S・A・B・C・D・* の 6 種となっている。

成績評価に際しては、各授業担当教員がシラバスに記載した評価方法を基に、厳正に評価している。「アカデミックリテラシー」など、複数の教員が担当する科目については、ルーブリックを用いて成績評価に担当者による差が生じないようにしている。なお、成績評価結果に疑義がある場合の申し立てについては、学期ごとに期間を定めて受付を行っており、評価の適正化に努めている【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】。

一方で、日常の学修状況が良好であるにも関わらず、成績が合格点に達しなかった科目に対し、一定条件のもと、再試験制度を用意している。

また、進級要件も各学部履修規定、履修申請要領に明記している。一部の科目については、前もって指定された科目の単位を修得していることを条件に履修が可能になる先修科目の設定をしており、進級要件と合わせて運用している。なお薬学部では、進級要件として、上位年次配当科目の履修要件を年次ごとに設定しており、学生の学修意欲を尊重するため、留年時には余力・意欲のある学生に対して、1 学年上位の科目の履修も認める場合がある。大学院・専攻科においては進級要件を設定しておらず、分野ごとの必要単位数を履修方法として明記している。

なお、リハビリテーション学科の理学療法学専攻及び作業療法学専攻においては、学外実習に合わせて、学内教育によって学外実習に臨む学力や技術力が十分養えたかを評価する客観的臨床能力試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)を実施している。また薬学部では、薬学共用試験センターが実施する OSCE 及び CBT(Computer Based Testing)のいずれも合格することが、学外実習の履修条件となっている【資料 3-1-11】

【資料 3-1-12】 【資料 3-1-13】。

卒業要件及び修了要件も、学則等及び各学部履修規定、履修申請要領に明記している。卒業判定及び修了判定は、各学部の教授会及び各研究科の研究科委員会、「助産学専攻科委員会」において、厳正に審議している。

なお、本学園が設置する大学（大阪工業大学、摂南大学）をはじめとした他大学からの転入学制度を設けており、入学前における他大学または短期大学等での既修得単位の読み替えは、学則に基づき適切に行われている。転学部・転学科についても同様に、適切に運用している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 3-1-3】 広島国際大学学則

【資料 3-1-4】 広島国際大学大学院学則

【資料 3-1-5】 広島国際大学助産学専攻科規定

【資料 3-1-6】 広島国際大学ホームページ（履修申請要領）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/course_application.html

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒履修申請要領）

【資料 3-1-7】 2022 年度電子シラバス（学部・大学院）の作成について(依頼)

【資料 3-1-8】 広島国際大学ホームページ（電子シラバス）

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/index.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒シラバスの利用）

【資料 3-1-9】 2021 年度 前期成績確認願の取扱いについて

【資料 3-1-10】 成績確認願

【資料 3-1-11】 広島国際大学 理学療法学専攻 3 年生臨床評価実習後 OSCE 概要

【資料 3-1-12】 広島国際大学 理学療法学専攻 4 年生総合臨床実習後 OSCE 概要

【資料 3-1-13】 薬学共用試験センターホームページ（薬学共用試験について）

http://www.phcat.or.jp/?page_id=258

（ホーム⇒薬学共用試験について）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定及び卒業・修了認定時等において、教員からフィードバックを行いながら、学生自身が学修成果を明確に把握できるよう努める。そのために、令和 4(2022)年度から導入した学修成果可視化システム「アセスメンター」を有効活用する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の目的及び教育の理念を踏まえて、大学及び学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。平成 27(2015)年度までは全学部・学科ごとに定めていたものを、平成 28(2016)年度に学部の学科・専攻ごとの策定に変更した。令和 2(2020)年度の新カリキュラム導入に合わせて、一部の学部の学科・専攻において見直しを行った。大学院・専攻科においても研究科・専攻・専攻科ごとに定めていたものを、令和 3(2021)年度に大学院の専攻ごとの策定に変更するとともに、表現の統一化を図った。なおカリキュラム・ポリシーは、学生便覧及びホームページ、「広国大 教職員ハンドブック」等に明示している【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 3-2-1】 広島国際大学ホームページ（学生便覧 13 ページ カリキュラム・ポリシー）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）

【資料 3-2-2】 広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定している【資料 3-2-2】。学部の学科・専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、「専門教育科目」群、「スタンダード科目」群、「オプション科目」群を配置している。

学部の各学科・専攻別に「専門教育課程」の科目群に対してカリキュラムツリー（履修系統図）を策定しており、学生が卒業までに身に付けるべき知識・能力を得るための授業科目がどのように配置されているかが示されていることで、教育課程の体系的編成を分かりやすく表している。また、全学共通の「スタンダード科目」群と「オプション科目」群で構成される基盤教育科目におけるカリキュラムツリーには、関連したディプロマ・ポリシーを明示している。大学院においては、ディプロマ・ポリシーで示す知識や技術を修得するための教育課程の方針をカリキュラム・ポリシーに落とし込んでおり、一貫性がある【資料 3-2-3】。

「専門教育科目」群は、学部の学科・専攻に応じて基礎的な科目から卒業研究へと体系的に学べる科目群となっている。なお、国家試験合格を目指す学部の学科・専攻においては、指定規則に基づいた教育課程を整備しており、特定の実習科目、演習科目を履修するための先修科目を設けて科目履修の順序性に配慮している。また、薬学部では先修科目を設けていないが、上位年次配当授業科目の履修要件を設けることで、科目履修の順序性に配慮している【資料 3-2-4】。

「スタンダード科目」群は、全学生の必修科目として、「アカデミックリテラシー」「チュートリアル」「英語コミュニケーション」「英語リーディング」「デジタルコミュニケーション」「データサイエンス」「スポーツ学」「スポーツ実習」「専門職連携基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「専門職連携総合演習Ⅰ・Ⅱ」「地域創生と危機管理」を配置している。

「オプション科目」群は、健康・医療・福祉分野の職業人としての人格形成を目的として、主に「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」の3つの領域について大局的視野を身に付ける科目群で、学生はそれぞれの学びの目標に合った科目を履修できる【資料 3-2-5】。

各学科のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、授業科目の基本的な情報に加えて、授業の目的・ねらい、到達目標、評価基準、教育課程内の位置づけ、ディプロマ・ポリシーとの関連、アクティブラーニング要素、授業の流れなどを明記している。また、単位制の趣旨を保つために、準備学修（予習）時間及び事後学修（復習）時間を明記している。大学院・専攻科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに分野やコース等の考え方が明記されており、それに基づいて編成している【資料 3-2-6】。

シラバスの作成に当たっては、スタンダード科目、オプション科目は基盤教育センター長により、また、専門教育科目は各学科長により点検、確認を受けた上で最終決定している。大学院・専攻科においては、各研究科長・専攻長・専攻科長を中心とした協議を経て編成され、各専攻長・専攻科長が点検、確認を行い最終決定している。シラバスは電子化され、平成 19(2007)年度より、学内外に公開されており、令和 4(2022)年度から新システムに移行して運用している。

加えて、単位制度の実質を保つために、1 セメスター原則 24 単位以下とする CAP 制を導入している。なお、GPA の数値が高く、学科（専攻）等の定める一定水準を上回る成績優秀学生については、翌学期において、上限を超える履修登録を認めている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 3-2-2】 広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p.html

（ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー）

【資料 3-2-3】 広島国際大学ホームページ（カリキュラムツリー）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/tree.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒カリキュラムツリー（履修系統図））

【資料 3-2-4】 広島国際大学ホームページ（履修申請要領）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/course_application.html

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒履修申請要領）

【資料 3-2-5】 広島国際大学ホームページ（オプション科目の履修モデルについて）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/suisho.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒オプション科目の履修モデルについて）

【資料 3-2-6】 広島国際大学ホームページ（電子シラバス）

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/index.html>

（ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒シラバスの利用）

3-2-④ 教養教育の実施

令和 3(2021)年度以降、全学共通の基盤教育科目である必修科目群「スタンダード科目」、選択科目群「オプション科目」により、健康・医療・福祉分野の大学として基盤となる教養教育を展開している【資料 3-2-7】。

「スタンダード科目」は、主体的・対話的で深い学びを通して、自らの成長を実感できる科目であり、本学の柱となる、学部・学科の枠を超えて学ぶ「専門職連携教育」、基礎的な日本語、数学的思考能力を育む「アカデミックリテラシー」、少人数による問題解決型演習を通じて学びを修得する「チュートリアル」などを配置している。これらの科目は、初年次段階での学修習慣の定着及び学力向上を図るために、効果的に配置している【資料 3-2-7】。

「オプション科目」は、健康・医療・福祉分野の職業人としての人格形成を目的として、「命の尊さを理解し、ひとを思いやる豊かな人間性」を育むための科目であり、「ベーシック」と「アドバンスド」の 2 分野を設定している。この 2 分野にはそれぞれ、「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の科目区分を設定している。なお、「ベーシック」は、幅広く深い教養や総合的な判断力、豊かな人間性を涵養することを目的とし、「アドバンスド」は、「ベーシック」で学んだ内容をさらに発展させる科目を設定しており、卒業までの必要な時期に学べるようにしている【資料 3-2-7】。

上述した「スタンダード科目」「オプション科目」の教育内容については、基盤教育全般の充実化を図る全学組織「基盤教育推進委員会」のもと、「基盤教育検討部門」が中心となって「学力推進部門」とともに企画・推進・改善を図り、「教務委員会」と連携して取り組みを決定している。「基盤教育検討部門」には、分野別に、「教養部会」「数理部会」「情報・統計部会」「保健体育部会」「外国語部会」の 5 部会を設置し、各部会単位で基盤教育の改善について検討し、検討結果を「基盤教育検討部門」で統合して、基盤教育の改善・向上に反映している【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】。また、「スタンダード科目」のうち本学の特色である「専門職連携教育」において、専門職連携教育センターが企画・運営を行っている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 3-2-7】 広島国際大学ホームページ (教育の特色)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/education/index.html>
(ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒教育の特色)

【資料 3-2-8】 広島国際大学ホームページ (基盤教育センターの概要)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/education/summery.html>
(ホーム⇒大学紹介⇒施設案内⇒基盤教育センター⇒基盤教育センターの概要)

【資料 3-2-9】 2022 年度基盤教育センター 基盤教育検討部門 運営体制

【資料 3-2-10】 2022 年度基盤教育センター各部門等の委員について

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

「FD(Faculty Development)委員会」において、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を行っている。具体的な活動としては、2 週間の「授業参観ウィーク」を設け、教員がほ

とんどの科目を聴講可能にし、教員の授業改善の工夫等の実態把握に取り組んでいる。その他に毎年度前期及び後期に実施する「受講生授業アンケート（令和 3(2021)年度までは「受講生満足度調査」）」において、結果の分析等、授業改善のための方策の検討を行っている【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】。

また、シラバスにアクティブラーニング要素の項目を明記するようにしており、授業担当教員による教授方法の工夫の意識向上につなげている【資料 3-2-6】。

教育課程上の工夫として、新入生を対象に、英語においてプレイスメントテスト、数学において習熟度試験を実施し、学生の学力状況を把握するとともに、英語はその成績に基づいた習熟度別のクラス編成を行い、レベルに応じた指導を行っている【資料 3-2-14】

【資料 3-2-15】。なお、薬学部では、入学直後と初年次の後期開始時に、全国規模で開催される薬学部専用プレイスメントテストを実施して学生の学力を把握し、初年次教育、学生の個別指導に活用している【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】。

加えて、ICT 教材及び設備を活用した教授方法の工夫・改善を積極的に行っている。教材としては、医学領域の基礎学力強化のために、平成 27(2015)年度から「目で見る病気」「やさしい栄養学」等医学や看護、保健関連のビデオ教材をネットワーク配信する「ビジュアルクラウド」を導入している。また、新入生の英語・国語・数学・理科・社会科目の基礎学力の確認及び向上を目的とし、平成 27(2015)年度から e-learning システムとして「広国ドリル」を導入している。

また、平成 26(2014)年度に、授業運営を効率よく支援する LMS(Learning Management System)として、授業支援システム「CoursePower」を導入し、学生への教材・課題の提示や評価結果の開示を行っている。「CoursePower」の導入により、授業時間だけでなく授業時間以外の効率的な学修やスピーディな学生へのフィードバックを可能としている。

設備においては、平成 29(2017)年度に「講義自動収録配信システム」を導入し、予習・復習に向けて活用を推進した。その後、ZOOM や Teams などのオンラインシステムが普及する中で、「講義自動収録配信システム」の更新コストを勘案し、令和 3(2021)年度からは Web カメラを教室に設置し、同時双方向型（リアルタイム）の遠隔授業の実施環境を整備している。令和 2(2020)年度には、情報演習室 PC への Web カメラ設置、研究室 PC 用貸し出し Web カメラを導入した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の中で、ICT を活用した授業を円滑に進めるために、「CoursePower」等を活用したオンライン授業の説明会を実施した。本学では令和 6(2024)年度の入学生から、情報端末の必携化を予定していたが、令和 3(2021)年度に前倒しして導入し、ICT を活用したアクティブラーニング、グループワークや体験学習、事前・事後学修、オンライン授業の実施、レポート・課題作成、講義の履修登録、成績閲覧及び、学生生活に必要な情報取得等に活用されている。

《エビデンス集（資料編）》

【資料 3-2-6】 2022 年度広島国際大学ホームページ（電子シラバス）

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/index.html>

（ホーム⇒在学生の方⇒シラバスの利用）

【資料 3-2-11】 2021 年度前期 授業参観ウィーク（依頼文書）（実施報告）

【資料 3-2-12】2021 年度後期 授業参観ウィーク（依頼文書）（実施報告）

【資料 3-2-13】受講生満足度調査アンケート質問項目

【資料 3-2-14】2021 年度英語プレイスメントテスト

【資料 3-2-15】2021 年度「数学」習熟度試験

【資料 3-2-16】薬学ゼミナール 2021 年度全国統一プレイスメントテストⅠ
（化学・生物・数学・物理）

【資料 3-2-17】薬学ゼミナール 2021 年度全国統一プレイスメントテストⅡ
（化学・生物・数学・物理）

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在の教育課程は体系的に編成されているが、令和 6(2024)年度、年次進行中の学部・学科が完成年度を迎えた段階で、社会の変化に対応して「スタンダード科目」を一部、見直す予定としている。

「受講生満足度調査（令和 4(2022)年度からは「受講生授業アンケート）」は、令和 3(2021)年度に全科目を対象に実施したが、学生の負担が増えたことや紙媒体から Web 媒体への変更に伴い効果的にアンケートを回収できなかったこともあり、回答率が低かった。令和 4(2022)年度からは「アセスメンター」に統合し、授業時間内で実施することで回答率の向上を目指し、教育の改善につなげる。

また、コロナ禍の影響で整備が進んだオンライン教育について、メリットとデメリットを勘案しながら、対面とのハイブリッド型授業を推進し、効果的な教育を目指す。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

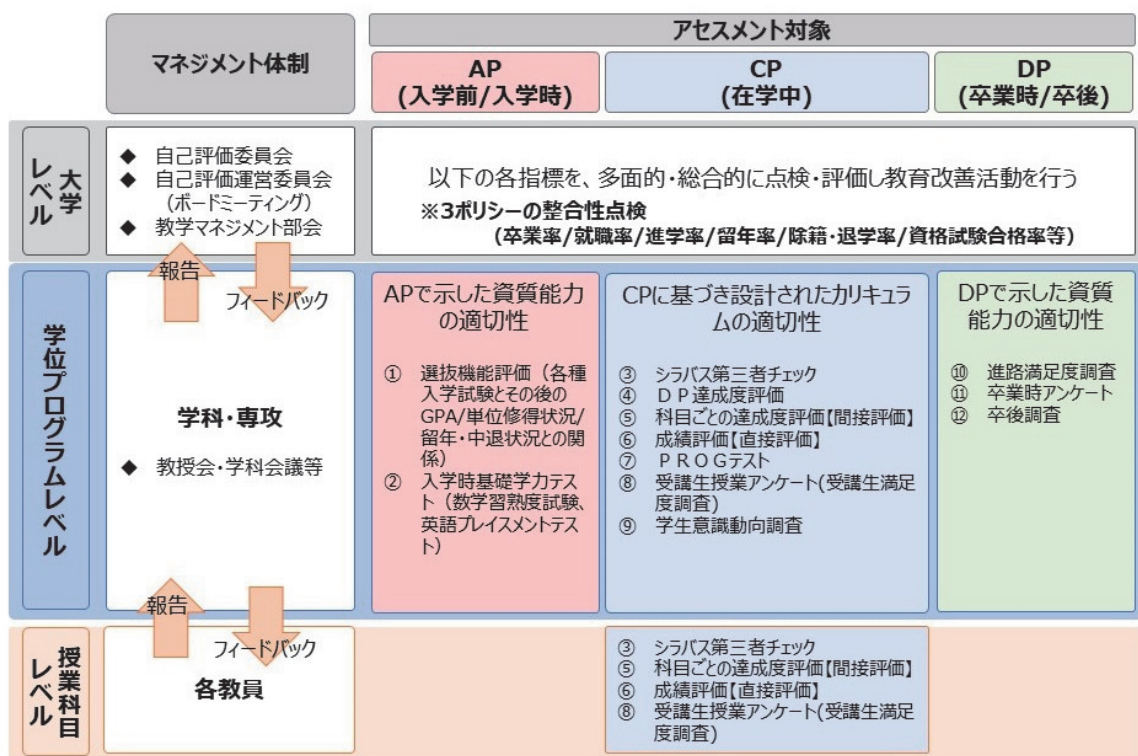
（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法においては、平成 30(2018)年度に学修・教育成果に関する検証方法を、大学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルにまとめた「アセスメントポリシー（現アセスメントプラン）」を定めた。また、卒業時に学生自身が学修成果としてディプロマ・ポリシーの達成度をチャートで確認できる「ディプロマ・サプリメント」を導入し、令和元(2019)年度の卒業生に発行した。しかし、在学中の学修成果を十分に把握できないため、新たに「アセスメントプラン」を定め、学修・教育成果に関する情報を的確に蓄積・収集し、データに基づいて学生一人一人が学修目標の達成状況や身に付けた資質・能力を把握・測定できる「アセスメンター」を導入している【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。「アセスメントプラン」の具体的項目としては図 3-3-1 にある①～⑫のアセスメントチェック項目があり、「DP ルーブリッ

ク」に基づいた年次ごとの「DP 達成度評価」「受講生授業アンケート」、進路満足度調査、卒業時アンケートなど、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している【資料 3-3-4】。

図 3-3-1 広島国際大学 アセスメントの基本構成



また、平成 27(2015)年 4 月に IR センター(IR : Institutional Research)を設置し、IR を推進することで教育・研究の点検・評価・改善を行うこととした。IR センターでは国家試験等の合格率や就職率の向上に向けてデータ収集・分析を行い、関係学部や事務部署へフィードバックすることで教育目的の達成につなげている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 3-3-1】学修計画と振り返りについて『目的/ログイン編』

～学修成果可視化システム「Assessmentor (アセスメンター)」の活用～

【資料 3-3-2】アセスメント・チェックリスト

【資料 3-3-3】Assessmentor 導入に伴う新たな学生支援・指導体制について

【資料 3-3-4】広島国際大学 DP ルーブリック【達成指標】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、「受講生授業アンケート (令和 3(2021)年度までは受講生満足度調査)」を毎年度前期及び後期に実施している。この調査では、「学生の授業への取り組み方」「授業内容と教員の評価」「授業の総合評価」の 3 つの大項目に対し学生の授業に対する要望を点検・

評価し、その結果を各教員へフィードバックすることで授業の改善に役立てている。学生の負担が大きいことから、原則として各教員前期及び後期に1科目ずつを対象として実施していたが、令和3(2021)年度からは、教育の質保証を目的とした教育改善活動の更なる充実を図るため、調査項目を厳選する等、学生の負担を考慮の上、全科目で実施している

【資料3-3-5】【資料3-3-6】。なお評価結果については、「自己評価運営委員会」で学部長に報告してもらい、意見交換を実施した。また、「受講生授業アンケート」の評価が高かった教員の授業への取り組みについて、FD研修会において教職員へ紹介することで顕彰し、他の教員の授業改善に役立てている。

本学の建学の精神にある専門職業人の育成において、国家試験の合格率及び就職率が特に重要であることから、「大学・大学院運営会議（旧「学部長会議」「大学院委員会）」や教授会等を通して教職員へ速やかにフィードバックしている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料3-3-5】2021年度前期 受講生満足度調査アンケートへのご協力のお願い
(2020年度第10回FD委員会資料)

【資料3-3-6】2021年度後期 受講生満足度調査アンケートへのご協力のお願い
(2021年度第3回FD委員会資料)

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

「教学マネジメント部会」が中心となり、令和4(2022)年4月から運用している「アセスメントプラン」を用いたアセスメント活動を行い、各実施・検討委員会において集約した結果は「教学マネジメント部会」において点検・評価を行っていく。今後、「アセスメンター」を活用した学修支援の目的や有効性を学生や教職員に浸透させることにより、より実効性のある「アセスメントプラン」の運用につなげ、全学的な取り組みにしていく。

【基準3の自己評価】

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学則等で定められており、厳正に適用している。

学部の各学科・専攻別にカリキュラムツリー（履修系統図）を策定しており、学生が卒業までに身に付けるべき知識・能力を得るための授業科目がどのように配置されているかが示されていることで、教育課程の体系的編成を分かりやすく表している。また、シラバスには教育課程内の位置づけやディプロマ・ポリシーとの関連を記載しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を授業科目レベルまで落とし込んでいる。全学共通の基盤教育科目である「スタンダード科目」群、「オプション科目」群においても運用組織により教育課程を体系的に編成している。

教授方法の工夫・開発においては「FD委員会」において、「受講生授業アンケート」の結果を分析し、授業の改善に役立てている。そのほか習熟度試験によるクラス分け、ICT教材及び設備の活用を通じて、教授方法の工夫を図っている。

令和4(2022)年4月から、三つのポリシーを踏まえた学修・教育成果を多面的・総合的に点検・評価できる「アセスメントプラン」を策定し、運用している。

以上のことから、本学は基準 3 に適合している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

広島国際大学の最高意思決定機関は「学部長会議」と「大学院委員会」であったが、2つの会議を統合し、令和 3(2021)年度から「大学・大学院運営会議」とした。「大学・大学院運営会議」は、学長が招集し議長となり、重要な事項を審議しており、学長のリーダーシップのもとに適切に整備され、十分に機能している。各学部の教授会、研究科委員会、その他各種委員会は、各分掌により諸問題を検討するとともに、学長の諮問事項について審議する機関として機能している【資料 4-1-1】。

また、規定されている会議ではないが、学長、副学長、事務局長等が学内における様々な事案について、協議や情報を共有する場として「ボードミーティング」を毎週開催している。協議・情報共有事項は、入試状況や予算編成に係る方針、コロナ感染症に関する事項等、多岐にわたっており、協議した結果に基づき、学長が各部署に方向性等の指示を出している。なお、案件によっては、「大学・大学院運営会議」や関係する委員会に上程しさらに議論を深めるよう指示している。

学長のリーダーシップの確立については、「職制に関する規定」の第 7 条において、「学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属職員を統督する」と規定している【資料 4-1-2】。また、学長は年度当初までに理事長指針に基づき学校長方針を策定し、「大学・大学院運営会議」、教職員集会及び、学内の教職員向けに情報を共有するための学内共有サイト等を通じて、教職員に年度の目標を明確に伝えている。

なお、学長を補佐するために副学長を置き、副学長の職務は「広島国際大学学則」第 6 条に規定されている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-1-1】 広島国際大学大学・大学院運営会議規定

【資料 4-1-2】 職制に関する規定

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の意思決定機関として、「大学・大学院運営会議」（令和 3(2021)年 3 月まで「学部長会議」「大学院委員会」）を設置している。「大学・大学院運営会議」は「広島国際大学学則」第 7 条において、構成員や審議事項が規定されており、権限及び責任が明確にされて

いる。本会議で決定された事項は、各学部の教授会、研究科委員会、学科会議及び事務部署で報告され、情報共有を行っている。また、必要に応じて教職員集会を開催して、全教職員へ周知している。

また、本学では学長の補佐として副学長 2 名を配置し、「教育・学生支援総括、東広島キャンパス担当」「研究・社会連携総括、呉キャンパス担当」の役割を担い、権限の分散を図っている。

教学マネジメントにおいて重要な役割を果たす「大学・大学院運営会議」、「自己評価委員会」には、学位プログラムの責任者である学部長や大学運営の責任者をはじめとした事務職員が委員となり、責任を持って、教育目的を達成するための管理運営を行っている。また、教学に関する質保証を点検する「教学マネジメント部会」を「自己評価委員会」の下部組織として設置している。

さらに、本学では上述に加え各学部・学科等においても、教学マネジメントの体制を整えている。

①学部・学科

各学部には教授会を置いている。「広島国際大学学則」第 8 条及び「組織規定」の第 99 条において、構成員や審議事項が規定されており、位置付け及び役割も明確にされている。

教育課程の変更等は、各教授会、「教務委員会」での議論を経て、「大学・大学院運営会議」において審議の上、学長が決定する。また、「大学・大学院運営会議」、教授会及び教育研究に関わる各種委員会を経て決定された事項は、各学科の学科会議において説明され、情報の共有が図られている。なお、学生の懲戒に関することについては、「学生委員会」の議を経て教授会に報告後、学部長の意見を聴き、学長が懲戒することとしている。

健康科学部の教授会には、当該構成員の一部の者をもって組織する代議員会を置いており、このことは「健康科学部教授会規定」第 11 条に規定され、権限及び責任が明確にされている。健康科学部では、「大学・大学院運営会議」等で決定された事項は、健康科学部教授会または、健康科学部代議員会において説明され、情報の共有が図られている。なお、代議員会で報告を行った事項については、教授会での報告を省略することができる。ただし、代議員会で審議した結果、教授会における議決が必要と判断された事項については、教授会においてその審議を行うものとしている。

②研究科・専攻

本大学院の管理運営に関する事項を審議する「大学・大学院運営会議」は、「広島国際大学大学院学則」第 10 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。

また、本大学院は、各研究科に研究科委員会を設けており、「組織規定」の第 99 条に規定し、当該研究科（専門職学位課程を除く）の教育研究上の重要な事項を審議する。実践臨床心理学専攻は専門職学位課程であり、本専攻のある心理科学研究科には「専門職学位課程委員会」を設けており、本委員会は「組織規定」の第 99 条に規定され、専門職学位課程の教育研究上の重要な事項を審議する。各研究科・専攻からの提案は研究科委員会または「専門職学位課程委員会」で審議され、「大学・大学院運営会議」で最終意思決定が行われる。

③助産学専攻科

助産学専攻科では、「大学・大学院運営会議」で決定された事項は「助産学専攻科委員会」において説明され、情報の共有が図られている。

また、「助産学専攻科委員会」は、「助産学専攻科規定」第 5 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務職員は、専任職員と嘱託職員、派遣社員及び臨時要員で構成しており、本学の目的を達成するための事務体制が構築されている。事務職員の採用については、新卒者に限定せず、即戦力として活躍が見込まれる中途採用者を含め、広く多様な人材を確保している。また、昇任、異動に際しては、人事評価により人材の適性を考慮するとともに、自己申告書を参考に意欲を喚起するための配慮を講じながら適切な人事配置を行っている。なお、事務職員の任用（採用・昇任・転任・配置転換等）は本学園人事課で一括して行っている。「任用規定」「事務職員任用基準」「医療職員任用基準」及び「事務系職員人事評価規定」を設けて運用しており、同規定等において事務職員の区分、資格、募集・選考方法、資格審査等の手続きを定めるとともに、人事評価、自己申告書及び面談等により、適材適所での配置を行っている【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。

学位プログラムレベル及び授業科目レベルでの教学マネジメントに関しては、「自己評価委員会」の下に、本委員会委員及び教職員から選出された委員からなる小委員会「自己評価運営委員会」があり、その下部組織に大学運営等に関する質保証を点検する「大学マネジメント部会」、教学に関する質保証を点検する「教学マネジメント部会」を設置している。「教学マネジメント部会」には、教育・学生支援を一体的に担う教育・学生支援機構の専任職員が委員として参加している。また、教育・学生支援の運営組織である「教育・学生支援推進委員会」には、機構長及び本機構の事務を統括する事務職員、教務・学生支援・キャリア支援の担当者である事務職員が委員として参加しており、教学マネジメントに機能性を持たせている。「教育・学生支援推進委員会」の下に「教務委員会」「学生委員会」「キャリア支援委員会」「国際交流委員会」「基盤教育推進委員会」「専門職連携教育推進委員会」「情報メディア教育推進委員会」「FD 委員会」を設置している。各委員会の委員長と事務職員が「教育・学生支援推進委員会」の委員として参加しており、教職協働体制を確立している。

さらに、「教務委員会」の下には「教職教室」、「学生委員会」の下には「学生相談室」「障がい学生支援室」「ボランティアセンター」を設置しており、その運営組織である「教職課程委員会」「学生相談室運営委員会」「障がい学生支援室運営委員会」「ボランティア活動推進委員会」でも教職協働体制を確立している【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-1-3】任用規定

【資料 4-1-4】事務職員任用基準

【資料 4-1-5】医療職員任用基準

【資料 4-1-6】 事務系職員人事評価規定

【資料 4-1-7】 広島国際大学教育・学生支援推進委員会規定

【資料 4-1-8】 広島国際大学教育・学生支援機構関連委員会構成図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

「教学マネジメント部会」が中心となり、教育・学生支援全般に関する組織を統合した「教育・学生支援機構」と協働で、適切な教学マネジメントを推進していく。

また、「ボードミーティング」は、教学マネジメントをはじめとした重要事項について協議しており、今後会議の位置づけを検討していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

① 教員の確保と配置

令和 4(2022)年度における学部専任教員数は 256 人で、大学設置基準上必要専任教員数 185 人の 1.38 倍の人数を擁しており、教員 1 人当たりの学部学生数は 15.8 人である。大学院については、基礎となる学部を母体に専門教育を担当する教員を適切に配置している。なお、実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）については、7 人の専任教員を配置し専門教育を行っている。助産学専攻科については 3 人の専任教員を配置し、指導を行っている。

② 教員の採用・昇任の方針

教員の採用・昇任の方針は、「大学・大学院運営会議」の承認を得て明確にされており、規定等が整備され、適切に運用されている【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。

教員の採用に係る募集は、原則として公募としている。ただし、学部等の新增設に伴う教員組織を構成する際など、専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいときなどは、公募によらないことができる。

また、各学部・助産学専攻科の教員の採用・昇任については、「教員選考委員会」で審議している。大学院の授業科目及び研究指導の担当教員については、各研究科委員会を経て、「大学・大学院運営会議」で審議している。なお、専門職学位課程である実践臨床心理学専攻の教員採用・昇任に関しては、「心理科学研究科専門職学位課程教員専攻委員会」で審議し、「大学・大学院運営会議」に報告をしている。

③ 教員評価体制

平成 30(2018)年度に、個々の教員の資質向上に向けて新たな教員活動評価制度を設け、

教員の「個人活動評価」及び「組織評価」で総合的に評価している。新制度導入当初は「個人活動評価」を 5 領域（「基本行動」「教育」「研究」「社会貢献」「その他」）、「組織評価」を 11 領域（第Ⅲ期中期目標の「学生・生徒募集」「教育・研究」「学生・生徒支援」「進路・就職」「人事」「財務」「学校間連携」「ブランディング」「社会貢献」「グローバル化」「ユニバーサルキャンパス」）で設定していたが、令和 3(2021)年度からは、「個人活動評価」を 5 領域（「基本行動」「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」）、「組織評価」5 領域（「学生募集」「進路・就職」「学校間連携」「グローバル化」「その他」）に再編し、さらに「学生評価」として「受講生満足度調査（令和 4(2022)年度からは「受講生授業アンケート」）」の結果も加えた。評価の低い教員に対しては、学部長が面談の上、改善を促している【資料 4-2-5】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-2-1】 広島国際大学大学院教員選考規定

【資料 4-2-2】 広島国際大学教員選考委員会規定

【資料 4-2-3】 広島国際大学教員選考基準

【資料 4-2-4】 任用規定

【資料 4-2-5】 2022 年度 広島国際大学 教員活動評価について

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教員が主体的かつ自主的に教育内容・方法の改善を行うことを組織的に支援・促進するために、「FD 委員会」を設置している。活動の全体像をまとめた「FD 活動／FD プログラム ガイドブック」には、期待される教員像及び FD の定義を明示しており、学内共有サイトに公開することで教職員に理解を促している【資料 4-2-6】。活動の全体像は図 4-2-1 に示すとおりとなる。

「FD 委員会」が開発している FD プログラムは、日本高等教育開発協会が定める「大学教員の基本的な教育職能の基準枠組」に対応しており、新任教員を対象にしたオリエンテーション、ワークショップ及び講演会を体系的に行い、教育・学修支援にかかる知識及び教育スキルの修得を目指している。

まず新任教員に対しては、新任教員オリエンテーションにおいて、大学の組織、教育システムを理解するための説明を実施している。また、概ね教育経験 5 年未満の教員には、特に重要なプログラムを指定して受講を促している。

ワークショップ及び講演会では、教育内容・方法の改善を行うために必要な知識及び教育スキルを段階的に身に付けられるよう、テーマを設定して実施している。令和 3(2021)年度は、大学教育の質保証に関して重要となる授業設計に関する「コースポートフォリオ作成研修」、授業設計の実践段階である「マイクロティーチング研修」、成績評価を目的とした「ルーブリック活用研修」、シラバス作成を目的とした「到達目標の書き方」、オンライン授業実施にかかる「Teams 利用研修」、学生との接し方「アサーション研修」「積極的傾聴研修」等を開催した【資料 4-2-7】。

その他の FD 活動として、「受講生授業アンケート」及び授業参観を行って、教員の自己

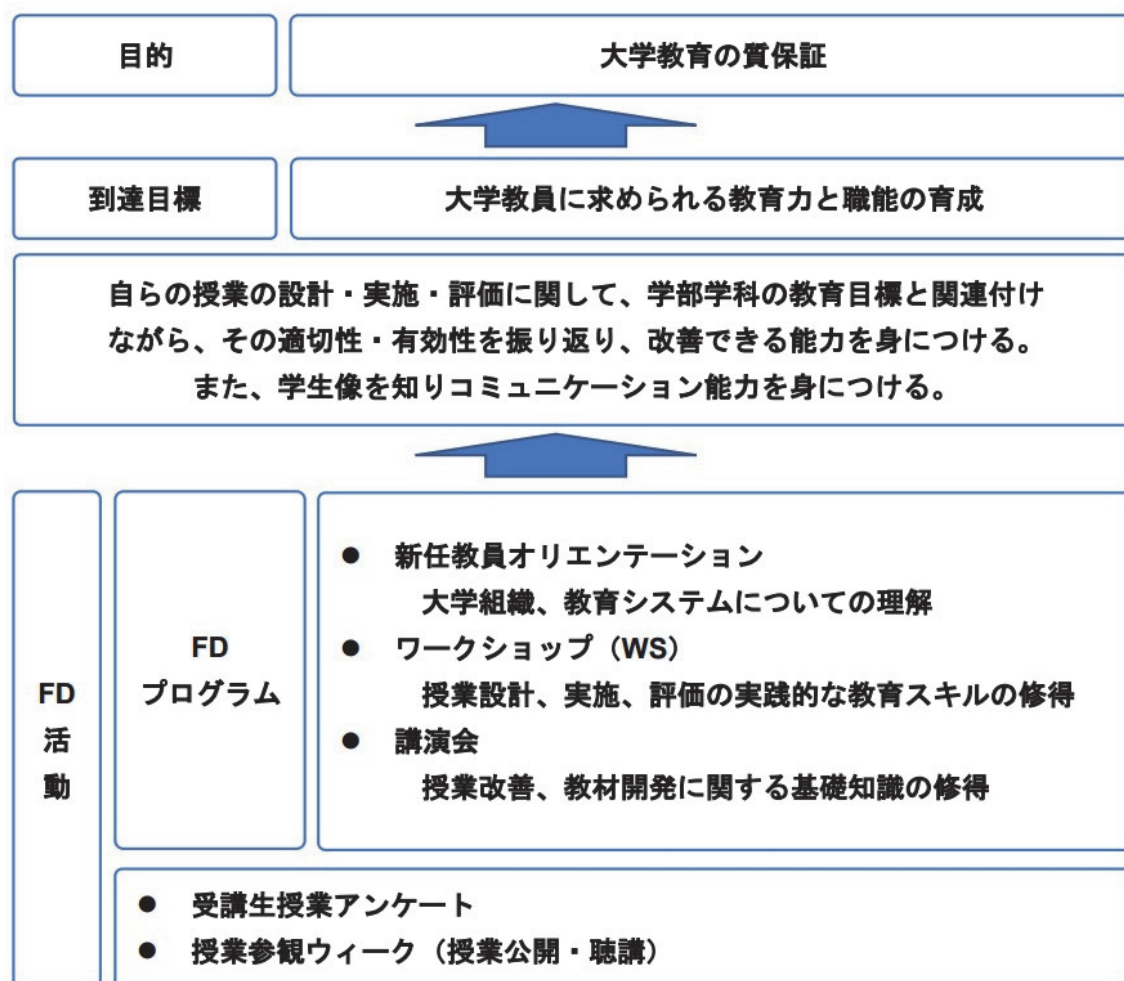
改善を促している。「受講生授業アンケート」は毎年度前期と後期の2回、原則全科目を対象に行っており、調査結果は各教員へフィードバックすることで授業の改善に役立てている。アンケート結果及び学生からの自由記述に対する教員からの回答を記載したレスポンスシートは、学内共有サイトに公開している。授業参観については、一定の期間を授業参観ウィークに設定し、ほとんどの科目を授業公開することで、授業比較による自主的な改善につなげている。

大学全体の取り組み以外にも、学部学科・専攻単位で、学部長方針実行シートを活用しながら、教育改善に努めている。

なお、本大学院については、学部教員が大学院担当教員として教育研究に携わっているため、学部と大学院共通のFD活動となっている。なお、心理科学研究科実践臨床心理学専攻教員は、学部には所属しないため専攻独自のFD活動を行っている。また、一部の学科等で、研究成果等を掲載した定期刊行物を毎年発行している。さらに、博士後期課程の学生に対し、履修ガイダンス時においてFD研修会への参加を促している。

FDやSD(Staff Development)その他教職員への研修等においては、鋭意見直しを行っており、主な対象者が教員向け及び事務職員向けに実施する研修等も合同で実施することにより、対象範囲の拡大を図るなど、組織的に見直しを図っている。

図4-2-1 FD活動/FDプログラムの全体像



《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-2-6】FD 活動／FD プログラム ガイドブック

【資料 4-2-7】2021 年度教職員研修(FD・SD)開催案内

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

適切な人事計画を立てた上で、教員の補充や新任教員の採用を行い、今後も必要な教員の確保や適切な配置の維持に努める。また、教員の採用・昇任の方針またはそれに基づく規定については、社会情勢や教育・研究現場の状況を考慮し、修正を適宜行う。

また、教員活動評価制度において評価の高い教員に対して顕彰し、モチベーション向上を促す。

FD プログラムの目的や開催時期について年度初めに周知し、教員が自身の年間活動計画に組み入れることができるようにするとともに、大学教育に求められる教育力と職能を育成し、大学教育の質保証を目的とした体系的な FD プログラムを今後も継続して実施する。また、「受講生授業アンケート」の検証結果を踏まえ、学生の声を教育改善・授業改善につなげるとともに、今後のカリキュラムの見直し、学生の更なる理解度向上や大学教育の質保証を目的に、令和 2(2020)年度から導入した FD プログラムの更なる充実を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事務職員に対しての SD については、本学園人事課を中心に計画的に取り組んでいる。

新採用の専任事務職員に対して、採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を実施している【資料 4-3-1】。また、新任課長と一般職の昇任者等を対象に、各資格の役割に応じた階層別研修を実施している。令和 4(2022)年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに派遣することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みを行う計画である。

全専任事務職員に対しては、毎年夏期に研修を実施している。令和 3(2021)年度は「目標活用」「法令対応」「オンライン時代への対応」を目的とした研修を実施した。また、管理職者に対しては、毎年夏期に集合研修等を実施し、ワークショップにより意識改革を図っている。有期雇用の嘱託職員に対しては、e-learning の機会を提供し、スキルアップや業務改善を支援している。なお、事務職員のスキルアップ支援として、職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する「特定研究奨励制度」及び、業務に必要な資格取得を奨励する「資格取得支援制度」を設けている。また、学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加について、各事務担当部署において予算化し、各業務を

遂行している担当職員が毎年参加し、職員の資質向上を図っている。例を挙げると、日本私立大学協会が主催する「大学教務部課長相当者研修会」「学生生活指導部課長相当者研修会」や、広島の高専機関が連携・協力する「教育ネットワーク中国」が主催する教職員研修などへ参加をしている。なお、事務職員については、目標達成度評価及び行動特性評価による公正な人事評価を行うことにより、職員の資質向上や適正な人事処遇に活用している。

本学独自の取り組みとしては、教職員研修（FD・SD）を毎年度実施している。2021年度は、ICT 学習支援ツールの Course Power をオンデマンド授業に活用するための「Course Power 利用研修会」、特許権と著作権に関する基礎知識や、知的財産を有効に活用するための「知的財産セミナー」を開催した。

また、平成 29(2017)年度の大学設置基準改正に伴い、事務職員が大学運営においてこれまで以上に積極的な役割を担うこと、教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組むことが求められるようになっている。これを受けて本学では、学科の個性・特色、大学の将来像などを検討する教職協働のプロジェクトチームに若手の事務職員を積極的に登用し、チームでの活動を通じて、教職協働で大学運営にかかわっていく能力育成に努めている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-3-1】専任事務職員対象 研修ガイド 2022

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」とともに拡大しており、経営・教育・学生支援・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている中で、業務改善のためには特にデジタルトランスフォーメーションに関する知識及び力量を高める必要があり、この領域に関する研修会への参加などを推進する。

研修計画と人事評価制度を連動させることにより、学園の期待する人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、昇任、キャリアなどを見据え、長期スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。これにより職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図る。

さらに、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員には1名につき1室の研究室があり、豊富な実習設備を活用できる研究環境を整備している。また、大学院生に対しても院生研究室、実験室等、研究を行うために適した環境を整えている。なお、専門職大学院である実践臨床心理学専攻については、附属施設である心理臨床センターを活用した教育・研究活動を行っている。

本学では、研究環境の適切な運営・管理を行うため、研究支援・社会連携センターを設けている【資料4-4-1】。本センターでは、科学研究費補助金部門、共同・委託・助成等研究部門、法務部門、地域連携部門、知的財産部門を掌務している。

外部資金の獲得において、競争的資金の場合は間接経費として、直接経費の30%に当たる額を、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用している。科学研究費の間接経費は、従前までは、主に科学研究費助成事業費説明会及び研究倫理講習会等への出張旅費として活用するとともに、研究成果の発表の場である「イノベーション・ジャパン」の出展経費にも有効的に活用していたが、令和2(2020)年度以降は、コロナ禍により出張の制限やWeb会議等の推進により、学内の研究環境整備に重点を置いた使途計画としている【資料4-4-2】。委託研究、共同研究、企業等への学術指導においては、各々契約書を締結し、企業等から支払われる研究費の10%を運営経費として、適切な運営・管理に必要な人件費及び研究環境の整備に必要な光熱水費、施設保守費に充当している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料4-4-1】 広島国際大学研究支援・社会連携センター規定

【資料4-4-2】 2021年度 広島国際大学 科学研究費助成事業 間接経費使途計画
(過去2年度実績報告含む) について

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

大学が受けている社会からの信頼や期待に応えるために、学園としても、大学としても、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

本学園では、研究倫理を確立し、研究上の不正防止のため、平成26(2014)年3月に「学術研究倫理憲章」「研究者倫理に関するガイドライン」等を定めている。

本学では全教員等に対し、研究活動の社会に与える影響の大きいことを認識させ、常に責任と倫理を意識して研究活動を遂行できるよう、「広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」「広島国際大学研究倫理委員会規定」「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定」の4規定を改正し、組織体制及び研究倫理向上を図っており、実施計画のとおり遂行している。(表4-4-1)

なお、研究活動に係る不正防止に関する規定で定められた目的を達成するために研究倫理委員会を設置し、不正防止計画を策定の上、研究者に対して学術研究に係る倫理教育や科学研究費取扱要領等各種マニュアルの配付、不正防止に関する説明会、監査等を実施し、公正な研究活動の推進に向け取り組んでいる。

表 4-4-1 学術研究倫理に関する規定一覧

規定	概要
学校法人常翔学園行動規範	本学園の構成員が遵守すべき基本的な行動指針を定めている。
学校法人常翔学園学術倫理憲章	本学園の研究活動に携わる設置大学すべての研究者等の倫理的な態度、行動規範として制定している。
学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン	学術研究倫理憲章に則った行動指針であり、大学の責務と研究者の責務について定めている。
広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定	研究不正の防止と不正行為への対応を定めている。 なお、令和 3（2021）年度に研究倫理教育責任者を補佐する「研究倫理教育副責任者」の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、「防止計画推進部署」を置き、その役割等を明確にした。
広島国際大学研究倫理委員会規定	「広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」及び「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」に定める研究倫理委員会について必要な事項を定めている。 令和 3（2021）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受け、不正防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するため、ガイドラインに基づき研究倫理委員会の体制を整備した。
広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定	研究費不正の防止と不正行為への対応を定めている。 令和 3（2021）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受け、本学においても研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するとともに、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、ガイドラインに基づく管理・監査体制を整備した。
広島国際大学研究記録管理規定	各種規定等に基づき、広島国際大学において、研究者等が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録の管理、保存等について必要な事項を定めている。
広島国際大学安全保障輸出管理規定	外為法等に基づき、広島国際大学の安全保障輸出管理の基本方針を定めている。
広島国際大学安全保障輸出管理委員会規定	広島国際大学研究支援・社会連携センター規定第 4 条及び広島国際大学安全保障輸出管理規定第 8 条に定める安全保障輸出管理委員会の構成、審議事項等必要な事項を定めている。
広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定	学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の基本精神のもと、人を対象とした薬学、医学、歯学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学等に関する研究について、医学研究の倫理に関するヘルシンキ宣言（修正事項を含む）。及び科学技術会議生命倫理委員会における「ヒトゲノム研究に関する基本原則」の趣旨を尊重し、倫理的配慮を図ることを目的としてきた。 令和 3（2021）年度にヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針と統合されたことから、新たな倫理指針に基づき、必要な事項を定めている。

研究倫理については、以下のように厳正に運用している。

①責任体制の見直し

研究活動・公的研究費等の各ガイドラインに基づき、責任体系の見直し等を随時実施している。最近では、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

(実施基準) が令和 3(2021)年 2 月に改定されたことから、「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」及び「広島国際大学における公的研究費の不正防止計画」を改定した。

②教職員への倫理教育

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成 26(2014)年 2 月 18 日改正、文部科学大臣決定）」を受け、一般財団法人公正研究推進協会の e-learning 教材によるコンプライアンス教育を実施している。また、年度初めに科学研究費不正使用防止・取扱説明会を実施している。なお、科学研究費不正使用防止・取扱説明について、令和 2(2020)年度以降はコロナ禍ということもあり、対面による説明会は行わず資料配信にて対応している。

③学生への倫理教育

学部生への研究倫理教育については、「広島国際大学「初年次教育」ハンドブック 大学への扉」を利用した授業等において行っている【資料 4-4-3】。大学院生への研究倫理教育については、独立行政法人日本学術振興会の「eL CoRE（研究倫理 e-learning）」を活用しており、実施後は、研究倫理教育推進責任者（各研究科長）より最高管理責任者（学長）へ報告している。

④競争的資金における監査体制

科学研究費補助金などの競争的資金については、研究活動・研究費の体制整備等自己チェックリスト・履行状況調査等を作成・整備している。

また、公正な研究活動の遂行に向け、研究支援・社会連携センターの執行・管理状況に対し、統括管理部門である学長室において、公的研究費の執行状況等の定期的な監査を実施している。令和 3(2021)年度については書面監査を 3 回（6・9・2 月）、実地監査を 1 回（12 月）に行うとともに、監査後は報告書にまとめ、統括管理責任者である事務局長へ報告している。

⑤安全保障輸出管理委員会

令和元(2019)年度から、e-APRIN において「大学等における安全保障輸出管理」の単元を追加して、内容の充実を図っている。

また、「安全保障輸出管理委員会」にて、管理体制や外国出張・海外研修・オンライン用の事前確認チェックシートを策定するとともに、対象貨物・技術の掌握のため安全保障輸出管理に係るスクリーニング票を更新している【資料 4-4-4】。

なお、第 1 回「安全保障輸出管理委員会」にて、「安全保障輸出管理事前確認シート [外国人（研究者・留学生）受入用]」の運用を策定し、令和 3(2021)年 6 月 1 日以降、「外国出張・海外研修・オンライン用」及び「外国人（研究者・留学生）受入用」を運用している【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-4-3】 広島国際大学「初年次教育」ハンドブック 大学への扉

【資料 4-4-4】 安全保障輸出管理事前確認チェックシートの運用について（運用依頼）

【資料 4-4-5】 様式 1 安全保障輸出管理事前確認チェックシート

（外国出張・海外研修・オンライン用）

【資料 4-4-6】様式 2 安全保障輸出管理事前確認シート

[外国人（研究者、留学生）受入用]

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員が使用できる研究費等には学部配分する「学部予算」、教員個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための研究シーズを培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度がある。

①経常研究支援費

「広島国際大学経常研究支援費取扱要領」によって、研究費の額、使途、執行要領等を定めて運用している。使途にあつては、経常研究を行う際の研究出張旅費、研究用の備品・材料及び消耗品の購入、学会等に要する経費、研究用図書の購入、研究発表のための印刷費等、研究活動に直接必要となる費用の執行を認めている【資料 4-4-7】。

②特別研究助成

「若手研究者助成タイプ」と「研究課題醸成タイプ」で構築している。

1)若手研究者助成タイプ

若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請を目的とした制度であり、採択者に対しては、1 件上限 20 万円を助成している。令和 3(2021)年度については 10 件に対し、合計 90 万円を助成した。

2)研究課題醸成タイプ

一定の研究評価実績があり、かつ、本質的な課題を打ち破る革新的な解決策となる可能性がある研究活動において、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行うことで、本学における活発な研究活動の醸成を図ることを目的とした制度であり、採択者に対し 1 件上限 70 万円を助成している。令和 3(2021)年度については 11 件に対し、合計 440 万円を助成した。

また、企業との共同研究に結びつけるコーディネート業務を、外部コーディネーター機関「さんあいオフィス合同会社」に委託し、研究シーズ発掘や知的財産化に向けた支援等を行っている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 4-4-7】経常研究支援費取扱要領

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響や収束後も経済低迷が長期化しかねないことを考慮すると、社学連携での外部資金の獲得はさらに厳しくなることから、当面は、これまでに委託・共同研究等契約を結んだ企業と継続的な関わりができるよう働きかけを行い、外部資金の獲得につなげていく。将来的には、学内研究助成制度の拡充・見直しや魅力ある研究の広報活動などを通して、本学の「特色ある研究を活用した外部資金の

獲得」をキーワードに、研究支援・社会連携センターの自助努力による企業体との契約件数増加を図っていく。

研究に関して、研究費の不正使用や不正行為はないが、今後も不正がおきないように研究倫理の確立と厳正な運用に努める。

【基準 4 の自己評価】

学長のリーダーシップや補佐体制、権限の適切な分散と責任の明確化、必要な事務体制の整備を行うことで教学マネジメントの機能性は担保されており、教育目的、教育課程に即した専任教員を確保し、適切に配置している。

FD 及び SD にかかる取り組みを学園レベル、大学レベル、学部・学科レベルで積極的に行い、教育研究活動及び大学運営の質的向上に努めている。

また、教員の研究活動を支援する事務組織を設け、快適な研究環境を整備するための経費を適切に運用するとともに、研究倫理に関する規則を整備している。さらに、学内独自の研究助成制度、外部コーディネーターの導入により、教員の積極的な研究を後押ししている。

以上のことから、本学は基準 4 に適合している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人常翔学園の目的を「この法人は、教育基本法・学校教育法その他の法令に従い、学校教育を行うことを目的とする。」として、「学校法人常翔学園寄附行為」第4条において、明確に定めている【資料 5-1-1】。

本学園は、平成 19(2007)年 9 月、学校法人大阪工大摂南大学から学校法人常翔学園への改称に先立ち、「教育・研究に対する取組み」「社会との共生」「本学園構成員としての態度」の 3 章からなる「学校法人常翔学園行動規範」を制定しホームページに公開することで、構成員が高い倫理観を持って自覚と責任ある行動に努めることを学内外に宣言した【資料 5-1-2】。この行動規範は、全教職員に配付している「コンプライアンスハンドブック」及び携行用で名刺大の「COMPLIANCE CARD」に記載し、教職員一人一人にコンプライアンス意識の高揚と実践を要請している【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】。さらに、行動規範のほか、組織倫理を確立するために「監事監査規定」「内部監査規定」「公益通報等に関する規定」「人権侵害の防止に関する規定」「個人情報保護に関する規定」「利益相反ポリシー」等を整備し、経営の規律性を担保する仕組みを整えている【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】。

行動規範に関しては、令和 2(2020)年 2 月に「学校法人常翔学園（大阪工業大学・摂南大学・広島国際大学）ガバナンス・コード」を策定した。ガバナンス・コードについては、令和 3(2021)年 10 月～11 月に実施状況の点検を実施し、同年 12 月に結果を本学園及び本学のホームページに公表している【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

【資料 5-1-14】。これらを遵守するための組織として本学園及び本学に監事室、内部監査室、「USR 推進委員会（USR：大学の社会的責任）」、「広島国際大学人権侵害防止委員会」、「学園個人情報保護委員会」を設けて、組織倫理の確立と適切な運営を行っている【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】。

個人情報に関しては、管理を徹底するため、全教職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する e ラーニング研修を平成 29(2017)年度より定期的実施している。

大学の透明性を担保する観点から、学校教育法施行規則 172 条の 2 項に定められた内容等に基づき、大学の教育研究活動等の状況に関する情報をホームページで公開している【資料 5-1-19】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-1-1】 学校法人常翔学園寄附行為

- 【資料 5-1-2】 学校法人常翔学園行動規範
- 【資料 5-1-3】 コンプライアンスハンドブック
- 【資料 5-1-4】 COMPLIANCE CARD 改訂版
- 【資料 5-1-5】 監事監査規定
- 【資料 5-1-6】 内部監査規定
- 【資料 5-1-7】 公益通報等に関する規定
- 【資料 5-1-8】 人権侵害の防止に関する規定
- 【資料 5-1-9】 個人情報の保護に関する規定
- 【資料 5-1-10】 学校法人常翔学園利益相反ポリシー
- 【資料 5-1-11】 学校法人常翔学園学術研究倫理憲章
- 【資料 5-1-12】 学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン
- 【資料 5-1-13】 学校法人常翔学園（大阪工業大学・摂南大学・広島国際大学）
ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-14】 広島国際大学ガバナンス・コードの実施状況点検結果
- 【資料 5-1-15】 組織規定
- 【資料 5-1-16】 USR 推進委員会規定
- 【資料 5-1-17】 広島国際大学人権侵害防止委員会規定
- 【資料 5-1-18】 学園個人情報保護委員会規定
- 【資料 5-1-19】 広島国際大学ホームページ（情報の公表）
<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/index.html>
（ホーム⇒大学紹介⇒情報の公表）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学園創立 100 周年に向けた長期ビジョン「J-Vision22」は、建学の精神を抛りどころに、「経営理念（四位^{よん}一体^{みいつたい}）」の経営理念の下、長期ビジョンの実現に向けて学園教職員が丸一となって社会的使命を果たすための指針である。また、学園を取り巻く社会情勢が大きく変化してきたことを踏まえ、これまで学園共通のビジョンとして掲げていた長期ビジョンを見直し、発展させることも行っている。具体的には、学園の長期ビジョンを、各設置学校の将来像及び教育目標を再構築した上で、統制化・体系化・明確化を図り、現状・実態に即したより実効性のある内容に整理している。

なお、「J-Vision22」を浸透させるために、学内へポスターを掲示するとともに、ホームページや学生便覧、学内共有サイトへ掲載することで常日頃から学園が定めるビジョンに基づいて実践できる体制を築いている。

この、本学園の基本構想に沿った長期ビジョン実現のための具体的な実行プランとして、平成 20(2008)年度から学園創立 100 周年となる令和 4(2022)年度までの 15 年間を、5 年を一期間として中期目標・計画の策定、見直しを行ってきたが、現在はその第Ⅲ期、最終年度に当たる。部門（学校）別に目標達成度合や数値目標を設定し、継続した PDCA サイクルが機能している【資料 5-1-20】。

また、各年度における事業や活動の推進に当たっては、年度当初までに提示する理事長指針とそれに基づき学校長方針を策定している。本学においても学長方針を策定し、学園

内ポータル「サイボウズ」や学内共有サイト（学内専用）へ掲示し、周知している。これらの指針・方針の下、各設置学校及び法人本部部署ごとに私立学校法に規定する「事業計画」の策定と、「予算編成」を行っている【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】。

このように本学園の経営理念に基づいた中長期目標・計画が定められており、これに基づき本学の当該年度の目標及び予算が決定されている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-1-20】 第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022 年度）

【資料 5-1-21】 2022 年度理事長指針・学校長方針

【資料 5-1-22】 学校法人常翔学園 2022 年度事業計画

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

①組織倫理

個人の尊厳、人権の尊重と組織倫理及び社会的責務の遂行を目的として、表 5-1-1 に示す各種規定を定め、委員会を中心にその目的を達成している。また、公益通報等に関する規定に基づき、公益通報窓口を設置し、相談、通報を受ける体制を確立している。

表 5-1-1 組織倫理に関連する規定一覧

規 定	目 的
人権侵害の防止に関する規定 広島国際大学人権侵害防止委員会規定	人権侵害の防止及び排除
個人情報の保護に関する規定 広島国際大学個人情報保護委員会規定	個人の権利、利益保護
U S R 推進委員会規定	社会的責任体制の構築
公益通報等に関する規定	法令違反行為の早期発見及び是正
広島国際大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規定	医学系研究についての倫理的配慮を図る
広島国際大学研究倫理委員会規定	研究活動及び研究費取り扱いにかかる不正防止
広島国際大学利益相反マネジメント委員会規定	社会貢献活動の健全な推進を図る
広島国際大学心理臨床センター倫理規定	専門的業務が及ぼす社会的責任の自覚

②防火・防災・防犯に関する危機管理

火災、地震、風水害及び施設設備の万一の不測の事態に備え、「学校法人常翔学園危機管理規定」「防火・防災管理規定」をはじめとして、表 5-1-2 に示すとおり、特に危機管理体制の構築が必要な施設設備に関連する各種規定を定め、各管理責任者のもと、保安全管理、事故予防措置等施設の安全性維持に努めている。

平成 22(2010)年度に、自衛保安隊に関する内規を制定し、各キャンパスにおいて自衛保安隊を編成した。災害発生時には、緊急対策本部及び自衛保安隊を組織して、被害を最小限にとどめる措置を講じており、日常からの備えとして定期的に学生及び教職員を対象に、防火・防災訓練を行っている。また、キャンパスごとに防火・防災管理者、各室に火元・戸締責任者を置き、火器類の管理、設備の耐震性確保、盗難犯罪事故防止等の安全管理に関して必要な措置を講じている。

平成 25(2013)年度からは、新たに緊急地震速報システムの導入、教職員を対象とした一斉連絡・安否確認システムの導入及び救急救命体制の構築を行い、災害時及び緊急時の体制を整備している。なお、一斉連絡・安否確認システムについては、学生を対象とした「Yahoo!安否確認サービス」も導入している。このシステムにより、災害発生時に、学生宛に安否確認のメールが送信され、各学生の安否を迅速に確認・集計することが可能である。また、携帯電話へ安否確認メールを転送することで即時に情報を確認することができる。年に 2 回程度安否確認テストを行い、令和 3(2021)年 4 月 27 日のテストでは返信率が 52.0% (2,146 件/4,125 件) であった。

平成 30(2018)年に発生した西日本豪雨では、キャンパスが土砂流入等で被災した。その教訓を踏まえ、降雨による土砂災害危険度を表す雨量指標と土壌雨量指数から成る危険度指標と、それに基づく監視システムを導入した。キャンパス内に屋外放送設備及び 24 時間監視カメラを設置し、危険を未然に防ぐための一助としている。

さらに、学生及び教職員の防災意識を向上させるため、「学校法人常翔学園災害時行動マニュアル」を作成し、常時携帯するよう周知している。さらに、教職員にはヘルメット及び非常持出袋を配付している【資料 5-1-23】。

防犯については、「保安業務規定」に定めた防犯管理体制に基づき、保安業務を警備会社に委託し、24 時間の警備体制（機械警備含む）を敷いている。外部訪問者に対しては受付を行うことで、防犯の徹底化を図っている。

表 5-1-2 危機管理等に関連する規定一覧

規 定	目 的
学校法人常翔学園危機管理規定	迅速かつ適切に対処するための危機管理体制の整備
防火・防災管理規定	本学の防火・防災・防犯体制の整備
広島国際大学動物実験に関する規定 広島国際大学動物実験委員会規定	安全かつ適正な動物実験の実施及び法と規定に対する適合性の審査
広島国際大学放射線管理委員会規定	放射線施設の管理運営、障害防止等の審議
広島国際大学保健医療学部放射線障害予防規程 広島国際大学保健医療学部放射線障害予防規程施行細則	放射線障害の発生防止、公共の安全確保
広島国際大学薬学部 RI 施設放射線管理運営委員会規定	薬学部 RI 施設の安全管理、審議
広島国際大学薬学部放射線障害予防規程	RI 汚染物の適切な処理、放射線障害発生防止、安全確保
広島国際大学遺伝子組換え実験等安全管理規定	実験の安全かつ適切な実施
広島国際大学廃液・廃棄物処理規定 広島国際大学無機系廃液取扱要領 広島国際大学有機系廃液取扱要領 広島国際大学写真廃液取扱要領 広島国際大学実験系廃棄物取扱要領 広島国際大学廃液等保管要領	廃棄物の適切な処理、本学及び周辺地域の生活環境保全、汚染防止
広島国際大学電気工作物保安規程	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安確保

③海外研修の実施にかかる危機管理

危機管理体制として、有事の際における緊急連絡網を定めている。また、平成 25(2013)年度に海外へ留学する学生等の危機管理意識の向上を目的に作成した「海外

安全ハンドブック」は、海外研修等を希望する学生に対して配付している。

④ハラスメントに関する危機管理

学生がセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを受けた場合、教育・学生支援機構の学生係か保健室に直接相談するか、専用メールアドレス宛にメールで相談することができる。その後、「広島国際大学人権侵害防止委員会」の教職員で構成する人権侵害防止相談員が本人へのヒアリングを行い、委員会において報告し対応している。

教職員に対しては、公益財団法人 21 世紀職業財団に委託し、外部に専用の相談窓口を設けており、秘密厳守のもと相談することができる。

また、「広国大 教職員ハンドブック」にハラスメントに関する注意事項等を明記するとともに、令和 2(2020)年 8 月に研修会「アカハラのないキャンパスづくり」を開催する等、継続してハラスメント防止に努めている【資料 5-1-24】。なお令和 4(2022)年 3 月は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、動画研修「ハラスメントをなくすために」を実施した。

⑤ネットワーク環境に関する危機管理

インターネット接続については、Firewall により外部からの不正アクセス等に対処しており、フィルタリングソフトを稼動させたサーバを必ず経由させることで、有害情報へのアクセスを制限している。また、VPN(Virtual Private Network)装置を設置して、外部から学内ネットワークへの接続手段を確保している。さらに、事務用のネットワークは、セキュリティのために、教育用とは物理的に別のネットワークを敷設しサーバ、パソコンを設置している。また、事務用ネットワークから教育用ネットワークへの接続は、Firewall を介して接続し、情報の漏えいを防いでいる。学生データ管理については、事務用基幹システム(Campusmate)にて、各部署の扱う電子データは事務用ファイルサーバにて管理している。

ちなみに、学内のパソコンについてマイクロソフト社と包括ライセンス契約を行い、ライセンス違反のない環境を担保している【資料 5-1-25】。

⑥環境保全に関する取り組み

表 5-1-2 に示すとおり、有害物質等の処理に関連する各種規定を定め、生活環境の保全に努めている。

また、学園に「省エネルギー推進統括委員会」、大学に「省エネルギー推進委員会」を設け、電力、水道などの消費量について情報共有したり、省エネルギーにかかる基本理念及び基本方針、具体的な目標等を議論したりしている。具体的な目標等は学内共有サイトに掲載することで、教職員に啓発している。

⑦交通安全に関する取り組み

本学では、東広島キャンパスにおいては全学生、呉キャンパスにおいては原則 2 年次以上の学生に対し自動車通学を認めていることから、年に 1 回、「交通安全講習会」の受講を義務付け、交通安全に関する啓発を行っている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-1-23】 学校法人常翔学園災害時行動マニュアル

【資料 5-1-24】 広国大 教職員ハンドブック 2022

【資料 5-1-25】 マイクロソフト包括ライセンス数契約情報

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

現在、次期長期ビジョン「J-Vision2037」策定に合わせて、大学の将来像及び中期目標・計画を策定中である。これまでと同様、中期目標・計画及び学長方針の策定、事業計画の進捗確認・自己点検・評価を着実に実施することで、PDCA サイクルを展開し、「J-Vision2037」の実現をめざす。

なお、令和 2(2020)年度の監事による業務監査において、「学園におけるリスクマネジメント」に関する指摘があったことを受けて、令和 4(2022)年度に策定した学長方針では、「リスクの洗い出しとそれに備えた事業継続計画の着手」を挙げている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、寄附行為に則って理事会を設置している。本学園の理事会は、法人設置各大学長、評議員からの互選、法人関係者及び学識経験者からなる理事で構成されており、現員は 17 人である。理事会構成員には民間企業の役職歴任者も含まれており、学園運営に関する意思決定には企業経営の視点等、戦略的な意見を取り入れることができる体制となっている【資料 5-2-1】。本学学長が理事会の一員として学園の意思決定に参画していることから、本学の使命・目的達成への戦略的意思決定ができる体制は整備され、機能している。なお、理事会は寄附行為に基づき、理事・評議員の選任、寄附行為や重要な規定の改廃、法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、設置各学校の学部・学科改組等についての審議、決定を行っている。これに加えて、学園全体の財政改善や学園及び設置各学校の将来計画、各学校が直面している課題等について情報共有・協議をしている。このほか、日常的な各学校の動向の報告とそれに関する意見交換も行っている【資料 5-2-1】。

寄附行為には、理事長、監事、学長のそれぞれの職務が定められている。さらに理事は、理事長代理、常務理事、法人、総務、財務、施設、労務、広報等、必要に応じ職務分担を定めており、使命・目的の達成に向けて機能性を有している。

なお、理事の理事会への実出席率は過去 5 年間の平均が 96%で、寄附行為に基づきあらかじめ委任状（書面による意思表示）を提出した場合は出席とみなしており、それを含めると実質出席率は 100%となる。なお、欠席時の委任状は単に委任するだけでなく、議案ごとの意思表示ができる様式としている【資料 5-2-2】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-2-1】 学校法人常翔学園寄附行為

【資料 5-2-2】 理事会出席状況（過去 5 年間）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法の改正における重要なキーワード、ガバナンス改革の考え方に即し、理事会及び評議員会のあり方を検討する。さらに、理事会構成員に民間企業の役職歴任者を含める等、多面的な分析・考察及び戦略的な意思決定が行なえる体制づくりを継続して進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の経営・事業戦略をはじめとする重要事案については、理事会に先立って「事業策定会議」において協議・検討している。「事業策定会議」は表 5-3-1 に示すとおり、各設置学校長、常勤理事のほか、理事長が指名した者として、広報室長、財務部長、各設置学校事務局長及び事務長等で構成される。理事長が招集し、原則、月 1 回開催し、年間 12 回程度開催している【資料 5-3-1】。

「事業策定会議」では、各設置学校や各部門における様々な事業や活動、各種調査結果等の連絡・報告事項をはじめ、私学行政や社会情勢に関する情報提供等、取り扱う議題は多岐にわたる。的確な状況把握、迅速な判断と意思決定ができるよう、幅広い情報を集約・共有している。「事業策定会議」での協議事項は、理事会及び評議員会へ報告し、非常勤理事や評議員への情報共有も行っている【資料 5-3-1】。なお、法人設置各大学長は理事として、大学で検討された学部・学科改組、学則の改正等を理事会に上程するほか、日常的な大学の動向の報告を行う等、理事会と大学との情報交換を図っており、適切に連携がなされている【資料 5-3-2】。

また、「事業策定会議」の終了後などに、理事長及び各学校長の意見交換会を実施し、業務の円滑化とともに管理運営部門と教学部門間の連携強化を図っている。なお、理事長と本学学長との意見交換の際には、理事長と学長の他に、常務理事、本学事務局長が出席するとともに、内容に応じて本学の入試センター長なども加わることで、法人と大学の間での意思決定の円滑化に寄与している。

表 5-3-1 事業策定会議の構成(2022 年度)

理事長、常務理事、大阪工業大学 学長、摂南大学 学長、広島国際大学 学長、常翔学園中学校・高等学校 校長、常翔啓光学園中学校・高等学校 校長、常勤理事（3 人）、非常勤理事（2 人）、広報室長、財務部長、大阪工業大学事務局長、摂南大学事務局長、広島国際大学事務局長、常翔学園中高事務長、常翔啓光学園中高事務長、（幹事）総務部経営企画担当部長

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-3-1】事業策定会議規定

【資料 5-3-2】学校法人常翔学園寄附行為

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

「事業策定会議」は、理事長を議長とし、学校長や常勤理事ら経営・教学・事務の責任者が集まる会議体として、本学園の様々な課題・問題・懸案等の重要事案について、幅広くかつ中長期的な観点・視点・角度・側面から検討・協議、判断・意思確認を行っており、法人と大学間、経営・教学・事務間における相互チェックが機能している【資料 5-3-1】。

また監事は、寄附行為第 22 条に基づき、法人の業務もしくは財産または理事の業務執行の状況等を監査している。理事会に出席して意見を述べており、チェック機能が働いている。また、内部監査室及び監査法人との連携による三様監査体制を構築し、監査情報を交換することで監査機能を高めている【資料 5-3-3】。監事の選任は、寄附行為第 15 条に規定されている。定数は同第 10 条の規定のとおり 2～4 人であり、現員は 4 人で、そのうち 1 人が常勤である。なお、監事 4 人の理事会、評議員会への出席率は過去 5 年間の平均が 97%以上であり、適正にその職務を遂行している。

加えて評議員会は、予算、事業計画、借入金、基本財産処分等についての諮問を行うほか、学園の最高議決機関である理事会の運営に対する重要事項のチェック・監督を行っている【資料 5-3-4】。評議員会の定数は寄附行為に基づき、本法人の職員（17 人以内）、本法人の設置学校卒業者（13 人以上 15 人以内）及び、この法人に関係ある者または学識経験者（10 人以上 12 人以内）の合計 40 人以上 44 人以内で構成されている。また、多様な意見を取り入れるという観点から、約半数を外部から選任している。なお、本学園の理事の定数は 13 人以上 17 人以内と寄附行為第 10 条に規定されており、私立学校法第 41 条第 2 項に規定されているとおり、理事の定数の 2 倍以上の人数である。評議員の評議員会への出席率は過去 5 年間の平均が 92%と適正であり、その職務を遂行している【資料 5-3-5】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-3-1】事業策定会議規定

【資料 5-3-3】監事監査規定

【資料 5-3-4】評議員会議事録

【資料 5-3-5】評議員会出席状況（過去 5 年間）

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も管理部門と教学部門がさらに連携を強化できるように、また、さまざまな課題に迅速に対応できるように、引き続き、本学の実情と照らし合わせながら事業策定会議を活用するなど、より一層、意思決定の円滑化に努める。

今後も三様監査体制による法人内部統制の仕組みを継続し、必要に応じて連携・協働のための組織拡充、監査計画及び手法の共有等一層の機能向上を図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は学園創立 100 周年の令和 4(2022)年に向けた長期ビジョンを定め、これを達成すべく同年度までの期間を 3 期に分け、現在は第Ⅲ期中期計画（5 ヶ年：平成 30(2018)年度～令和 4(2022)年度）を進めている。本学では、「財務収支バランスの適正化及び外部資金の獲得により、財政基盤を安定させる」を財務の基本方針として掲げており、第Ⅲ期中期計画は表 5-4-1 に示す 2 点を目標とした財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指した【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】。

表 5-4-1 第Ⅲ期中期目標・計画（財務の項目のみ）

No.	行動計画	めざす成果・達成状態	成果指標(令和 4(2022)年度)
1	財務上の将来予測に基づき、現行の課題抽出及び対応策の実行等により、収支バランスを適正化させ、教育活動収支差額比率を向上させる	教育活動収支差額比率が向上し、安定推移した状態	教育活動収支差額比率2.0%以上
2	本学の特色を活かした補助金・共同研究費等の外部資金の獲得	外部資金の獲得により健全な研究活動の推進ならびに大学改革に取り組むことができる状態	①国等からの大学改革のための補助金 獲得件数毎年1件以上 ②社学連携による共同研究等の件数 13件 ③社学連携による獲得金額9,000千円

表 5-4-1 に示した「第Ⅲ期中期目標・計画」における令和 3(2021)年度の進捗状況は以下のとおりである。

①No.1 については、令和 3(2021)年度の教育活動収支差額比率が 5.0%（約 390 百万円の黒字）となり、前年度の 0.9%（約 65 百万円の黒字）から大きく収支を改善したとともに、令和 2(2020)年度の年度別指標（目安）である 0.3%を上回った。

②No.2 については、令和 3(2021)年度の獲得実績のうち、感染症対策にかかる大型の研

究課題の採択があり、獲得金額の 50%を占めた。社会学連携による共同研究等の件数は、企業に限定すると 10 件と成果指標を下回るが、外部資金全体で集計すると 17 件となり上回った。獲得金額の合計としては 9,948 千円となり、成果指標を上回った。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-4-1】J-Vision 22-常翔学園創立 100 周年に向けて

【資料 5-4-2】第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022 年度）基本 10 項目（財務）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

①財務比率の比較

財務状況を把握するため、令和 3(2021)年度の本学園の財務比率を令和元(2020)年度の全国平均（医歯系法人を除く）と比較したところ、貸借対照表関係比率では、全国平均より良好な判定が 1 件、劣後する判定が 6 件であった。

1)流動資産構成比率（流動資産の総資産に占める割合構成）

貸借対照表上の特定資産に充当している現金預金を合算すると、15.3%となり全国平均 13.7%を上回るため、資金繰り及び短期的な支払能力に特段問題はない。

2)内部留保構成比率（内部留保額の総資産に占める割合構成）

施設設備の更新及び退職金支払等に対応する運用資産を安定的に保有できている。

3)流動比率（流動負債に対する流動資産の割合）

貸借対照表上の特定資産に充当している現金預金を合算すると、315.8%となり全国平均 256.6%を上回るため、資金繰り及び短期的な支払能力に特段問題はない。

4)積立率（運用資産の保有状況を表す比率）

全国平均を 11.1 ポイント上回る結果となり、施設設備の更新及び退職金支払等に対応する運用資産を安定的に保有できている。

5)負債比率

運用資金を含めた計画的な資金借入を実行しており、問題のない範囲である。

事業活動収支関係比率では、全国平均より良好な判定が 3 件（事業活動収支差額比率、人件費比率、管理経費比率）、劣後する判定が 2 件（寄付金比率、教育研究経費比率）であった。なお、過年度の数値と大きな乖離は見られず、特段問題はない。

これらの結果から、概ね安定した財務基盤が確立され、教育目的達成のための収入と支出のバランスが保たれている【資料 5-4-3】。

②各種外部資金の獲得

研究分野では、科学研究費、委託・共同研究費が主なものであり、本学の外部資金導入状況の詳細は表 5-4-2 のとおりである。

1)科学研究費助成事業

大型の研究種目（基盤研究 A クラス等）がなく、金額面で伸び悩んでいる。また、全体の教員数を考慮すると採択・受入件数は、まだ伸びしろがあると言える。

平成 28(2016)年度より、現行の学内特別研究助成制度を科学研究費助成事業の変

更に沿って、見直しを行った。研究者の研究に対するモチベーション維持を前提に制度構造のシンプル化や交付額・研究期間等の見直しなど「より堅実に外部資金を獲得するため」の支援へと切り替えた。

2)委託・共同研究費

令和 3(2021)年度、国等の研究分担契約で中型規模の案件があり、直近 5 ヶ年では、最高の獲得額となっている。また、学術指導においても、新規案件が 2 件あり、直近 5 ヶ年では、最高の獲得額となっている。

3)民間の財団等からの研究助成金

例年 100 件を超える公募情報を教職員情報共有サイトに掲載しており、採択件数は表 5-4-2 のとおりとなっている。令和 3(2021)年度からは、財団助成等の検索サイトも活用し、業務効率と支援強化を図っている。なお、1 件当たりの助成額は数万円～数百万円と幅があるため、件数と助成額の関係は比例していない。

表 5-4-2 外部資金の導入状況

(単位：円)

区 分	平成 29(2017)年度		平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和 2(2020)年度		令和 3(2021)年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費※	48	53,170,000	35	47,190,000	40	61,490,000	38	53,040,000	36	45,240,000
民間の財団等からの研究助成金	3	3,100,000	3	2,200,000	0	0	3	1,082,000	5	5,850,000
委託研究費	1	1,350,000	6	7,800,000	3	3,100,000	3	7,150,000	4	7,400,000
共同研究費	8	3,050,000	13	5,872,800	6	4,958,000	8	3,720,000	9	6,148,150
学術指導費	2	600,000	2	600,000	3	1,500,000	3	650,000	4	2,400,000
合 計	62	61,270,000	59	63,662,800	52	71,048,000	55	65,642,000	58	67,038,150

※科学研究費助成事業については日本学術振興会科学研究助成事業交付決定一覧の年度交付決定額の合計件数及び金額とする。なお、年度途中の転入・転出については含めない。

※民間の財団等からの研究助成金については共同研究は除く

※民間の財団等からの研究助成金については研究開始年度での集計とする。(0 円契約等は含めない)

4)文部科学省補助事業

文部科学省が募集する補助事業の趣旨に照らし、学修効果を高めるための高額機器の購入・更新を精査し、令和 3(2021)年度に応募した 2 件の購入・更新計画が採択された。診療放射線学科の実習機器ガンマカメラ装置は、開学以来更新できておらず、耐用年数を超えているとともに故障により実習に支障をきたしていた中、事業経費のうち半額となる 2,793 万円の採択があった。また、薬学科においては、コロナ禍において密を避けながら効果的な実習を行うために、動画撮影装置及び動画記録システムの購入費用 991 万円が採択された。

5)学園が実施する募金事業

学園では、平成 27(2015)年度から「学園サポーターズ募金」を実施し、恒常的に寄付金の募集を行ってきた。また、平成 30(2018)年 7 月の西日本豪雨で甚大な

被害を受けた本学は、同募金事業の一環として、同年 9 月 10 日から「広島国際大学災害復興支援募金」を立ち上げた。集まった寄付金は、降雨量監視システム等の導入費用に充当した。

令和元(2019)年 4 月 1 日からは、学園創立 100 周年記念事業（令和 4(2022)年 10 月 30 日に学園創立 100 周年）として、「学園創立 100 周年記念募金」を募集している（募集期間は令和 5(2023)年 3 月 31 日まで）。本募金は、前述の学園サポーターズ募金を拡充したもので、募集にあたっては募金趣意書を作成し、学園創立 100 周年記念サイトに掲載しているほか、取引企業や卒業生、学生・生徒の保護者など関係者に配布して周知し、募集している。寄付者は申し込みの際、募金の使途を指定することができ、本学では「学校運営支援事業」「プロジェクト支援事業」「奨学金充実事業」「キャンパス整備事業」「課外活動支援事業」の 5 事業を設定している。

また、令和 2(2020)年 5 月 29 日から令和 3(2021)年 3 月 31 日まで募集していた「コロナ対策学生・生徒支援募金」については、本学に対して集まった 851 万 800 円を財源に、経済的に困窮する学生に支援金として給付した。

加えて「JOSHO 古本募金」では、読み終えた書籍などを寄付いただき、その買取金額を本学図書館の蔵書や設備などの充実資金に充てている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-4-3】2021 年度 計算書類

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園の財務基盤及び収支は概ね安定しているものの、本学単独の財務基盤及び収支は依然、脆弱な状況である。本学独自の対応として、今後も引き続き、学部ごとに課題対応策の検討を行い、これらの実行を着実に積み上げていくことで大学全体の収支改善につなげる。

外部資金の獲得においては、学内特別研究助成制度の見直しにより、件数・金額拡大に向けて支援し、外部資金増加の全体的な底上げのための仕組みを構築する。

また、大阪工業大学及び摂南大学との連携、外部コーディネート機関（さんあいオフィス合同会社）の活用による有益な研究シーズの掘り起こし及び、特許出願等の申請支援強化を図り、外部資金獲得につなげる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の予算編成から執行、決算にかかる全ての会計処理は、学校法人会計基準に基づき適切に行っている。また、会計処理及び補助金業務にかかわる職員は外部研修会等に参加し、その知識・能力の向上に努めている。

①予算編成

本学園の予算編成は「予算編成規定」に基づき理事長が行う。財務部長が予算編成責任者となり、理事会の策定した予算編成方針及び財政方針に基づき、予算の編成及び執行に当たる。年度当初の当初予算に加え、年度途中に予算執行の状況を勘案して見直しを行う補正予算がある。本学では、事務局長が申請責任者となり、学長の方針のもと長期的な展望を視野に入れた事業計画を立案し、予算申請を行っている【資料 5-5-1】。

②予算執行

予算の執行は「予算執行規定」に基づき原則として事前に稟議決裁を得なければならない。執行の決裁は、2,000 万円以下は学長、1,000 万円以下は事務局長、100 万円以下は取扱責任者に委任されている。予算の取扱部署は、予算の執行に対する妥当な評価、統制及び把握に努めている。予算執行に係る伝票は、本学園共通の「財務会計システム」により起票を行い、各決裁権限部署のチェックを経て学園本部財務部に連絡表送付、支払処理を行う【資料 5-5-2】。

③決算

決算の事務は理事長が総括し、財務部長は、理事長の指揮の下に業務を担当する。決算は、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録の書類について理事会が承認した後、評議員会へも報告（意見聴取）を行っている【資料 5-5-3】。なお、決算において、予算と著しくかい離のある事案はない。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-5-1】 予算編成規定

【資料 5-5-2】 予算執行規定

【資料 5-5-3】 決算規定

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、私立学校振興助成法に基づく外部監査（監査法人）、私立学校法に基づく監事監査（監事室）、本学園規定に基づく内部監査（内部監査室）をそれぞれ実施するとともに、これらの連携を図るべく「三様監査意見交換会」を適宜実施し、監査計画及び監査結果等について意見交換及び情報共有の機会を持っている。

①外部監査

本学園は、平成 23(2011)年度から有限責任あずさ監査法人に監査を委託している。令和 3(2021)年度には 860 時間の年間計画に対し 870 時間の監査が実施され、監査結果は適正意見であった【資料 5-5-4】。

②監事監査

監事監査は、監事により行われており、期中会計監査においては、本学園会計業務の試査により監査、取引記録簿等の妥当性を検証している。期末会計監査においては、

資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性を検証し、期末の財政状況、さらには予算管理を含めた資金収支・事業活動収支の妥当性を検証している【資料 5-5-5】。

なお、監事は理事会、評議員会に出席するとともに、理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧及び財産の实地監査を行う等必要と思われる会計監査手続を実施している。また、法人本部及び設置各学校の業務について監査し、その結果を「監査報告書」としてまとめ、学園ガバナンス・コードに基づき、理事会及び評議員会において報告している【資料 5-5-6】。

③内部監査

内部監査は、学内監査の重要性を鑑み設置した「内部監査室」が行っており、組織運営、制度運用等にかかる監査をはじめ、予算の編成、執行、決算、資産管理等にかかる会計監査を行い、経理関係規定に基づく適正な会計業務遂行保持に向け、一層の内部監査体制の充実を図っている【資料 5-5-7】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 5-5-4】独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-5】監事監査規定

【資料 5-5-6】監査報告書

【資料 5-5-7】内部監査規定

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人、監事及び内部監査室の連携強化を図り、監査の実効性や客観性をさらに高めていく。

【基準 5 の自己評価】

学園の長期ビジョンを基にして、各設置学校の将来像及び 5 年ごとの中期目標、単年度ごとの学校長方針を構築しており、大学の目的等を達成するため、継続して具体的なプランを策定、実行に移している。また、学園としての組織倫理を行動規範に定めるとともに、学校会計基準に従った財務情報を本学園ホームページ上に掲載することで、経営の透明性を確保している。

学園としての戦略的意思決定については理事会が機能性を有しており、学長をはじめ、経営判断を行う上で重要な職務を担当する理事が委員となっていることで、学園と大学の連携及び適切な意思決定を行っている。また、監事室、内部監査室及び公益通報窓口を設ける等監視体制も適切に整備されている。

さらに、収支バランスを考慮した安定的な財務基盤が学園の経営を支えており、教育施設・設備の充実への投資等、教育・学生サービスへの予算傾斜配分を継続的に行っている。

以上のことから、本学は基準 5 に適合している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

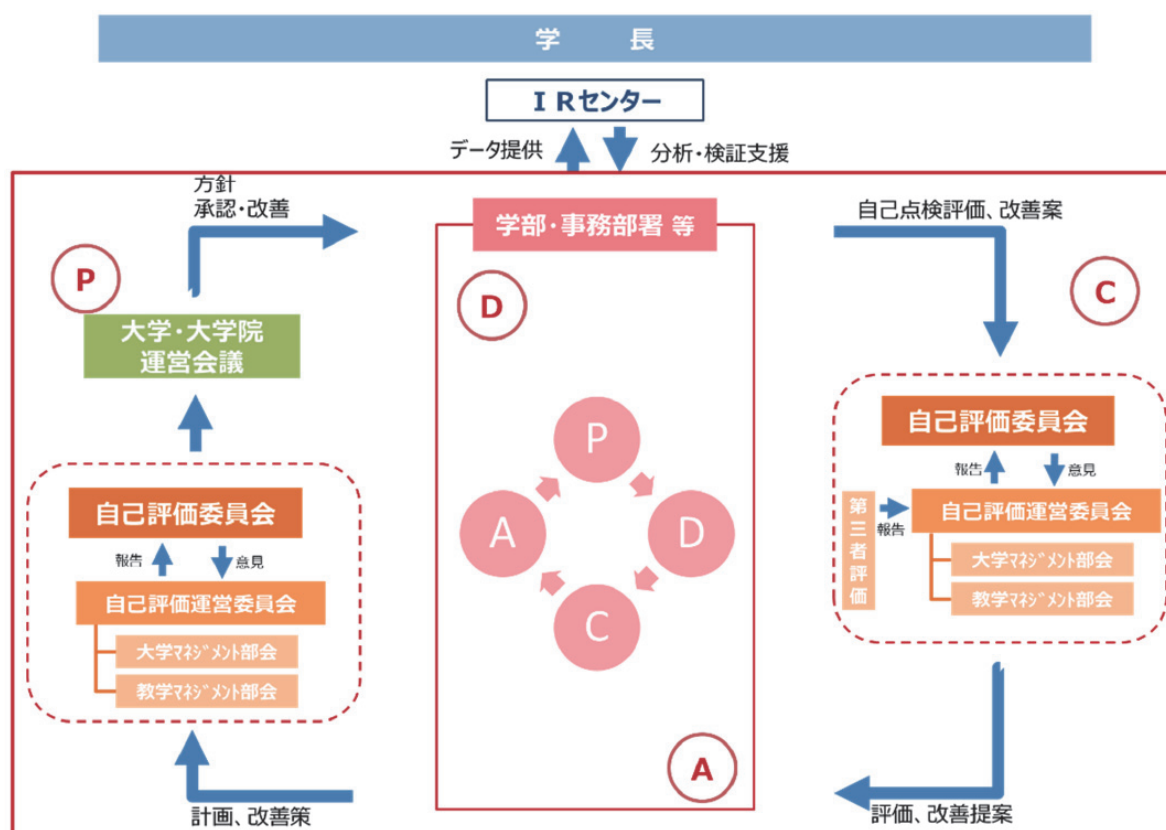
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを、「広島国際大学学則」及び「広島国際大学大学院学則」に定め、自己点検・評価は「広島国際大学自己評価委員会」を中心として行っている【資料 6-1-1】。平成 10(1998)年度の開学直後から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価活動へ取り組んでいる。自己評価委員会は、学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、教育・学生支援機構長、事務局長、入試センター長、図書館長、情報センター長、研究支援・社会連携センター長及びその他必要に応じて学長が任命した者で構成され全学的に推進できる体制を整えている。なお、自己評価委員会の委員長は学長であり、委員会での自己点検・評価の結果は随時大学改革に反映され、ミッション・ビジョンの実現につなげている。

また、学園及び大学の中長期目標・計画が着実に達成できているかを定期的に点検・評価・改善する仕組みとして、5 年単位の中期目標・計画及び毎年度の理事長指針・学校長方針に基づいた実行計画を「改革実行シート」、学部長方針に基づいた「学部長方針実行シート」として立案している。「改革実行シート」には計画ごとに、責任者、実行責任者、実行メンバーを配置し責任体制が明確になっているとともに、教職員一体となって取り組む体制を構築している。

さらに、令和 3(2021)年度から、本学における内部質保証体制の強化のため方針を定め、学内での周知徹底並びにホームページに情報を公開している。また、内部質保証体制の方針策定に合わせて、教育の質保証を目的に、IR(Institutional Research)と連携したアセスメント活動の点検・評価を行う体制として、自己評価委員会の中に、本委員会委員及び教職員から選出された委員からなる小委員会「自己評価運営委員会」があり、その下部組織に大学運営等に関する質保証を点検する「大学マネジメント部会」、教学に関する質保証を点検する「教学マネジメント部会」を設置している。「大学マネジメント部会」では「改革に関する目標の設定・計画及び成果・達成状況の点検」について検討し、「教学マネジメント部会」では「アセスメントプラン」の策定、アセスメントに基づく評価方法・体制の明確化、評価結果の活用方法について検討している（図 6-1-1）【資料 6-1-2】。

図 6-1-1 内部質保証体制



《エビデンス集(資料編)》

【資料 6-1-1】広島国際大学自己評価委員会規定

【資料 6-1-2】内部質保証体制の見直しについて

(2020 年度第 11 回大学・大学院運営会議資料)

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己評価委員会が中心となり、「改革実行シート」、「学部長方針実行シート」の結果をもとに定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へとつなげ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく。

現在の内部質保証体制は令和 3(2021)年度に構築して運営しているが、今後、体制について検証・改善を行っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己評価委員会を中心として、自主的・自律的なエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

5 年単位の中期目標・計画及び毎年度の学長方針・学部長方針に基づいた実行計画を、「改革実行シート」「学部長方針実行シート」として立案しており、各学部・学科及び事務部署での達成状況を年度の間・期末に評価している。さらに、評価の結果、改善を要する点は次年度の実行計画に反映し、機能性のある PDCA サイクルを成立している。

本学は、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を平成 20(2008)年度・平成 27(2015)年度に受審し、それぞれ大学評価基準を満たしていると認定された。また大学機関別認証評価と連動させて、3 年に一度、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価における各種基準項目をベースとして「自己点検・評価報告書」を作成して目標に対する達成度をまとめ、中期的な視点での点検・評価を行っている。なお、平成 25(2013)年度以降に作成した「自己点検・評価報告書」については、本学ホームページに掲載し公表している【資料 6-2-1】。

さらに、教育情報を含めた全学的な情報を、ホームページに掲載し公表しており、数量的なデータが含まれているとともに、入学者数及び卒業・修了者数を複数年度分公表することで、透明性の高いものとなっている。自己点検・評価報告書の記載内容は同データが基礎情報となっており、エビデンスを明確に示しながら自己点検・評価を行っている【資料 6-2-2】。

学部・学科等における外部評価機関による取り組みとしては、本学が設置する臨床心理分野専門職大学院である、心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、学校教育法第 109 条第 3 項に基づき、平成 23(2011)・平成 28(2016)・令和 3(2021)年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしていると認定された。「改善が望ましい事項」として指摘された内容については、「専門職学位課程委員会」で対応策を審議し、改善につなげている。その他、総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法・理学療法・言語聴覚療法学専攻、薬学部薬学科においても、分野別第三者評価を受審しており、それぞれ結果を踏まえた教育内容の検証・改善を実施している。

令和 3(2021)年度からは、「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、学外者及び他学部・他学科による第三者の視点による点検・評価を行っている。学外評価員による第三者評価では、本学のステークホルダーで構成する学外評価委員会を設置し、教育・研究及び大学運営にかかる評価項目に対して多面的視点から大学評価を受けている。評価結果は、自己評価委員会を通じて学部・事務部署へフィードバックすることで改善につなげている【資料 6-2-3】。他学部・他学科による第三者評価では、各学科で行っている教育・研究活動について、他学部・他学科の視点で相互評価を行うことで、新たな気づきや情報の共有を図っている【資料 6-2-4】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 6-2-1】 広島国際大学ホームページ（自己点検・評価報告書）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/index.html>

(ホーム⇒大学紹介⇒情報の公表⇒自己点検・評価⇒自己点検・評価報告書)

【資料 6-2-2】 広島国際大学ホームページ (情報の公表)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/index.html>

(ホーム⇒大学紹介⇒情報の公表)

【資料 6-2-3】 2021 年度「学外評価委員会」の実施について (報告)

【資料 6-2-4】 他学部・他学科による「第三者評価」の実施について (報告)

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR を組織的に推進できるよう、広島国際大学 IR センター規定を定め、平成 27(2015)年 4 月に IR センターを設置した。IR センターの運営は、センター長と委員と事務部署である学長室で行っている。運営に際し、年度当初に年間活動方針及び各委員の業務分担を決め、業務を遂行している。なお、活動方針に該当しない業務が発生した場合、関連部署と調査・データ収集項目を再考し業務を進めている【資料 6-2-5】。

IR センターではこれまで現状分析等に必要なデータの整理・収集、国家試験や休退学にかかる分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックすることで教育・研究、大学経営等に活用している。なお、令和 2(2020)年度より大学のブランディング指標を「学生満足度」と定め、学生アンケートにより定期的に満足度を調査・分析する仕組みを構築している。また、令和 2(2020)年度より、一般社団法人教育ネットワーク中国が主催する研修会において事例発表し、他大学とも情報共有をして、分析等の改善を図っている。令和 3(2021)年度は「退学率、留年率の IR 分析」にかかる報告を行っており、今後も積極的に成果を発表する計画である【資料 6-2-6】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 6-2-5】 広島国際大学 IR センター規定

【資料 6-2-6】 2021 年度教育ネットワーク中国 広島国際大学 全体の分析
退学・除籍者の傾向と対策

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

現状分析等に必要なデータの整理・収集等、迅速に分析できる環境の整備をさらに進め、戦略的に計画を立案することや客観的根拠に基づいて評価・検証する体制を確立する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の受審と連動させて、3年に一度「自己点検・評価報告書」を作成するとともに、「中期計画・目標」「改革実行シート」「学部長方針実行シート」による点検・評価と改善を毎年度行っている。

毎年、5カ年単位の中期目標・計画及び毎年度の学校長方針を実行レベルに落とし込んだ「改革実行シート」「学部長方針実行シート」を策定し、各学部・学科及び事務部署での達成状況を年度の間及び期末に計画の遂行状況を評価している。シートには、次年度への取り組みを記入する欄も設けており、評価の結果、改善を要する点は次年度の実行計画に反映し、機能性のある PDCA サイクルを構築している【資料 6-3-1】。

教育の質保証の観点からは、本学の教育研究上の目的をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つのポリシー」に反映させ、教育活動を展開していくとともに、自己評価委員会を中心とした自己点検・評価活動と改革実行シート等に基づく大学改革の実行を結びつけ、改善・向上につなげている。

また、平成 30(2018)年度に、「三つのポリシー」に基づき、学生の学修成果の評価について、本学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などを設定した「アセスメントプラン（旧アセスメントポリシー）」を定めた。令和 4(2022)年 4 月から「教学マネジメント部会」を中心に、アセスメント活動を行い、各実施・検討委員会において集約した結果は「教学マネジメント部会」において点検・評価を行っている。

さらに、令和 4(2022)年度の第 1 回自己評価運営委員会では、学位プログラムの責任者である各学部長等から、授業満足度調査の評価結果や国家試験対策等への取り組み状況等について報告並びに意見交換を行い、課題を共有し改善活動につなげている【資料 6-3-2】。

本学は、前回の大学機関別認証評価を平成 27(2015)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構により受審しており、改善を要する点の指摘はなかった。しかし、自己点検・評価の過程で、大学が取り組むべきことを教職員が再認識したり、学内での情報共有が不十分な点があることを認識して学内共有サイトを設置したりするなど、改善につながっている。

令和 2(2020)年度開設の学部・学科設置に係る申請において、健康スポーツ学部及び、健康科学部医療栄養学科に附帯事項が附された。健康スポーツ学部については、学部・学科・学位に関する英語名称等の助言事項 2 件及び、教育体系図に係る遵守事項 1 件の附帯事項であった。また、健康科学部医療栄養学科については、教員組織編成に係る遵守事項 1 件の附帯事項であった。なお、当該遵守事項については対応し、令和 2(2020)年度の設置計画履行状況報告書において履行済みとして報告している。

しかし、令和 2(2020)年度の健康科学部の設置計画履行状況報告に対して、健康科学部医療福祉学科の入学定員未充足について、改善の指摘事項が附された。入学者確保に向けて、学校訪問等による広報活動を行っているが、当該学科は継続して入学定員の充足が低く、令和 3(2021)年度の設置計画履行状況報告においても、同様の指摘事項が附されている。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 6-3-1】 内部質保証体制の見直しについて

(2020 年度第 11 回大学・大学院運営会議資料)

【資料 6-3-2】 2022 年度 第 1 回 自己評価運営委員会議事録

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

機能性のある PDCA サイクルのため、内部質保証体制を構築しているが、自己点検評価内容及び課題に対する改善策について「大学マネジメント部会」及び「教学マネジメント部会」で検討しているが、さらに連携を深めることができるように、体制を含めて改善を行っていく。

設置計画履行状況報告において附された健康科学部医療福祉学科の入学定員の改善の指摘事項については履行できていないため、教育内容の充実や広報活動等により、入学定員未充足の改善に努めていく。

【基準 6 の自己評価】

「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、自己評価委員会を中心に、「大学マネジメント部会」及び「教学マネジメント部会」がそれぞれの役割を担い連携することで、内部質保証の機能性を高めている。

自己点検・評価においては、「改革実行シート」やIRセンターを活用するなど、エビデンスに基づいた内部質保証体制を構築し、機能している。また、学外評価員や他学部・他学科による第三者の視点による評価などを取り入れ、客観性・信頼性を高めている。

以上のことから、本学は基準 6 に適合している。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携・社会貢献

A-1. 社会連携・社会貢献

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した地域活性化への貢献

A-1-② 行政・企業・他大学等との連携

A-1-③ 学生の自主的な地域貢献活動の推進

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した地域活性化への貢献

本学の目的は「広島国際大学は、ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。」であり、この目的を達成するために教育・研究活動を行っている。さらに将来像に定めるとおり、健康・医療・福祉分野の大学として、健康・医療・福祉のいずれも、「しあわせ」「well-being」と関係が深いこと、また、人々の主観的なしあわせのみならず、健康の維持や予防医療など、3つの分野全般において、人と人のつながりが重要であることから、交流と連携を重視した取り組みを進めており、以下に示す大学施設の開放及び公開講座等、大学の物的・人的資源を活用した社会連携・貢献活動を積極的に行っている。

①大学施設の開放

教室や体育施設などを、教育・研究に支障のない限り、学会、国家試験、公務員試験、外国語の検定試験等の実施や地域行事等を中心に貸し出しを行っている。また、地元の小・中学校をはじめ、地域の方々の施設見学や模擬授業等の依頼には積極的に対応している。さらに、図書館を近隣住民に開放しており、貸出・閲覧・複写等のサービスの利用を可能としているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、メール及び電話、連絡フォームのいずれかの方法で事前申請してもらうことで対応している。初等中等教育でもアクティブラーニングが求められるようになり、特に呉キャンパスの3号館に設置したグループワークができるスペースは、高等学校から高い評価を得ている。

なお呉キャンパスにおいては、令和元(2019)年度に「呉ローズガーデン」を開園し、地域住民と学生・教職員と一緒に活動して、憩いの空間を提供している。また1号館前には交流掲示板を設置し、地域と大学の交流を活性化している。

なお大学施設の開放に関しては現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「広島国際大学行動指針」に基づき、対応している。

②広国市民大学公開講座・生涯学習講座等の開催

平成30(2018)年度に開学20周年の記念事業として、「広国市民大学」を開学した。学生や教職員だけではなく、地域や社会の全ての人にとって「ともにしあわせになる

学び舎」になることを目指し、誰もが一緒に学びあったり、教えあったり、集ったりしながら、健康で楽しい毎日を過ごすための活動の場として、子育てやパソコン、終活を学ぶコースや公開講座等を開講している【資料 A-1-1】。また、東広島市主催「生涯学習まちづくり出前講座」への講座提供や、「生涯学習フェスティバル」「ぐるマルフェスタ・あいサポートフォーラム」に出展し、情報発信することで健康増進や市民の生きがいがづくりの推進に取り組んでいる。なお令和 3(2021)年度の「生涯学習フェスティバル」はコロナ禍の影響により中止となっている。

③中高大連携（キャリア教育支援等）の実施

平成 21(2009)年度から、高大連携協定を締結している呉市立呉高等学校の 2 年次生を対象に、大学体験学習「Let's Try Campus Life」を実施している。

また、平成 24(2012)年度から、広島県瀬戸内高等学校、広島国際学院高等学校において、総合的な学習の時間を利用し、医療・福祉系のキャリア教育支援として、医療分野のキャリア教育の授業を実施している。さらに、平成 28(2016)年度から高大連携担当のスタッフを配置し、高校からのニーズに合わせて連携授業を行っている。

また、学校法人常翔学園の姉妹校である常翔学園中学校・高等学校、常翔啓光学園中学校・高等学校の正課授業「総合的な学習の時間」において、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学及び本学が教育プログラムを組んでいる（表 A-1-1）。

表 A-1-1 中高大連携プログラム

学校名	プログラム
常翔学園中学校	生徒の知的好奇心を養い幅広い教養を身に付けることを目的として「常翔キャリアアップチャレンジ」を実施
常翔学園高等学校	大学進学に向けての目的意識や進学意欲の向上を図ることを目的として、「夢発見ゼミ」を実施
常翔啓光学園中学校	大学の学問を幅広く学習・体験することで、実社会や日常生活とのかかわりを理解し、学習への意欲を高める「K1 クエスト」を実施
常翔啓光学園高等学校	自らが課題を見つけ、自らが学び、主体的に判断する力を育成する「みらいマップ」を実施

④しあわせ健康センター

平成 30(2018)年度に健康にかかわる多様な分野の専門家が無償で地域住民の健康相談や健康指導などを行うことにより、地域住民の健康寿命延伸に寄与する目的で「しあわせ健康センター」を開設した【資料 A-1-2】。健康相談や出張体力測定会などの活動実績があるほか、定期活動としては例えば、怪我をしたアスリートが復帰にいたるまでの支援（4 選手）（1 回／週）やコンディショニング、パフォーマンス向上に至る支援を行っている。

⑤心理臨床センター

心の問題を持つ人に対して、心の専門家である本学教員や専門的指導を受けている大学院生・修了生が心理臨床的援助活動を行う「心理臨床センター」を、呉キャンパスに設置している【資料 A-1-3】。月曜日から土曜日（水曜日を除く）の 10 時～17 時に開設をしており、令和 3(2021)年度の来所者は延べ 666 人であった。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で対面相談が困難となった場合を想定して、オンラインカウンセリングを実施できる体制を整備している。

また本センターは、呉市と連携し、相談業務の提携推進やペアレントトレーニングの拡充を目的とした事業を展開している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 A-1-1】 広島国際大学ホームページ（広国市民大学）

https://www.hirokoku-u.ac.jp/everyones_college/
（ホーム⇒広国市民大学）

【資料 A-1-2】 広島国際大学ホームページ（しあわせ健康センター）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/shiawase.html>
（ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒しあわせ健康センター）

【資料 A-1-3】 広島国際大学ホームページ（心理臨床センター）

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/ps_center.html
（ホーム⇒大学紹介⇒施設案内⇒心理臨床センター）

A-1-② 行政・企業・他大学等との連携

①行政との連携

本学は広島県をはじめ、キャンパスが立地する東広島及び呉市と連携・協定を締結しており、以下の取り組みを実施している。

- ・広島県と連携した「医療・介護経営人材の育成」事業
- ・東広島市と連携した東広島市フレイルサポーターやフレイルアドバイザーの養成
- ・「東広島市学園都市づくり交流会議」加入による東広島市生涯大学システムの構築
- ・東広島市と「地域消防力の向上等に関する協定」を締結
- ・呉市民の健康づくりに呉市と連携して取り組む「ヘルスサポートくれ」推進団体に登録してがん健診啓発活動を展開【資料 A-1-4】

このほか、広島県熊野町、安芸太田町及び島根県飯南町と、それぞれの目的に応じて連携・協定を締結し、連携事業を行っている【資料 A-1-5】。

②企業との連携

本学の教員について、専門分野と研究テーマ等を網羅し、産学官の連携を密にするために、「研究者要覧」をホームページ上に掲載している【資料 A-1-6】。

また、平成 23(2011)年度からは、日本最大の産学官連携イベントのひとつである「イノベーション・ジャパン」に毎年申請している。令和 2(2020)年度は、1 件申請し 1 件採択、令和 3(2021)年度は 3 件申請し 2 件採択されており、産学官連携の推進を図っている。なお、令和 2(2020)年度以降コロナ禍の影響により Web 開催となっている。

さらに、令和元(2019)年度に SDGs への貢献を視野に入れた健康づくりの推進を通

して教育・研究その他の研究事業の進展と従事者等の健康増進、健康寿命の延伸を図ることを目的に広島銀行と連携協定を締結している。令和 3(2021)年度は、心身の健康保持・増進、健康づくりに関する講演会（オンライン）を開催した。

③他大学との連携

広島県内を中心とした中国地方の大学等が加入している「教育ネットワーク中国」に加入し、ひろしまカレッジへの講座提供や教職員研修などの大学間連携を進めている。また、教育ネットワーク中国の主催する「単位互換制度」に平成 23(2011)年度に加入し、令和 4(2022)年度は本学から 2 科目の提供を行っている。本学園は、本学の他に大阪工業大学、摂南大学の 3 大学を設置しており、授業における連携も視野に入れて、協議を進めている。

④呉地域オープンカレッジネットワーク会議

平成 12(2000)年度より、本学をはじめ県内 8 つの高等教育機関と呉市、安芸郡坂町で構成される「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」に参加し、公開講座や研究活動を通して他大学等との連携を図っている。令和 3(2021)年度は、助成金対象事業である、「地域活性化研究」及び「学生の夢実現プロジェクト」に各 1 件申請し、ともに採択となり、呉地域に根差した研究活動を行った。

⑤全国ダイバーシティネットワーク

平成 30(2018)年度より全国ダイバーシティネットワーク組織（中国・四国ブロック）に参画し、研究支援・社会連携センターの女性研究者活躍促進担当教員が中心となり事業を推進している。令和 2(2020)年度には、広島大学のダイバーシティ担当副学長を講師に迎え、「ダイバーシティ&インクルージョンを志向した職場環境の改善」に関する講演会をオンデマンド方式で開催している。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 A-1-4】 呉市ホームページ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/59/herusapo.html>

（トップページ⇒健康⇒健康維持・増進⇒「ヘルスサポートくれ」推進事業）

【資料 A-1-5】 広島国際大学ホームページ（連携・協定について）

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/renkei/index.html>

（ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒連携・協定について）

【資料 A-1-6】 広島国際大学ホームページ（研究者要覧）

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/research/>

（ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒研究者要覧）

A-1-③ 学生の自主的な地域貢献活動の推進

平成 25(2013)年度からボランティアセンターを設置し、学内外のボランティア情報を一元化し、学生の地域ボランティア活動を支援している【資料 A-1-7】。代表的な活動としては、「西条酒まつり（東広島市西条町）」「秋の収穫祭（呉市安浦町）」「広土曜夏祭り（呉市市広）」等、地域のお祭りでのスタッフ、東広島市消防局による「学生消防団員」としての活動がある。

また、学生の積極的なチャレンジ精神に応え、学生を育てていく制度として「広島国際大学チャレンジプロジェクト」を運用している。令和 4(2022)年度には、学生が地域団体や自治体などとの連携を通して深める学びを後押しする制度「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」を新たに立ち上げ、学生の主体的な活動を支援している。いずれも、大学が認定した企画に対して原則 20 万円を上限として奨励金を援助している【資料 A-1-8】。

《エビデンス集(資料編)》

【資料 A-1-7】 広島国際大学ホームページ (ボランティアセンター)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/volunteer/index.html>

(ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒ボランティアセンター)

【資料 A-1-8】 広島国際大学ホームページ (チャレンジプロジェクト)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/hiu-standard/challenge/>

(ホーム⇒在学生の方へ⇒チャレンジプロジェクト)

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

地域のフレイル対策の拠点として東広島市と連携し健康講座の開講、フレイルアドバイザー育成等の取組を行っているが、コロナ禍での運営方法、管理者やプログラム推進教員のエフォートなど解決する課題も多く、今後、随時協議しながら、より実効性のある取組みに向け、準備を進める。なお、令和 3(2021)年度は、「東広島市との健康なまちづくりに関する協定」によるフレイル予防の推進並びに同市「SDGs 未来都市東広島推進パートナー制度」への参画による取組を推進すべく、研究者要覧を研究者のフレイル予防への取組及び SDGs への関わり等、閲覧できるようにリニューアルを行ったことから、本要覧をベースに学内及び学園内での連携強化を図るとともに、積極的な情報発信を通して産官学連携を加速させる。

[基準 A の自己評価]

大学の目的や将来像に定めるとおり、健康・医療・福祉分野の大学として「しあわせ」「well-being」の考えに基づき、交流・連携を重視した社会連携・社会貢献活動を行っている。

大学施設は、各種試験や施設見学、地域行事等に活用できるよう、積極的に開放しており、図書館も同様に学外者が利用できるようにしている。また、「広国市民大学」をはじめとした公開講座で地域住民に学びの機会を提供するとともに、「しあわせ健康センター」「心理臨床センター」において健康相談、支援を行うことで、大学が持つ物的・人的資源を社会に提供している。

また、行政との連携協定に基づき、協働を通じて健康・医療・福祉分野の知見を生かした地域づくりに積極的に取り組んでいるほか、企業及び他大学等との連携によって発展的な教育・研究活動につなげている。

加えて、学生による社会連携・社会貢献活動を大学としてバックアップしている。ボランティアセンターでは、学外の企業や団体から届く依頼を集約して学生に案内し、幅広い

ボランティアの機会を提供している。また、学生のチャレンジ精神に応える制度として、「広島国際大学チャレンジプロジェクト」「広島国際大学地域活性化支援プロジェクト」を設けており、学生はプロジェクトを通じて社会連携・社会貢献を通じて実践的に学んでいる。今後さらに地域と連携した取り組みを推進していきたい。

V. 特記事項

1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置【教育の特色】

本学では、5 項目のディプロマ・ポリシーに基づき健康・医療・福祉分野で活躍する専門職業人従事者の養成を目指して、コミュニケーション能力や学生が自ら問題を発見し、協働して問題解決する能力を育む「スタンダード科目」を平成 28(2016)年度に導入した。この「スタンダード科目」の中で、最も特色あるものとして、学部・学科を超えたクラス編成で全学的に実施している「専門職連携教育（IPE : InterProfessional Education、以下、「IPE」という）」が挙げられる。IPE については、学生全員が専門職連携(IPW : InterProfessional Work)に関する知識・技術を修得するため、平成 24(2012)年度から試行し、平成 25(2013)年度より全学で本格的に実施しているものであり、1 学年 1,000 人規模で行っている大学は日本では殆どない。IPE は初年次に行う基礎演習及び、2 年次以降に行う総合演習から成り、IPW の基礎となるコミュニケーション能力の修得とともに、学生自らがめざす職業の理解や他職種の理解を深める。また、各職種の専門性を前提としながら、お互いを尊重しつつ相互に連携し、利用者の立場に立って問題に対処する大切さを学ぶ。

また、「スタンダード科目」では「地域創生と危機管理」を全学必修科目としており、受講者全員が一次救命措置の資格を修得する。また、学んだ知識、技能・能力を元にして、地域社会において必要とされている課題の発見と、解決する力を育むとともに、災害発生メカニズムの理解や、「マイタイムライン」作成など実践的な内容の授業を通し、防災・減災への備えについて理解を深め、地域貢献に役立てる内容となっている。

2. 地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

本学では、健康・医療・福祉分野の総合大学として、本学に関係するあらゆる人の「well-being」のため、身体的・精神的・社会的な支援を通じて、地域の健康寿命の延伸に取り組んでいる。令和元(2019)年 1 月に地域住民の健康寿命を延伸するための組織「しあわせ健康センター」を東広島キャンパス 2 号館に設置した。本センターは、令和 2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移転し、より充実した施設において活動しているが、コロナ禍により、現状では電話相談を中心に業務を進めている。

さらに、令和 2(2020)年 6 月に、東広島市が設置した「東広島市健幸ステーション連絡協議会」では、本学を中心に地域の健康づくりや介護予防等を担う多様な団体と連携し、フレイル対策に向けた方針や企画立案の検討を行うほか、健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けた情報交換を行っている。令和 3(2021)年度は、本学教員が講師を務め「フレイル予防講座」「フレイルアドバイザー・サポーター養成講座」を提供した。令和 3(2021)年 4 月には、呉キャンパス 3 号館 3 階スポーツラボ内に新たな活動場所を設けた。

これらの健康寿命延伸の研究及び地域貢献を果たすことにより、本学の健康・医療・福祉分野のブランド確立を目指す。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条第 1 項に学部組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 20 条及び編入学規定に編入学の修業年限等を定めている。学則第 21 条及び転入学規定並びに再入学規定に転入学、再入学の修業年限等を定めている。	3-1
第 89 条	○	学則第 30 条第 2 項に早期卒業に関する修業年限等を定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 5 条に職員組織を、学則第 6 条に職員の職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条及び各学部の教授会規定に教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 31 条及び大学院学則第 25 条、学位規定に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び自己評価委員会規定に大学に関する自己点検・評価に関することを定めている。 大学院学則第 2 条及び自己評価委員会規定に大学院に関する自己点検・評価に関することを定めている。 機関別認証評価については、大学は 7 年、専門職大学は 5 年以内に受審している。	6-2
第 113 条	○	本学のホームページにおいて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条に事務職員の職務を定めている。 技術職員は配置していない。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 20 条及び編入学規定に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 20 条及び編入学規定に専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 4 条	○	学則に以下を定めている。 一 第 10 条 (学年)、第 11 条 (学期)、第 12 条 (休業日)、 第 13 条 (修業年限) 二 第 3 条 (学部、学科および教育研究上の目的) 三 第 24 条 (授業科目)、第 25 条 (単位の計算方法) 四 第 26 条 (成績の評価)、第 27 条 (学位の授与) 五 第 4 条 (収容定員)、第 5 条 (職員) 六 第 15 条 (入学の時期)、第 16 条 (入学資格)、 第 17 条 (入学の出願)、第 18 条 (入学者の選考)、 第 19 条 (入学手続および入学許可)、第 20 条 (編入学)、 第 21 条 (転入学および再入学)、第 22 条 (転学部および 転学科)、第 23 条 (入学者の既修得単位等の取扱い)、 第 30 条 (卒業)、第 32 条 (休学)、 第 33 条 (休学期間)、第 36 条 (退学)、第 37 条 (除籍) 七 第 40 条 (入学検定料)、第 41 条 (学費)、第 42 条 (既納 の入学検定料、学費等)、第 43 条 (納期、納入方法等) 八 第 38 条 (表彰)、第 39 条 (懲戒) 九 第 53 条 (福利厚生施設)	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 39 条及び賞罰規定に学生の懲戒手続きを定めている。	4-1
第 28 条	○	文書取扱規定を定め、適切に備え付けている。	3-2
第 143 条	○	健康科学部の教授会において代議員会を設けており、健康科学部 教授会規定第 11 条及び健康科学部代議員会規定に定めている。	4-1
第 146 条	○	修業年限の通算は実施していないが、学則第 23 条に科目等履修 生として修得した単位の取扱いを定めている。	3-1
第 147 条	○	学則第 30 条第 2 項に早期卒業の認定基準、履修単位の上限を定 め、本学ホームページで公表している。要件を満たした学生本人 の申し出により学部長が推薦し教授会の議を経て学長が卒業を 認定する。	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	○	学則第 30 条第 2 項に早期卒業に関する要件を定めている。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	学則第 20 条及び編入学規定に短期大学卒業者の編入学を定めて いる。	2-1

広島国際大学

第 162 条	○	学則第 21 条及び転入学規定に転入学資格を定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条に学年、学則第 11 条に学期について定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	大学及び学科又は専攻毎に教育上の目的を踏まえて、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己評価委員会規定に自己点検評価について定め、本学の内部質保証の方針に基づき体制を整備している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的等について、本学ホームページにおいて公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 30 条及び学位規定に卒業証書・学位記の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 20 条及び編入学規定に高等専門学校卒業者の編入学を定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 20 条及び編入学規定に専修学校修了者の編入学を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守し、かつ水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条及び第 3 条に目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 18 条及び入試委員会規定を定め適切に入学選抜を行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	学則第 6 条に各種職員の職務を定めている。また、各種会議・委員会は教員と職員により組織され協働で運営をしている。	2-2
第 3 条	○	学則第 3 条に学部を定め、大学設置基準に基づき適正に組織されている。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学科を定め、大学設置基準に基づき適正に組織されている。	1-2

広島国際大学

第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 6 条に各職員の職務を定めている。また、大学設置基準に基づき適正に教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業形態・教育内容を勘案し適切に担当教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務家教員については、教授会等の教育課程の編成を検討する場 に参画するよう努めている。	3-2
第 11 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 12 条	○	任用規定第 6 条に学園以外に本務を有する者は専任職員に採用 できないことを定めている。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学設置基準に則り、必要数以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長候補者選考規定に学長の専任について定めている。	4-1
第 14 条	○	教員選考基準第 2 条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考基準第 3 条に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員選考基準第 4 条に講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員選考基準第 5 条に助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員選考基準第 6 条に助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	大学、学科（専攻）毎にカリキュラムポリシーを定め、体系的に 教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	学則第 24 条及び各学部の履修規定に教育課程を定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条に単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	各学部の履修規定に 1 年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 11 条に学期を定め、前・後期とも 15 週確保している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適正な学生数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 24 条及び第 25 条に、授業形態及びメディア利用につい て定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 29 条に授業計画の明示について定めている。	3-1

広島国際大学

第 25 条の 3	○	学則第 9 条の 2 に教育内容等の改善のための組織的な研修等を定めている	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 26 条及び 27 条並びに各学部履修規定に成績評価及び単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	各学部の履修規定に履修単位の上限を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	学則第 28 条及び各学部履修規定に他大学等における授業科目の履修等を定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 28 条及び各学部履修規定に他大学等における授業科目の履修等を定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 23 条に入学者の既修得単位等の取扱いについて定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 13 条の 2 及び長期履修学生規定に長期履修学生について定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 45 条及び科目等履修生規定に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 13 条及び第 32 条に修業年限及び卒業単位等の卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	校地には教育にふさわしい環境を整え、校舎には空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地またはその隣接地に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館及び図書等の資料等について設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	○	薬学及び体育に関する学部に対する附属施設として、薬草園及び体育館を設けている。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を設けている。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	本学が設置する 2 校地において、各校地とも教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	学則第 6 条及び組織規定に事務を遂行するための組織を定めている。	4-1 4-3

広島国際大学

第 42 条	○	学則第 6 条及び組織規定に学生の厚生補導を行う組織（教育・学生支援機構）を定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学部、学科及び教育・学生支援機構が委員会等において有機的に連携している。	2-3
第 42 条の 3	○	組織規定に職員の研修を行う組織（人事課）を定め、計画的に研修を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	－	該当なし	3-2
第 43 条	－	該当なし	3-2
第 44 条	－	該当なし	3-1
第 45 条	－	該当なし	3-1
第 46 条	－	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	－	該当なし	2-5
第 48 条	－	該当なし	2-5
第 49 条	－	該当なし	2-5
第 49 条の 2	－	該当なし	3-2
第 49 条の 3	－	該当なし	4-2
第 49 条の 4	－	該当なし	4-2
第 57 条	－	該当なし	1-2
第 58 条	－	該当なし	2-5
第 60 条	－	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 2 条	○	学則第 31 条及び学位規定に学士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 31 条及び学位規定に学位授与における適切な専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	－	該当しない	3-1
第 13 条	○	学則及び学位規定に学位に関する必要事項を定めており、学則は改定があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 24 条	○	寄附行為第 7 章（資産及び会計）の各種条文およびガバナンス・コード第 2 章（安定性・継続性〔学校法人運営の基本〕）、第 5 章（透明性の確保〔情報公開〕）において、運営基盤の強化、運営の透明性の確保について定め遵守している。 また、教育の質の向上を図るため、寄附行為第 4 条に教育基本法・学校教育法その他の法令に従うことを定め、加えてガバナンス・コード第 1 章（私立大学の自主性・自律性〔特色ある運営〕の尊重）において定め遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 22 条に監事の職務について定め監査を行っている。 また、寄附行為第 15 条に監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができるものを選任することを定め遵守している。さらに、寄附行為第 24 条及び第 34 条において利害関係を有する理事、評議員は議決に加わることができないことを定め遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 47 条に寄附行為の備え置き及び閲覧について定め遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 10 条に役員の定数について、第 13 条に理事長について定め遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は、ガバナンス・コード第 2 章（安定性・継続性〔学校法人運営の基本〕）に定め、私立学校法を遵守した運用を行っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 23 条及び第 24 条に理事会について定め遵守している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 19 条～第 22 条に役員の職務等を定め遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 11 条、第 15 条およびガバナンス・コード第 2 章（安定性・継続性〔学校法人運営の基本〕）に役員の選任について定め遵守している。また、役員選考手続規定で定めている理事・監事の選考委員会において、候補者について広く適任者の推薦を求める告示を行っている。当該告示の中で、適任者の資格（私立学校法第 38 条第 8 項の規定に定める事由に該当しない者、寄附行為第 18 条〔役員の解任、再任の禁止および退任〕に定める事由に該当しない者）について定め遵守している。	5-2

第 39 条	○	寄附行為第 15 条に監事の選任（本法人の理事、評議員、職員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者）について定め遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 17 条に役員の補充について定め遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 5 章（評議員会）の各種条文において、評議員会に関する事項を定め遵守している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 36 条及び第 50 条、第 52 条に諮問事項について定め遵守している。	5-3
第 43 条	○	ガバナンス・コード第 2 章（安定性・継続性〔学校法人運営の基本〕）に評議員会の役割等について定め、私立学校法を遵守した運用を行っている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 28 条及び第 29 条に評議員会の構成、評議員の選任について定め遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 56 条に役員の学校法人に対する損害賠償責任について定め遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任について、ガバナンス・コード第 2 章（安定性・継続性〔学校法人運営の基本〕）にも定め、私立学校法を遵守した運用を行っている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の本学校法人又は第三者に対する損害賠償責任における他の役員の連帯債務者について、私立学校法を遵守した運用を行っている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 57 条（責任の免除）及び第 58 条（責任限定契約）、第 59 条（理事が自己のためにした取引に関する特則）を定め、一般社団・財団法人法を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 52 条に寄附行為の変更について定め遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 45 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 46 条に決算及び実績の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 47 条に財産目録等の備付および閲覧について定め遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 49 条及び役員等報酬規定に役員の報酬を定め遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 44 条に会計年度を定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 48 条に情報の公開について定め遵守している。	5-1

広島国際大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条に研究科組織構成を定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 30 条に入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 155 条	○	大学院学則第 30 条に入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 30 条に入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	－	該当なし	2-1
第 158 条	－	該当なし	2-1
第 159 条	－	該当なし	2-1
第 160 条	－	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 1 条	○	大学院設置基準を遵守し、かつ水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条及び第 4 条に目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 32 条及び入試委員会規定を定め、適切に入学者選抜を行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院学則第 8 条に職員組織を定め、各種会議・委員会は教員と職員により組織され協働で運営をしている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に課程を定め、大学設置基準に基づき適正に組織されている。	1-2
第 2 条の 2	－	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条に修士課程の目的を定めている。また、大学院学則第 5 条に修業年限を定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条に博士課程の目的を定めている。また、大学院学則第 5 条に修業年限を定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 4 条に研究科について定め、大学院設置基準に基づき適正に組織されている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条に専攻について定めている。	1-2

広島国際大学

第 7 条	○	学部に基礎を置き適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 8 条に職員組織を定め、大学院設置基準に基づき適正に組織されている。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院教員選考規定に各課程の教員資格を定めている。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 7 条に収容定員を定めている。	2-1
第 11 条	○	研究科・専攻毎にカリキュラムポリシーを定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 13 条に教育方法を定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 9 条及び大学院教員選考規定に研究指導を定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	必要に応じて夜間及び休業日に授業または研究指導を実施している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 13 条に授業計画等の明示を、大学院学則第 23 条及び学位規定に学位論文の審査等について定めている。	3-1
第 14 条の 3	○	大学院学則第 13 条の 2 に教育内容等の改善のための組織的な研修等を定めている。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則に以下を定めている。 第 5 条の 2 (長期履修学生)、第 7 条 (収容定員)、第 13 条 (教育方法)、第 14 条 (授業科目、研究指導分野、単位および履修方法)、第 16 条 (他の大学院等の授業科目の履修)、第 18 条 (入学前の既修得単位等の認定)、第 21 条 (単位の授与)、第 22 条 (課程の修了要件)、第 26 条 (学年)、第 27 条 (学期)、第 28 条 (休業日)、第 48 条 (科目等履修生)	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 22 条に課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 22 条に課程の修了要件を定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備については、学部と大学院で共有している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし	2-5

広島国際大学

第 22 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	○	大学院学則第 8 条に事務組織を定めている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	履修ガイダンス等において、本学が実施している FD 研修会への参加を促している。	2-3
第 42 条の 3	○	大学院学則第 45 条に学費について定めるとともに、本学ホームページ等により明示している。	2-4
第 43 条	○	組織規定に職員の研修を行う組織（人事課）を定め、計画的に研修を実施している。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準を遵守し、かつ水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学院学則第 1 条及び第 4 条に目的を、大学院学則第 5 条に修業年限を定めている。	1-2
第 3 条	—	該当なし	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 8 条に職員組織を定め、専門職大学院設置基準に基づき適正に組織されている。	3-2 4-2
第 5 条	○	大学院教員選考規定に教員資格を定めている。	3-2 4-2
第 6 条	○	大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会規定を定め、教育課程を編成している。	3-2
第 6 条の 2	○	大学院心理科学研究科専門職学位課程教育課程連携協議会規定を定め、教育課程連携協議会を設けている。	3-2
第 6 条の 3	—	該当なし	3-2
第 7 条	○	大学院学則第 7 条に収容定員を定め、教育効果を考慮し適正な学生数で授業を行っている。	2-5
第 8 条	○	大学院学則第 13 条に教育方法を、第 14 条に授業科目、研究指導分野、単位及び履修方法を定め適切な方法により授業を行っている。	2-2 3-2
第 9 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 10 条	○	大学院学則第 13 条に授業計画等の明示を、大学院学則第 23 条及び学位規定に専門職学位課程修了認定について定めている。	3-1
第 11 条	○	大学院学則第 13 条の 2 に教育内容等の改善のための組織的な研修等を定めている。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	○	大学院学則第 15 条に履修単位数の上限を定めている。	3-2
第 12 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	大学院学則第 16 条に他の大学院等の授業科目の履修を定めている。	3-1
第 14 条	○	大学院学則第 18 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 15 条	○	大学院学則第 22 条に課程の修了要件を定めている。	3-1
第 16 条	○	在学期間の短縮は適用していない。	3-1

広島国際大学

第 17 条	○	専門職大学院設置基準に基づき適切に備えている。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし	2-1
第 20 条	—	該当なし	2-1
第 21 条	—	該当なし	3-1
第 22 条	—	該当なし	3-1
第 23 条	—	該当なし	3-1
第 24 条	—	該当なし	3-1
第 25 条	—	該当なし	3-1
第 26 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	—	該当なし	3-1
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-2
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	3-1
第 42 条	○	専門職大学院設置基準に定めのない事項については、大学院設置基準に基づき適切に運営している。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 3 条	○	大学院学則第 25 条及び学位規定に修士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 25 条及び学位規定に博士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 23 条及び学位規定に学位論文の審査等に係る協力を定めている。	3-1

広島国際大学

第 12 条	○	大学院学位申請等取扱要領に博士の学位授与の報告を定めている。	3-1
--------	---	--------------------------------	-----

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	項目
第 1 条	—	—	6-2 6-3
第 2 条	—	—	3-2
第 3 条	—	—	2-2 3-2
第 4 条	—	—	3-2
第 5 条	—	—	3-1
第 6 条	—	—	3-1
第 7 条	—	—	3-1
第 9 条	—	—	3-2 4-2
第 10 条	—	—	2-5
第 11 条	—	—	2-5
第 12 条	—	—	2-2 3-2
第 13 条	—	—	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人常翔学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	広島国際大学 2023 年度大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	広島国際大学学則	【資料 F-3-①】
	広島国際大学大学院学則	【資料 F-3-②】
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度入学者選抜要項（各入試方式）	【資料 F-4-①】
	2023 年度大学院入学試験要項	【資料 F-4-②】
	2023 年度助産学専攻科入学試験要項	【資料 F-4-③】
	2023 年度広島国際大学入試ガイド	【資料 F-4-④】
【資料 F-5】	学生便覧	
	2022 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人常翔学園 2022 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2021 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど（大学案内抜粋）	
	広島県内における位置関係図	
	最寄駅からのアクセスマップ	
	校舎、運動場等の配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	常翔学園広島国際大学規定集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿	
	理事会の開催状況（2021 年度）	
	評議員名簿	
	評議員会の開催状況（2021 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11-①】
	監事監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11-②】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修申請要領	【資料 F-12-①】
	2022 年度シラバス	【資料 F-12-②】
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	アドミッション・ポリシー	【資料 F-13-①】
	カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13-②】
	ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13-③】
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	健康科学部医療福祉学科附帯事項等に対する履行状況等	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	広島国際大学学則	【資料 F-3-①】と同じ
【資料 1-1-2】	広島国際大学大学院学則	【資料 F-3-②】と同じ
【資料 1-1-3】	広島国際大学助産学専攻科規定	
【資料 1-1-4】	広島国際大学ホームページ（教育に関する基本方針） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒教育に関する基本方針）	
【資料 1-1-5】	広島国際大学ホームページ（UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/ui.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒UI（ユニバーシティ・アイデンティティ））	
【資料 1-1-6】	広島国際大学ホームページ（将来像） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/future.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒将来像）	
【資料 1-1-7】	2014 年度第 3 回学部長会議議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	UI ワーキング提案資料	
【資料 1-2-2】	広島国際大学ホームページ（学生便覧 10 ページ 教育に関する基本方針） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）	
【資料 1-2-3】	広島国際大学ホームページ（教育に関する基本方針） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒教育に関する基本方針）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-4】	広島国際大学ホームページ（建学の精神） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/soul.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒建学の精神）	
【資料 1-2-5】	常翔学園ホームページ（学園案内 2021） https://www.josho.ac.jp/guide/html5.html#page=1 （ホーム⇒学園紹介⇒学園案内（デジタルパンフレット））	
【資料 1-2-6】	2022 年度広島国際大学読本	
【資料 1-2-7】	広国大 教職員ハンドブック 2022	
【資料 1-2-8】	建学の精神、教育の理念の周知用ポスター	
【資料 1-2-9】	コンプライアンスハンドブック	
【資料 1-2-10】	COMPLIANCE CARD 改訂版	
【資料 1-2-11】	第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022 年度）	
【資料 1-2-12】	広島国際大学ホームページ（アドミッション・ポリシー） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒アドミッション・ポリシー）	

広島国際大学

【資料 1-2-13】	広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー[学部] https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p/curriculum_p_2020.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー）	
【資料 1-2-14】	広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー[大学院] https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p/curriculum_p_in.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー [2020 年度入学生] ）	
【資料 1-2-15】	広島国際大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー [学部] https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/diploma_p/diploma_p_2020.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒ディプロマ・ポリシー [2020 年度入学生] ）	
【資料 1-2-16】	広島国際大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー [大学院] https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/diploma_p/diploma_g_2021.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒ディプロマ・ポリシー [2021 年度入学生] ）	
【資料 1-2-17】	組織規定の抜粋＜広島国際大学該当部分＞	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2022 年度入学者選抜要項（各入試方式）	【資料 F-4-①】と同じ
【資料 2-1-2】	2022 年度社会人入学選抜要項、編入学選抜要項	
【資料 2-1-3】	2022 年度外国人留学生入学選抜要項、帰国生徒入学選抜要項	
【資料 2-1-4】	2023 年度大学院入学試験要項	【資料 F-4-②】と同じ
【資料 2-1-5】	2023 年度助産学専攻科入学試験要項	【資料 F-4-③】と同じ
【資料 2-1-6】	2023 年度広島国際大学入試ガイド	【資料 F-4-④】と同じ
【資料 2-1-7】	広島国際大学ホームページ（アドミッション・ポリシー） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒アドミッション・ポリシー）	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-1-8】	広島国際大学入試委員会規定	
【資料 2-1-9】	2022 年度入試実施に係る担務について（連絡）	
【資料 2-1-10】	2022 年度入試問題等(原稿・初校・再校・最終校)受付簿	
【資料 2-1-11】	広島国際大学大学院長期履修学生規定	
【資料 2-1-12】	広島国際大学長期履修学生規定	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	広島国際大学教育・学生支援推進委員会規定	
【資料 2-2-2】	広島国際大学教育・学生支援機構関連委員会構成図	
【資料 2-2-3】	広島国際大学ホームページ（入学前教育）昨年度写し ※現在は期間外のため非公開	
【資料 2-2-4】	オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-5】	ピアサポート相談会案内	
【資料 2-2-6】	学修計画と振り返りについて『目的/ログイン編』 ～学修成果可視化システム「Assessmentor（アセスメンター）」の活用～	
【資料 2-2-7】	除籍・退学にかかる所見シート	
【資料 2-2-8】	卒業生支援システム利用申請要項	

広島国際大学

【資料 2-2-9】	広島国際大学 障がい学生修学支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-10】	広島国際大学ホームページ（障がい学生支援室） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/support/handicap.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生生活支援⇒障がい学生支援室）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2022 年度 就業力育成プログラム実施手引き	
【資料 2-3-2】	就業力育成プログラム評価アンケート	
【資料 2-3-3】	2022 年度 エクステンション講座のご案内	
【資料 2-3-4】	2022 年度広島国際大学資格取得奨励金対象資格一覧	
【資料 2-3-5】	学修計画と振り返りについて『目的/ログイン編』 ～学修成果可視化システム「Assessmentor（アセスメンター）」の活用～	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-3-6】	2022 求人にかかるご案内	
【資料 2-3-7】	CAREER GUIDE BOOK キャリアガイドブック 2022	
【資料 2-3-8】	学内ポータルサイト（求人企業情報検索画面）	
【資料 2-3-9】	2022 年度キャリア支援事業年間スケジュール	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	広国大 教職員ハンドブック 2022	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-4-2】	2022 年度入学生対象 健康科学部 医療福祉学科 奨学金・就学支援制度のご案内	
【資料 2-4-3】	広島国際大学ホームページ（学生便覧 35 ページ 学費について） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）	
【資料 2-4-4】	広島国際大学ホームページ（学生便覧 20 ページ 学外実習について） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）	
【資料 2-4-5】	広島国際大学学部生研究活動援助金交付制度	
【資料 2-4-6】	広島国際大学大学院研究活動奨励金規定	
【資料 2-4-7】	広島国際大学ホームページ（新型コロナウイルス感染症における各種経済的支援等に係る申請方法について） https://www.hirokoku-u.ac.jp/information/2020/35686/35953.html （ホーム⇒ニュース・トピックス）	
【資料 2-4-8】	広島国際大学ホームページ（第 3 回広島国際大学コロナ対策 学生修学支援金の募集について） https://www.hirokoku-u.ac.jp/important_information/47862/47316.html （ホーム⇒ニュース・トピックス）	
【資料 2-4-9】	広島国際大学ホームページ（学生便覧 67 ページ 「保険等」の案内・加入について） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）	
【資料 2-4-10】	広島国際大学ホームページ（課外活動） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/activities/index.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒課外活動）	
【資料 2-4-11】	広島国際大学ホームページ（チャレンジプロジェクト） https://www.hirokoku-u.ac.jp/hiu-standard/challenge/ （ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒チャレンジプロジェクト）	
【資料 2-4-12】	広島国際大学賞罰規定	
【資料 2-4-13】	広島国際大学ホームページ（ボランティアセンター） https://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/volunteer/index.html （ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒ボランティアセンター）	

広島国際大学

【資料 2-4-14】	各種講演会案内等	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	広島国際大学図書廃棄基準	
【資料 2-5-2】	廃棄該当書籍	
【資料 2-5-3】	広島国際大学ホームページ（心理臨床センター） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/ps_center.html （ホーム⇒大学紹介⇒施設案内⇒心理臨床センター）	
【資料 2-5-4】	広島国際大学 教室収容定員等一覧（車いす着席可能場所含）	
【資料 2-5-5】	2022 年度実験・実習・演習科目受講者・担当教員数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	受講生満足度調査アンケート質問項目	
【資料 2-6-2】	VOS カード	
【資料 2-6-3】	学生相談室来室対応状況一覧	
【資料 2-6-4】	学生相談室事業報告書 2020 年度	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	広島国際大学ホームページ（学生便覧 14 ページ ディプロマ・ポリシー） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）	
【資料 3-1-2】	広島国際大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー） http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/diploma_p.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒ディプロマ・ポリシー）	【資料 1-2-15】 【資料 1-2-16】と同じ
【資料 3-1-3】	広島国際大学学則	【資料 F-3-①】と同じ
【資料 3-1-4】	広島国際大学大学院学則	【資料 F-3-②】と同じ
【資料 3-1-5】	広島国際大学助産学専攻科規定	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-6】	広島国際大学ホームページ（履修申請要領） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/course_application.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒履修申請要領）	【資料 F-12-①】と同じ
【資料 3-1-7】	2022 年度電子シラバス（学部・大学院）の作成について(依頼)	
【資料 3-1-8】	広島国際大学ホームページ（電子シラバス） http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/index.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒シラバスの利用）	【資料 F-12-②】と同じ
【資料 3-1-9】	2021 年度 前期成績確認願の取扱いについて	
【資料 3-1-10】	成績確認願	
【資料 3-1-11】	広島国際大学 理学療法学専攻 3 年生臨床評価実習後 OSCE 概要	
【資料 3-1-12】	広島国際大学 理学療法学専攻 4 年生総合臨床実習後 OSCE 概要	
【資料 3-1-13】	薬学共用試験センターホームページ（薬学共用試験について） http://www.phcat.or.jp/?page_id=258 （ホーム⇒薬学共用試験について）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	広島国際大学ホームページ（学生便覧 13 ページ カリキュラム・ポリシー） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studenthandbook.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学生便覧）	

広島国際大学

【資料 3-2-2】	広島国際大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/curriculum_p.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒カリキュラム・ポリシー）	【資料 1-2-13】 【資料 1-2-14】と同じ
【資料 3-2-3】	広島国際大学ホームページ（カリキュラムツリー） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/tree.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒カリキュラムツリー（履修系統図））	
【資料 3-2-4】	広島国際大学ホームページ（履修申請要領） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/course_application.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒履修申請要領）	【資料 F-12-①】と同じ
【資料 3-2-5】	広島国際大学ホームページ（オプション科目の履修モデルについて） https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/suisho.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学業（履修について）⇒オプション科目の履修モデルについて）	
【資料 3-2-6】	広島国際大学ホームページ（電子シラバス） http://syllabus-pub.jp/hirokokku-u/index.html （ホーム⇒在学生の方へ⇒学業⇒シラバスの利用）	【資料 F-12-②】と同じ
【資料 3-2-7】	広島国際大学ホームページ（教育の特色） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/education/index.html （ホーム⇒大学紹介⇒広島国際大学の概要⇒教育の特色）	
【資料 3-2-8】	広島国際大学ホームページ（基盤教育センターの概要） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/education/summery.html （ホーム⇒大学紹介⇒施設案内⇒基盤教育センター⇒基盤教育センターの概要）	
【資料 3-2-9】	2022 年度基盤教育センター 基盤教育検討部門 運営体制	
【資料 3-2-10】	2022 年度基盤教育センター各部門等の委員について	
【資料 3-2-11】	2021 年度前期 授業参観ウィーク（依頼文書）（実施報告）	
【資料 3-2-12】	2021 年度後期 授業参観ウィーク（依頼文書）（実施報告）	
【資料 3-2-13】	受講生満足度調査アンケート質問項目	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-14】	2021 年度英語プレイスメントテスト	
【資料 3-2-15】	2021 年度「数学」習熟度試験	
【資料 3-2-16】	薬学ゼミナール 2021 年度全国統一プレイスメントテストⅠ （化学・生物・数学・物理）	
【資料 3-2-17】	薬学ゼミナール 2021 年度全国統一プレイスメントテストⅡ （化学・生物・数学・物理）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学修計画と振り返りについて『目的/ログイン編』 ～学修成果可視化システム「Assessmentor（アセスメンター）」 の活用～	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 3-3-2】	アセスメント・チェックリスト	
【資料 3-3-3】	Assessmentor 導入に伴う新たな学生支援・指導体制について	
【資料 3-3-4】	広島国際大学 DP ルーブリック【達成指標】	
【資料 3-3-5】	2021 年度前期 受講生満足度調査アンケートへのご協力をお願い （2020 年度第 10 回 FD 委員会資料）	
【資料 3-3-6】	2021 年度後期 受講生満足度調査アンケートへのご協力をお願い （2021 年度第 3 回 FD 委員会資料）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	広島国際大学大学・大学院運営会議	
【資料 4-1-2】	職制に関する規定	
【資料 4-1-3】	任用規定	
【資料 4-1-4】	事務職員任用基準	
【資料 4-1-5】	医療職員任用基準	
【資料 4-1-6】	事務系職員人事評価規定	
【資料 4-1-7】	広島国際大学教育・学生支援推進委員会規定	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-8】	広島国際大学教育・学生支援機構関連委員会構成図	【資料 2-2-2】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	広島国際大学大学院教員選考規定	
【資料 4-2-2】	広島国際大学教員選考委員会規定	
【資料 4-2-3】	広島国際大学教員選考基準	
【資料 4-2-4】	任用規定	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-2-5】	2022年度 広島国際大学 教員活動評価について	
【資料 4-2-6】	FD活動／FDプログラム ガイドブック	
【資料 4-2-7】	2021年度教職員研修(FD・SD)開催案内	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	専任事務職員対象 研修ガイド2022	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	広島国際大学研究支援・社会連携センター規定	
【資料 4-4-2】	2021年度 広島国際大学 科学研究費助成事業 間接経費 使途計画（過去2年度実績報告含む）について	
【資料 4-4-3】	広島国際大学「初年次教育」ハンドブック 大学への扉	
【資料 4-4-4】	安全保障輸出管理事前確認チェックシートの運用について （運用依頼）	
【資料 4-4-5】	様式1 安全保障輸出管理事前確認チェックシート （外国出張・海外研修・オンライン用）	
【資料 4-4-6】	様式2 安全保障輸出管理事前確認シート 〔外国人（研究者、留学生）受入用〕	
【資料 4-4-7】	経常研究支援費取扱要項	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人常翔学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人常翔学園行動規範	
【資料 5-1-3】	コンプライアンスハンドブック	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-1-4】	COMPLIANCE CARD 改訂版	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-1-5】	監事監査規定	
【資料 5-1-6】	内部監査規定	
【資料 5-1-7】	公益通報等に関する規定	
【資料 5-1-8】	人権侵害の防止に関する規定	
【資料 5-1-9】	個人情報の保護に関する規定	
【資料 5-1-10】	学校法人常翔学園利益相反ポリシー	
【資料 5-1-11】	学校法人常翔学園学術研究倫理憲章	
【資料 5-1-12】	学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン	

広島国際大学

【資料 5-1-13】	学校法人常翔学園（大阪工業大学・摂南大学・広島国際大学）ガバナンス・コード	
【資料 5-1-14】	広島国際大学ガバナンス・コードの実施状況点検結果	
【資料 5-1-15】	組織規定	
【資料 5-1-16】	USR 推進委員会規定	
【資料 5-1-17】	広島国際大学人権侵害防止委員会規定	
【資料 5-1-18】	学園個人情報保護委員会規定	
【資料 5-1-19】	広島国際大学ホームページ（情報の公表） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/index.html （ホーム⇒大学紹介⇒情報の公表）	
【資料 5-1-20】	第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022 年度）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-1-21】	2022 年度理事長指針・学校長方針	
【資料 5-1-22】	学校法人常翔学園 2022 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-23】	学校法人常翔学園災害時行動マニュアル	
【資料 5-1-24】	広国大 教職員ハンドブック 2022	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-1-25】	マイクロソフト包括ライセンス数契約情報	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人常翔学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会出席状況（過去 5 年間）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	事業策定会議規定	
【資料 5-3-2】	学校法人常翔学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	監事監査規定	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-4】	評議員会議事録	
【資料 5-3-5】	評議員会出席状況（過去 5 年間）	
5-4. 財政基盤と収支		
【資料 5-4-1】	J-Vision 22－常翔学園創立 100 周年に向けて	
【資料 5-4-2】	第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022 年度） 基本 10 項目（財務）	
【資料 5-4-3】	2021 年度 計算書類	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	予算編成規定	
【資料 5-5-2】	予算執行規定	
【資料 5-5-3】	決算規定	
【資料 5-5-4】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-5】	監事監査規定	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-5-6】	監査報告書	
【資料 5-5-7】	内部監査規定	【資料 5-1-6】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	広島国際大学自己評価委員会規定	
【資料 6-1-2】	内部質保証体制の見直しについて （2020 年度第 11 回大学・大学院運営会議資料）	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	広島国際大学ホームページ（自己点検・評価報告書） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/index.html （ホーム⇒大学紹介⇒情報の公表⇒自己点検・評価⇒自己点検・評価報告書）	

広島国際大学

【資料 6-2-2】	広島国際大学ホームページ（情報の公表） https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/index.html （ホーム⇒大学紹介⇒情報の公表）	【資料 5-1-19】と同じ
【資料 6-2-3】	2021 年度「学外評価委員会」の実施について（報告）	
【資料 6-2-4】	他学部・他学科による「第三者評価」の実施について（報告）	
【資料 6-2-5】	広島国際大学 IR センター規定	
【資料 6-2-6】	2021 年度教育ネットワーク中国 広島国際大学 全体の分析 退学・除籍者の傾向と対策	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	内部質保証体制の見直しについて （2020 年度第 11 回大学・大学院運営会議資料）	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-3-2】	2022 年度 第 1 回 自己評価運営委員会議事録	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	広島国際大学ホームページ（広国市民大学） https://www.hirokoku-u.ac.jp/everyones_college/ （ホーム⇒広国市民大学）	
【資料 A-1-2】	広島国際大学ホームページ（しあわせ健康センター） https://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/shiawase.html （ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒しあわせ健康センター）	
【資料 A-1-3】	広島国際大学ホームページ（心理臨床センター） http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/ps_center.html （ホーム⇒大学紹介⇒施設案内⇒心理臨床センター）	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 A-1-4】	呉市ホームページ https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/59/herusapo.html （トップページ⇒健康⇒健康維持・増進 ⇒「ヘルスサポートくれ」推進事業）	
【資料 A-1-5】	広島国際大学ホームページ（連携・協定について） http://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/renkei.html （ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒連携・協定について）	
【資料 A-1-6】	広島国際大学ホームページ（研究者要覧） http://www.hirokoku-u.ac.jp/research/ （ホーム⇒研究者要覧）	
【資料 A-1-7】	広島国際大学ホームページ（ボランティアセンター） http://www.hirokoku-u.ac.jp/cooperation/volunteer/index.html （ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒ボランティアセンター）	【資料 2-4-13】と同じ
【資料 A-1-8】	広島国際大学ホームページ（チャレンジプロジェクト） https://www.hirokoku-u.ac.jp/hiu-standard/challenge/ （ホーム⇒産官学連携・地域連携⇒チャレンジプロジェクト）	【資料 2-4-11】と同じ